

平成18年度事務事業評価表

| | | |
|------------------------------------|---|------------------------|
| 【事務事業名】 健康づくり推進事業 | 【府中市総合計画】 第1章 安心していきいきと暮らせるまちづくり 1 健康・医療 (1) 健康づくり 健康づくりの推進 | 【開始年度】 昭和62年 |
| 【主管部課】 福祉保健部健康推進課 | | |

| | |
|------------------------------|---|
| 【実施根拠】 府中市保健センター条例 | 【類似・関連事業】 トレーニング室運営(総合体育館・生涯学習センター) |
|------------------------------|---|

【事業を取り巻く現況(市民の反応、国・都・他市の状況等)】
 利用者や受講者等の反応は非常によく、利用者アンケート等の結果も良好である。健康度測定及び食生活セミナーは、都内26市中、本市のみで実施している。

1 PLAN:計画

| | |
|----------------------|------------------------------|
| 【事業の目的・目標】 | |
| 事業の対象は | 市民・在勤者等(20歳以上) |
| どのような方法で(どの細事業を活用して) | 健康増進事業、栄養改善事業を実施することにより。 |
| どのような状態にしたいか | 健康寿命の延伸、壮年期死亡の減少、生活の質の向上を図る。 |

| | | | | | | | | | |
|--|-------|-------|-------|------|---|--------|--------|--------|--------|
| 【評価指標】 参考指標(単位) = 健康度測定利用者数 (人) | | | | | 参考指標(単位) = トレーニングフロア利用者 (人) | | | | |
| 【指標の考え方】 健康度の測定は、継続的な健康づくりを行うに当たって、医学的検査による判定の結果を基に、各々の健康状態に応じた運動プログラムで健康づくりに取組むものである。 | | | | | 【指標の考え方】 最大受け入れ可能人数(1単位40人)に対する、利用者数の割合をみることによって健康づくりへの関心度を推測 | | | | |
| 【目標値の設定根拠】 最大可能利用者数(1日10人×月6日) | | | | | 【目標値の設定根拠】 最大受け入れ可能人数(1単位40人×開室数) | | | | |
| | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 |
| 目標達成率 | 20.6% | 26.4% | 34.2% | 0.0% | 目標達成率 | 70.0% | 65.1% | 64.7% | 0.0% |
| 目標値 | 1,200 | 720 | 720 | 720 | 目標値 | 13,080 | 13,080 | 13,080 | 13,080 |
| 実績値 | 247 | 190 | 246 | | 実績値 | 9,157 | 8,518 | 8,468 | |

2 Do:実施

| | | | | | | | |
|----------------------------------|--------|-------|-------|------------|---------------|-------|----------|
| 【事業の概要】 (事業費及び特定財源/単位:千円) | | | | | | | |
| 主な内容 | 事業費 | 特定財源 | 従事職員 | 総費用 | 実績区分(単位)及び実績値 | | 単価(円) |
| 健康度測定 | 1,739 | 738 | 0.5 人 | 4,995,707 | 延べ利用者 (人) | 246 | 20,307.8 |
| トレーニング室運営 | 17,034 | 2,541 | 0.2 人 | 16,090,883 | 延べ利用者 (人) | 8,468 | 1,900.2 |
| 健康まつり | 159 | 0 | 0.5 人 | 4,153,707 | 来場者 (人) | 1,245 | 3,336.3 |
| 栄養改善事業(講座・地区助成) | 580 | 0 | 0.3 人 | 2,976,824 | 受講者 (人) | 955 | 3,117.1 |
| | | | 人 | 0 | () | | #DIV/0! |

健康度測定の特定財源は、利用者の利用料。(市民:2000円 市外:9000円)
 トレーニング室運営の特定財源は、利用者の施設使用料。(1回:300円/平成15年7月から市外料金を設定済)
 健康まつりは、毎年10月に、府中公園で、福祉まつりと合同開催。栄養改善事業は、推進員の養成及び地域で栄養教室等を実施。

| | | | |
|---|------------------------------|-------|--|
| 3 Check:評価 | | | |
| 【事業の役割】市民ニーズ等の変化により、事業の役割が薄れていないか。 | A:薄れていない B:若干薄れている C:薄れている | [A] | |
| 【実施の必要性】市が実施すべき事業か。同様の内容を民間がやっていないか。 | A:市が実施すべき B:市以外でも実施している。 | [A] | |
| <必要性> 保健計画「健康ふちゅう21」の目的である健康寿命の延伸、壮年期死亡の減少、生活の質の向上などの取り組みを推進するため、健康的な生活習慣づくり、その推進策である運動実践の取組み場としては重要である。 | | | |
| 【内容の見直し】成果の向上のため、事業内容に見直しの余地があるか。 | A:見直しの余地なし B:検討の余地あり C:見直すべき | [B] | |
| <有効性> 運動実践による生活習慣病の予防効果は明らかで、利用時間や運動指導のあり方など、より多くの市民が利用できるよう検討する。 | | | |
| 【民間委託等】民間活力の活用により成果を下げずにコストを下げられるか。 | A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み | [A] | |
| 【統合・連携】類似事業等との統合・連携によるコスト削減は可能か。 | A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み | [A] | |
| <効率性> 医学的検査に基づく運動環境は、民間施設等には整備されていないこと、また市民が低廉な料金で施設利用することは難しい。 | | | |
| 【事業構成の妥当性】目的達成のために必要な事業構成になっているか。 | A:事業構成は妥当である。 B:事業構成は妥当ではない。 | [A] | |
| <妥当性> 生活習慣病の予防のため、て保健師・栄養士が適切な個別指導(保健指導や栄養指導)を行う効果的な事業である。 | | | |

| | |
|--|--|
| 【今後の課題】 | |
| 保健計画「健康ふちゅう21」の目的である生活習慣病予防のため、健康づくりの場として魅力ある運動プログラムを創出する。 | |

| | |
|--|--|
| 4 Action:見直し | |
| 【今後の具体的な対策】 | |
| トレーニング室は、医学的検査に基づき、ヘルスフィットネスを目的とする他に無い特徴的な施設であり、健診事業や健康教育との連携事業とするなど利用促進に努め、栄養改善事業については、市民・民間・学校等の社会資源と協働をすすめ、より多くの市民が参加また利用が可能となるよう、夜間や休日においての実施を検討するなど利用者増を図る。 | |

| | | | |
|-------------------|--------------------------|------------|---|
| 【総合評価】 | | | |
| A 現状のまま継続 | B 見直して継続 | C 休止・廃止 | A |
| 1 大幅な見直しは必要ない | 1 重点化・拡大 | 1 休止 | |
| 2 見直しには法令等の改正が必須 | 2 構成事業の見直し | 2 廃止 | 2 |
| 3 見直しの必要性があるが時期尚早 | 3 構成事業の移行 (他事務事業への移行) | 3 完了 | |
| 4 現状では見直しが不可能 | 4 規模の縮小 | (_____年度) | |

| | |
|---|--|
| 【コメント】 | |
| 市民一人ひとりの健康づくりに対する意思や意欲を高めるため、普及啓発活動及び主体的健康づくり活動を支援する。 | |

| | | |
|---|--|---|
| 行政評価委員会からのコメント | | A |
| 当該事業は、健康まつりの開催により市民の健康に対する意識の向上を図り、健康度測定や栄養改善事業などを通して具体的な指導・助言を実施している。利用者の好評を得ており生活習慣病の予防に一定の効果を上げていると思われる。今後は、休日での実施などより多くの市民が利用できる体制を検討し利用者の拡大を図ることが望ましい。 | | 1 |

平成18年度事務事業評価表

| | | |
|---------------------------------|--|---|
| 【事務事業名】 健康相談事業 | 【府中市総合計画】 第1章 安心していきいきと暮らせるまちづくり 1 健康・医療 (1) 健康づくり 相談体制の充実 | 【開始年度】 S.30(母子保健) S.41(成人) |
| 【主管部課】 福祉保健部健康推進課 | | |

| | |
|---------------------------------|------------------------|
| 【実施根拠】 母子保健法 老人保健法 | 【類似・関連事業】 なし |
|---------------------------------|------------------------|

【事業を取り巻く現況(市民の反応、国・都・他市の状況等)】
 平成9年度に、妊産婦・新生児訪問の他、乳幼児健診、妊産婦健診等母子保健法に基づく事業全般が都から事務移譲され、平成16年度に養育医療事務が事務移譲されている。老人保健法に基づく健康相談事業は、重点健康相談、総合健康相談等に分類され、重点健康相談は、病態別健康相談を対象に、市町村の状況に応じて実施することになっており、府中市では高血圧・高脂血症・糖尿病・歯周疾患・骨粗しょう症など8項目について応じています。

1 PLAN:計画

| | |
|-----------------------------|---|
| 【事業の目的・目標】 | |
| 事業の対象は | 市民(健康管理のため、健康に関する個別の相談に応じ、指導・助言する。) |
| どのような方法で(どの細事業を活用して) | 健診受診者及び健康教育受講者に、面接相談や電話相談等を実施する。 |
| どのような状態にしたいか | 母子及び成人保健に関する疾病の予防・栄養・運動・子育てなどについて、疑問や不安を解消する。 |

【評価指標】

| 基本指標(単位) = 保育相談利用者(過去3年実績平均)(人) | 参考指標(単位) = 母子保健相談件数(電話相談を含む)(人) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|-------|--------|-------|------|-------|-------|-------|--------|------|-----|-------|-------|-------|-------|-----|-------|-------|-------|--|---|--|------|------|------|------|-------|-------|-------|--------|------|-----|-------|-------|-------|-------|-----|-------|-------|-------|--|
| 【指標の考え方】 保健センターにおける健康相談事業の充実を目標とする。 | 【指標の考え方】 家庭での健康管理に資するという事業の性格上、具体的効果の測定の指標化は難しい。このため所内相談の充実の意味で、保健相談室の相談件数を目標値とする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【目標値の設定根拠】 過去3年間の平均相談件数を目標値として設定する。 | 【目標値の設定根拠】 過去3年間の平均相談件数を目標値として設定する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標達成率</td> <td>76.3%</td> <td>90.5%</td> <td>132.5%</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>目標値</td> <td>3,740</td> <td>3,194</td> <td>3,429</td> <td>3,429</td> </tr> <tr> <td>実績値</td> <td>2,853</td> <td>2,889</td> <td>4,545</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 目標達成率 | 76.3% | 90.5% | 132.5% | 0.0% | 目標値 | 3,740 | 3,194 | 3,429 | 3,429 | 実績値 | 2,853 | 2,889 | 4,545 | | <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標達成率</td> <td>83.0%</td> <td>91.1%</td> <td>110.1%</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>目標値</td> <td>1,540</td> <td>1,237</td> <td>1,267</td> <td>1,300</td> </tr> <tr> <td>実績値</td> <td>1,278</td> <td>1,127</td> <td>1,395</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 目標達成率 | 83.0% | 91.1% | 110.1% | 0.0% | 目標値 | 1,540 | 1,237 | 1,267 | 1,300 | 実績値 | 1,278 | 1,127 | 1,395 | |
| | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 目標達成率 | 76.3% | 90.5% | 132.5% | 0.0% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 目標値 | 3,740 | 3,194 | 3,429 | 3,429 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 実績値 | 2,853 | 2,889 | 4,545 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 目標達成率 | 83.0% | 91.1% | 110.1% | 0.0% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 目標値 | 1,540 | 1,237 | 1,267 | 1,300 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 実績値 | 1,278 | 1,127 | 1,395 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

2 Do:実施

| | | | | | | |
|----------------------------------|------------|-------------|-------------|------------|----------------------|-------------------|
| 【事業の概要】 (事業費及び特定財源/単位:千円) | | | | | | |
| 主な内容 | 事業費 | 特定財源 | 従事職員 | 総費用 | 実績区分(単位)及び実績値 | 単価(円) |
| 保育相談・子育て相談室 | 371 | 0 | 0.5 人 | 4,365,707 | 相談者数 (人) | 4,545 960.6 |
| 母子保健相談 | 575 | 0 | 0.5 人 | 4,569,707 | 相談者数 (人) | 1,431 3,193.4 |
| 妊産婦・新生児訪問指導 | 5,744 | 0 | 1 人 | 13,733,413 | 指導件数 (件) | 1,131 12,142.7 |
| 各種健康相談 | 1,747 | 582 | 1 人 | 9,154,413 | 延利用者数(人) | 1,645 5,565.0 |
| | | | | 人 0 | () | #DIV/0! |

保育相談;子育てに関する電話、来所による面接相談。母子保健相談;助産師による母乳や育児に関する相談及び妊娠時の健康相談(来所)。妊産婦・新生児訪問指導;保健師及び助産師による訪問指導。
 各種健康相談の特定財源は、国及び都の老人保健事業費負担金(各 基本額×1/3)

| | | |
|---|------------------------------|-------|
| 3 Check:評価 | | |
| 【事業の役割】市民ニーズ等の変化により、事業の役割が薄れていないか。 | A:薄れていない B:若干薄れている C:薄れている | [A] |
| 【実施の必要性】市が実施すべき事業か。同様の内容を民間がやっていないか。 | A:市が実施すべき B:市以外でも実施している。 | [A] |
| <必要性> 健康意識の向上、潜在する健康問題の解消などに応じる市民の身近な相談体制として重要な位置づけとなっている。 | | |
| 【内容の見直し】成果の向上のため、事業内容に見直しの余地があるか。 | A:見直しの余地なし B:検討の余地あり C:見直すべき | [B] |
| <有効性> 生活習慣や食習慣、精神、介護など、相談内容の多様化等に対応できるよう関係協力機関とより適切な実施方法を検討する。 | | |
| 【民間委託等】民間活力の活用により成果を下げずにコストを下げられるか。 | A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み | [B] |
| 【統合・連携】類似事業等との統合・連携によるコスト削減は可能か。 | A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み | [D] |
| <効率性> 医師会や歯科医師会等関係協力機関の協力を得て実施しており、専門スタッフも確保され連携体制は充実している。 | | |
| 【事業構成の妥当性】目的達成のために必要な事業構成になっているか。 | A:事業構成は妥当である。 B:事業構成は妥当ではない。 | [A] |
| <妥当性> 心身の健康に関する個別の相談に応じ必要な指導助言を行い、市民の健康管理にとって有効な事業である。 | | |

| |
|--|
| 【今後の課題】 |
| 相談内容の多様化等に対応できるよう関係協力機関等の連携のもとに、子育て不安の解消や市民の健全な生活習慣の定着を図る。 |

| | |
|--|--|
| 4 Action:見直し | |
| 【今後の具体的な対策】 | |
| 母子保健においては、思春期の健康問題や子ども虐待といった課題の解決が急務となっている。相談体制の更なる充実、相談事業の周知に努めより身近なサービスを推進する。 成人保健においては、個別の相談に応じ必要な指導及び助言、各種健診の要指導者を対象とした適切なフォロー相談の実施、また事業の継続性を図るため健診から相談、教育事業等との一貫した体制を整備する。 | |

| | | |
|--|---|---|
| 【総合評価】 | | |
| A 現状のまま継続 1 大幅な見直しは必要ない 2 見直しには法令等の改正が必須 3 見直しの必要性があるが時期尚早 4 現状では見直しが不可能 | B 見直して継続 1 重点化・拡大 2 構成事業の見直し 3 構成事業の移行 (他事務事業への移行) 4 規模の縮小 | C 休止・廃止 1 休止 2 廃止 3 完了 (_____年度) |
| | | A |
| | | 1 |

| |
|---|
| 【コメント】 |
| 健康課題の解消のため、いつでも身近に相談できる環境の維持、多様な相談に応じられる体制整備など取組みの検討は必要である。 |

| | |
|---|---|
| 行政評価委員会からのコメント | A |
| 保育・子育て、母子保健、妊産婦・新生児訪問指導など各種相談業務は、市民の健康に関する様々な不安やトラブルの解消につながるため、有効に機能すれば有意義な事業である。 | 1 |

| | | | | | | | | | |
|---|--------|--|--------|---|------------|---------|---------|-----------------|---------|
| 【事務事業名】 応急診療・緊急医療体制充実事業 | | | | 【府中市総合計画】 第1章 安心していきいきと暮らせるまちづくり 1 健康・医療 (2) 地域医療 応急診療・緊急医療体制の充実 | | | | 【開始年度】 昭和52年 | |
| 【主管部課】 福祉保健部健康推進課 | | | | | | | | | |
| 【実施根拠】 応急診療実施要領 | | | | 【類似・関連事業】 なし | | | | | |
| 【事業を取り巻く現況(市民の反応、国・都・他市の状況等)】 休日診療については26市が、夜間診療は24市が実施している。 | | | | | | | | | |
| 1 PLAN:計画 | | | | | | | | | |
| 【事業の目的・目標】 | | | | | | | | | |
| 事業の対象は | | 応急診療の必要な市民 | | | | | | | |
| どのような方法で (どの細事業を活用して) | | 保健センター診療所(医師会・歯科医師会・薬剤師会に委託)の開設 | | | | | | | |
| どのような状態にしたいか | | 医療機関が休診となる休日・夜間・年始年末に急な病気で困っている市民に受診機会を提供する。 | | | | | | | |
| 【評価指標】 | | | | | | | | | |
| 基本指標(単位) = 受診者数 (人) | | | | | 参考指標(単位) = | | | | |
| 【指標の考え方】 過去5年間合計受診者平均に対する受診者数 | | | | | 【指標の考え方】 | | | | |
| 【目標値の設定根拠】 当該年度のインフルエンザの流行動行により、受診者数の増減があるため、過去5年間の平均値とする。 | | | | | 【目標値の設定根拠】 | | | | |
| | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 |
| 目標達成率 | 126.5% | 103.9% | 106.5% | 0.0% | 目標達成率 | #DIV/0! | #DIV/0! | #DIV/0! | #DIV/0! |
| 目標値 | 9,282 | 10,824 | 11,363 | 11,500 | 目標値 | | | | |
| 実績値 | 11,740 | 11,242 | 12,096 | | 実績値 | | | | |

| | | | | | | | | | |
|---------------------------------|--------|------|------|------------|---------------|-------|--|-------|----------|
| 2 Do:実施 | | | | | | | | | |
| 【事業の概要】 (事業費及び特定財源 / 単位:千円) | | | | | | | | | |
| 主な内容 | 事業費 | 特定財源 | 従事職員 | 総費用 | 実績区分(単位)及び実績値 | | | 単価(円) | |
| 休日診療(医科・小児科) | 25,336 | 0 | 0.1人 | 26,134,941 | 延べ受診者数(人) | 5,400 | | | 4,839.8 |
| 休日診療(歯科) | 12,756 | 0 | 0.1人 | 13,554,941 | 延べ受診者数(人) | 533 | | | 25,431.4 |
| 夜間診療(医科・小児科) | 40,238 | 0 | 0.1人 | 41,036,941 | 延べ受診者数(人) | 5,026 | | | 8,164.9 |
| | | | 人 | 0 | () | | | | #DIV/0! |
| | | | 人 | 0 | () | | | | #DIV/0! |
| 医師会・歯科医師会の協力で、医療センターで応急診療を実施する。 | | | | | | | | | |

| | | |
|---|------------------------------|-------|
| 3 Check:評価 | | |
| [事業の役割] 市民ニーズ等の変化により、事業の役割が薄れていないか。 | A:薄れていない B:若干薄れている C:薄れている | [A] |
| [実施の必要性] 市が実施すべき事業か。同様の内容を民間がやっていないか。 | A:市が実施すべき B:市以外でも実施している。 | [A] |
| <必要性> 市内の医療機関のほとんどが、休日・夜間・年始年末には休診になってしまうため、継続して応急の受診診療を実施する必要がある。 | | |
| [内容の見直し] 成果の向上のため、事業内容に見直しの余地があるか。 | A:見直しの余地なし B:検討の余地あり C:見直すべき | [A] |
| <有効性> 受診者数の推移からも増加傾向は変わらず続いており、応急機関としての役割は十分に果している。 | | |
| [民間委託等] 民間活力の活用により成果を下げずにコストを下げられるか。 | A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み | [A] |
| [統合・連携] 類似事業等との統合・連携によるコスト削減は可能か。 | A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み | [A] |
| <効率性> 医療業務は協力医療機関(医師会・歯科医師会)に委託し、診療報酬は国の規定に基づくもので、事業も代替できる機関は外にない。 | | |
| [事業構成の妥当性] 目的達成のために必要な事業構成になっているか。 | A:事業構成は妥当である。 B:事業構成は妥当ではない。 | [A] |
| <妥当性> 緊急・応急の診療事業として、乳幼児から高齢者までの受診に応じることが可能であり大変に有効な事業である。 | | |

| | | |
|--|--|--|
| [今後の課題] | | |
| 利用者増に比例し、待ち時間が増えてきているため、受診者の身体的負担を解消するための配慮、待合環境の維持に努めていく。 | | |

| | | |
|---|--|--|
| 4 Action:見直し | | |
| [今後の具体的な対策] | | |
| 医師会、歯科医師会の協力を得て、応急診療の待ち時間の削減や待合室の環境を改善するなど工夫し、受診者の負担を軽減するように努める。 | | |
| [総合評価] | | |
| A 現状のまま継続 1 大幅な見直しは必要ない 2 見直しには法令等の改正が必須 3 見直しの必要性があるが時期尚早 4 現状では見直しが不可能 | B 見直して継続 1 重点化・拡大 2 構成事業の見直し 3 構成事業の移行 (他事務事業への移行) 4 規模の縮小 | C 休止・廃止 1 休止 2 廃止 3 完了 (_____年度) |
| | | A |
| | | 1 |
| [コメント] | | |
| 応急医療を必要とされる市民には、安心して受診できる環境は整えており、今後も現状を維持していく必要がある。 | | |
| 検討・指導部会からのコメント | | |
| 休日・夜間(内科、小児科)診療は、実施の目的・効果・利用実績からみて、現状の体制で今後も継続することが妥当である。しかし、歯科については、利用者が少ないため一人当たりの単価が25,431円と高額になっているので、検討が必要である。 | | |
| 行政評価委員会からのコメント | | B |
| 休日・夜間(内科、小児科)診療は、実施の目的・効果・利用実績からみて、現状の体制で今後も継続することが妥当である。しかし、歯科については、利用者が少ないため一人当たりの単価が25,431円と高額になっているので、検討が必要である。 | | 2 |

| | | |
|-------------------------------------|--|------------------------|
| [事務事業名] ひとり親家庭支援事業 | [府中市総合計画] 第1章 安心していきいきと暮らせるまちづくり 2 児童福祉 (1) 子育て支援 ひとり親家庭への支援 | [開始年度] 昭和54年 |
| [主管部課] 子ども家庭部子育て支援課 | | |

| | |
|--|--------------------------------------|
| [実施根拠] 府中市ひとり親家庭医療費助成条例 府中市ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業実施要綱 府中市ひとり親家庭保護者の総合健康診査料助成規則 府中市ひとり親家庭休養ホーム利用者交通費助成要綱 府中市母子家庭高等技能訓練促進費支給要綱 府中市母子家庭自立支援教育訓練給付金支給要綱 府中市母子家庭常用雇用転換奨励給付金支給要綱 | [類似・関連事業] (都)ひとり親家庭休養ホーム事業 |
|--|--------------------------------------|

[事業を取り巻く現況(市民の反応、国・都・他市の状況等)]
離婚件数の増加傾向によりひとり親家庭が増えつつけている。母子家庭に対する国の支援の考え方は、経済的支援(児童扶養手当重点)から就業・自立へ向けた総合支援へと変化してきている(父子家庭を除く母子家庭に限定した就業支援策の強化)。

1 PLAN:計画

[事業の目的・目標]

| | |
|-----------------------------|---|
| 事業の対象は | 18歳年度末(場合によっては20歳未満)までの子どもを養育しているひとり親家庭。(母子家庭のみ対象の事業あり) |
| どのような方法で(どの細事業を活用して) | 現在の経済的な支援を行ないながら、新たな就業支援に重点をおいて実施する。 |
| どのような状態にしたいか | 母子家庭の自立促進を図り、就業することを目的とする教育訓練、または資格取得のための就業期間中の日常生活における支援をする。 |

[評価指標]

| | | | | | | | | | |
|---|-------|-------|-------|-------|--|--------|-------|--------|-------|
| 基本指標(単位) = ひとり親家庭医療費助成受給世帯数(世帯) | | | | | 参考指標(単位) = 育成手当(障害手当除く母子、父子等)の受給世帯数(世帯) | | | | |
| [指標の考え方] 事業内での予算規模からみて、ひとり親家庭医療費助成事業を指標としたが、国の児童扶養手当に準じた厳しい所得制限があるため、受給者は絞り込まれている。要件に該当する人にはもれなく周知する必要があることから、周知の状況を表すものとして受給世帯数を指標とした。 | | | | | [指標の考え方] 所得制限が比較的緩いので、市内のひとり親家庭の世帯数に概ね近い数値で捉えることができると考えられるため、参考数値として示した。 | | | | |
| [目標値の設定根拠] 育成手当の受給世帯数の70パーセント程度が、ひとり親家庭医療費助成制度対象世帯数と考えられるため。 | | | | | [目標値の設定根拠] 目標の考え方になじまない。 | | | | |
| | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 |
| 目標達成率 | 97.1% | 93.5% | 93.5% | 0.0% | 目標達成率 | 100.0% | 99.9% | 101.2% | 0.0% |
| 目標値 | 1,248 | 1,312 | 1,377 | 1,394 | 目標値 | 1,783 | 1,874 | 1,968 | 2,090 |
| 実績値 | 1,212 | 1,227 | 1,287 | | 実績値 | 1,783 | 1,872 | 1,992 | |

2 Do:実施

[事業の概要] (事業費及び特定財源/単位:千円)

| 主な内容 | 事業費 | 特定財源 | 従事職員 | 総費用 | 実績区分(単位)及び実績値 | | 単価(円) |
|---------------------|--------|--------|------|------------|---------------|--------|----------|
| ひとり親家庭医療費助成事業 | 70,403 | 49,230 | 0.5人 | 25,167,707 | 助成件数(件) | 30,798 | 817.2 |
| ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業 | 17,420 | 13,821 | 0.1人 | 4,397,941 | 実利用世帯数(世帯) | 2,080 | 2,114.4 |
| ひとり親家庭健康診査費助成事業 | 36 | 0 | 0人 | 36,000 | 実利用者数(人) | 12 | 3,000.0 |
| ひとり親家庭休養ホーム利用助成事業 | 456 | 0 | 0人 | 456,000 | 助成件数(人) | 155 | 2,941.9 |
| 母子家庭高等技能訓練促進費支給事業 | 5,047 | 3,785 | 0.1人 | 2,060,941 | 支給件数(月) | 49 | 42,060.0 |
| 母子家庭自立支援教育訓練給付金支給事業 | 117 | 87 | 0人 | 30,000 | 支給人数(人) | 3 | 10,000.0 |
| 母子家庭常用雇用転換奨励給付金支給事業 | 0 | 0 | 0人 | 0 | 助成件数(件) | 0 | #DIV/0! |

ひとり親家庭医療費助成事業の特定財源は都補助金。就学前の乳幼児の医療費助成は乳幼児医療費助成事業の方で対象としている。
ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業の特定財源は都補助金及び利用者の負担金。
母子家庭高等技能訓練促進費支給事業・自立支援教育訓練給付金支給事業・常用雇用転換奨励給付金支給事業は国庫補助金。

| | | |
|--|----------------------------------|-------|
| 3 Check:評価 | | |
| 【事業の役割】 市民ニーズ等の変化により、事業の役割が薄れていないか。 | A: 薄れていない B: 若干薄れている C: 薄れている | [A] |
| 【実施の必要性】 市が実施すべき事業か。同様の内容を民間がやっていないか。 | A: 市が実施すべき B: 市以外でも実施している。 | [A] |
| < 必要性 > ひとり親家庭の母子については、自立に向けての支援(就業支援)を実施する必要がある。ただし、自立支援給付金やハローワーク等の制度など現実には活用できないことも多いため、経済的な支援にたよるのが現状である。 | | |
| 【内容の見直し】 成果の向上のため、事業内容に見直しの余地があるか。 | A: 見直しの余地なし B: 検討の余地あり C: 見直すべき | [A] |
| < 有効性 > 経済的に不安定な家庭が多いため、経済的な支援を続けながら、自立に向けて支援を実施する必要がある。また、小さな子どもを抱えていることもありひとり親支援のみならず子育て支援策も重点において支援することが必要と思われる。 | | |
| 【民間委託等】 民間活力の活用により成果を下げずにコストを下げられるか。 | A: できない B: 検討の余地あり C: 可能 D: 実施済み | [A] |
| 【統合・連携】 類似事業等との統合・連携によるコスト削減は可能か。 | A: できない B: 検討の余地あり C: 可能 D: 実施済み | [A] |
| < 効率性 > ひとり親家庭の支援のため事業を実施するのは行政の役割と考える。ただし、民間(NPO)等では、女性のための再就職支援セミナーなど開催しているようなので、対象者に周知してもらうなど民間の活用方法など検討して必要はある。 | | |
| 【事業構成の妥当性】 目的達成のために必要な事業構成になっているか。 | A: 事業構成は妥当である。 B: 事業構成は妥当ではない。 | [A] |
| < 妥当性 > ひとり親になってまず困ること「住居・保育・子育て」である、経済的な支援策、子育て支援策でひとり親家庭も支援する方向が望ましい。子育て支援策の充実が自立(就業支援)へつながるとも考えられる。 | | |

| | | |
|--|--|--|
| 【今後の課題】 | | |
| ひとり親家庭施策は、これまでその時々状況に応じて各事業が実施されてきたこともあり必ずしも体系化されていない。例えば、経済的支援策(児童扶養手当・資金の貸付)は、父子家庭には該当しない。経済的に厳しい父子家庭が活用することのできない支援策もあるため、ひとり親家庭の総合的な支援策として整理することが必要と思われる。 | | |

| | | |
|---|--|---|
| 4 Action:見直し | | |
| 【今後の具体的な対策】 | | |
| 既存施策の周知に努めるとともに、新たな視点からの支援策として、母子家庭の母に対する就業支援を柱とした3施策(・母子家庭自立支援教育訓練給付金事業 ・母子家庭高等技能訓練促進費事業 ・母子家庭常用雇用転換奨励金事業)を展開する。 | | |
| 【総合評価】 | | |
| A 現状のまま継続 1 大幅な見直しは必要ない 2 見直しには法令等の改正が必須 3 見直しの必要性があるが時期尚早 4 現状では見直しが不可能 | B 見直して継続 1 重点化・拡大 2 構成事業の見直し 3 構成事業の移行 (他事務事業への移行) 4 規模の縮小 | C 休止・廃止 1 休止 2 廃止 3 完了 (____年度) |
| | | A |
| | | 1 |
| 【コメント】 | | |
| | | |

| | |
|--|---|
| 行政評価委員会からのコメント | |
| ひとり親家庭支援事業の中では、4つの助成事業について人件費などの管理費を低コストに抑えおり、効率的に行われている。しかし母子家庭の母に対する就業支援を柱とした3施策(母子家庭高等技能訓練促進費支給事業、母子家庭自立支援教育訓練給付金支給事業、母子家庭常用雇用転換奨励給付金支給事業)については、十分な利用が行われていない。さらにハローワークなどと連携し、母子家庭の自立を促進することが必要である。また、これらの事業の利用者がその後どのような状況にあるのかを確認し、どのような成果が得られたか確認することが必要である。 | A |
| | 1 |

| | | | | | | | | | |
|---|--------|--|------------|------------------|-------|---------|---------|---------|---------|
| 【事務事業名】 乳幼児医療費助成事業 | | 【府中市総合計画】 第1章 安心していきいきと暮らせるまちづくり 2 児童福祉 (1) 子育て支援 乳幼児医療費助成の充実 | | 【開始年度】 昭和48年度 | | | | | |
| 【主管部課】 子ども家庭部子育て支援課 | | | | | | | | | |
| 【実施根拠】 府中市乳幼児医療費助成条例 東京都乳幼児医療費助成事業実施要綱 | | 【類似・関連事業】 府中市ひとり親家庭医療費助成事業 | | | | | | | |
| 【事業を取り巻く現況(市民の反応、国・都・他市の状況等)】 子どもを安心して産み、育てられる社会の実現を目指すという視点から所得制限の撤廃が求められてきた。東京都の補助事業(所得制限あり)をベースに都内区市町村がそれぞれ独自制度を実施しているのが現状である。23区をはじめ、本市においても平成16年10月から所得制限を撤廃して実施している。 | | | | | | | | | |
| 1 PLAN:計画 | | | | | | | | | |
| 【事業の目的・目標】 | | | | | | | | | |
| 事業の対象は | | 義務教育就学前で、国民健康保険または各種社会保険等の被保険者(被扶養者)の乳幼児。 | | | | | | | |
| どのような方法で(どの細事業を活用して) | | 助成対象者には、乳幼児医療証を発行する。(申し込みが必要) | | | | | | | |
| どのような状態にしたいか | | 国民健康保険または各種健康保険を使ってかかった自己負担分の医療費を助成する(ただし、高額療養費及び入院時の食事療養負担額を除く)ことで乳幼児の保健の向上に寄与するとともに子育て中の保護者の経済的な負担軽減を図る。 | | | | | | | |
| 【評価指標】 | | | | | | | | | |
| 基本指標(単位) = 乳幼児医療証交付人数(人) | | | 参考指標(単位) = | | | | | | |
| 【指標の考え方】 本事業は、医療証の交付により対象者となることから乳幼児医療証の交付人数を指標とする。 | | | 【指標の考え方】 | | | | | | |
| 【目標値の設定根拠】 所得制限の撤廃が求められていることから就学前の全児童数(全員対象)を目標とする。 | | | 【目標値の設定根拠】 | | | | | | |
| | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 |
| 目標達成率 | 86.5% | 95.8% | 97.9% | 0.0% | 目標達成率 | #DIV/0! | #DIV/0! | #DIV/0! | #DIV/0! |
| 目標値 | 13,393 | 14,929 | 14,949 | 14,969 | 目標値 | | | | |
| 実績値 | 11,581 | 14,309 | 14,642 | | 実績値 | | | | |

| | | | | | | | |
|---|---------|---------|------|-------------|---------------|---------|---------|
| 2 Do:実施 | | | | | | | |
| 【事業の概要】 (事業費及び特定財源 / 単位:千円) | | | | | | | |
| 主な内容 | 事業費 | 特定財源 | 従事職員 | 総費用 | 実績区分(単位)及び実績値 | | 単価(円) |
| 乳幼児医療費助成事業 | 530,824 | 208,207 | 1人 | 330,606,413 | 延べ対象者数 (人) | 177,059 | 1,867.2 |
| | | | 人 | 0 | 助成件数 (人) | 260,449 | 1,269.4 |
| | | | 人 | 0 | () | | #DIV/0! |
| | | | 人 | 0 | () | | #DIV/0! |
| | | | 人 | 0 | () | | #DIV/0! |
| <p>都が所得制限のある中で就学前児童の医療費助成を行っている。さらに市単独で所得制限を撤廃して助成している。</p> <p>事業費の内訳は 医療費助成(扶助費)507,926千円(都制度分387,074千円、市単独分120,852千円)、医療事務負担金(事務取扱手数料、審査支払手数料等)19,073千円(都制度分14,698千円、市単独分4,375千円)、管理事務費(役務費等)3,825千円。特定財源は都補助金。</p> | | | | | | | |

| | | | |
|---|------------------------------|-------|--|
| 3 Check:評価 | | | |
| 【事業の役割】市民ニーズ等の変化により、事業の役割が薄れていないか。 | A:薄れていない B:若干薄れている C:薄れている | [A] | |
| 【実施の必要性】市が実施すべき事業か。同様の内容を民間がやっていないか。 | A:市が実施すべき B:市以外でも実施している。 | [A] | |
| <必要性> 少子化対策の一環として、児童手当と並び有効な子育て家庭への経済的支援策としてこれまでも現状のまま事業を実施する必要がある。 | | | |
| 【内容の見直し】成果の向上のため、事業内容に見直しの余地があるか。 | A:見直しの余地なし B:検討の余地あり C:見直すべき | [A] | |
| <有効性> 所得制限の撤廃をしたことにより、対象者全員が助成を受けられることが可能となった。ただし、若干、未申請者がいることもあるため、広報等でのPRも必要と考える。 | | | |
| 【民間委託等】民間活力の活用により成果を下げずにコストを下げられるか。 | A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み | [A] | |
| 【統合・連携】類似事業等との統合・連携によるコスト削減は可能か。 | A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み | [A] | |
| <効率性> 医療助成という性格から、市が実施することが望ましい。また、都の所得制限の緩和はもとより、国の事業として取り上げもらうようこれからも要望していく。 | | | |
| 【事業構成の妥当性】目的達成のために必要な事業構成になっているか。 | A:事業構成は妥当である。 B:事業構成は妥当ではない。 | [A] | |
| <妥当性> 就学前(特に乳児)については病気に罹りやすいこと、また、その親は若年層であることから負担軽減のための支援が必要である。医療は誰もが受ける可能性があり、その意味では医療助成は公平な支援と考える。 | | | |

【今後の課題】

現在、実施している乳幼児(0～6歳)については、所得制限を撤廃し対象者全員が助成可能の状況にあり、子育て中の保護者の経済的な負担軽減の支援として欠かせないものとなっている。所得制限の撤廃をしてから2年が経過したが、次の課題は年齢を拡大する方向にあり事業の充実について検討することになる。

| | | | |
|---|-------------|------------|---|
| 4 Action:見直し | | | |
| 【今後の具体的な対策】 | | | |
| 現在、東京都において事業の拡大を検討している。拡大というよりは、新制度とも思われる小・中学生の医療費の自己負担3割のうち1割を助成する考えで、子育てのしやすい環境を整え、子育て家庭の定住を促したい意向である。ただし、現行の乳幼児医療助成と同様の所得制限を設ける予定。ここで問題となるのが、現行の乳幼児医療助成において所得制限を撤廃している本市では、新制度(子ども医療助成事業・仮称)を実施するにあたり、都に準拠して制度を実施するか、また所得制限は撤廃する方向で実施するかが課題となる。厳しい財政状況の中で財源の確保という部分が最重要課題として残るので、東京都へ要望する。 | | | |
| 【総合評価】 | | | |
| A 現状のまま継続 | B 見直して継続 | C 休止・廃止 | A |
| 1 大幅な見直しは必要ない | 1 重点化・拡大 | 1 休止 | |
| 2 見直しには法令等の改正が必須 | 2 構成事業の見直し | 2 廃止 | 2 |
| 3 見直しの必要性があるが時期尚早 | 3 構成事業の移行 | 3 完了 | |
| 4 現状では見直しが不可能 | (他事務事業への移行) | (_____年度) | |
| 4 規模の縮小 | | | |
| 【コメント】 | | | |

| | | |
|--|--|---|
| 行政評価委員会からのコメント | | B |
| 本事業は少子化対策の有効な手段として期待され、今後の拡大の可能性も十分に期待できる。また、今後も拡大する傾向もあることから、住民の満足と事務削減のために、電子申請の拡大を検討することも重要である。 | | |
| | | 1 |

| | | |
|--------------------------------|---|-------------------------|
| 【事務事業名】 保育所事業 | 【府中市総合計画】 第1章 安心していきいきと暮らせるまちづくり 2 児童福祉 (2) 保育所 多様な保育需要への対応 | 【開始年度】 昭和29年度 |
| 【主管部課】 子ども家庭部子育て支援課、保育課 | | |

| | |
|-------------------------------|--|
| 【実施根拠】 児童福祉法第24条第1項 | 【類似・関連事業】 保育室運営事業 認証保育所運営事業 |
|-------------------------------|--|

【事業を取り巻く現況(市民の反応、国・都・他市の状況等)】
社会経済状況の変化や女性の社会進出などにより保育需要は高く推移しているとともに、その内容の充実に向けた対策が求められている。
また「次世代育成支援対策推進法」の施行により策定した「府中市次世代育成支援行動計画」においても、時間延長保育の拡大や保護者の疾病や家事の都合による緊急時などの一時保育が求められている状況にある。

1 PLAN:計画

| | |
|----------------------|--|
| 【事業の目的・目標】 | |
| 事業の対象は | 多様な勤務形態や家庭の都合により、通常保育を超える保育サービスを必要とする保護者と児童。 |
| どのような方法で(どの細事業を活用して) | 市立保育所や私立保育園の理解と協力のもとに延長保育事業や一時保育事業などを充実する。 |
| どのような状態にしたいか | 通常保育の午前7時から午後6時を超える延長保育時間の拡大と一時保育実施施設を拡充する。 |

| | |
|--|-------------------|
| 【評価指標】 | |
| 基本指標(単位) = 午後8時以降まで延長保育を実施する施設数 | 参考指標(単位) = |
| 【指標の考え方】 多様な勤務形態に応じた就労支援を目的とすることから、現状午後7時までの1時間延長保育が主流となっているものを、午後8時以降まで時間拡大する施設数をできる限り増やしていくことが必要であると考えるため。 | 【指標の考え方】 |
| 【目標値の設定根拠】 | 【目標値の設定根拠】 |

| | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 |
|-------|---------|---------|---------|---------|-------|---------|---------|---------|---------|
| 目標達成率 | #VALUE! | #VALUE! | #VALUE! | #VALUE! | 目標達成率 | #DIV/0! | #DIV/0! | #DIV/0! | #DIV/0! |
| 目標値 | - | - | - | - | 目標値 | | | | |
| 実績値 | 3 | 3 | 3 | | 実績値 | | | | |

2 Do:実施

| 【事業の概要】 (事業費及び特定財源 / 単位:千円) | | | | | | | | |
|--|-----------|-----------|---------|---------------|---------------|-----|--------|-----------|
| 主な内容 | 事業費 | 特定財源 | 従事職員 | 総費用 | 実績区分(単位)及び実績値 | | 単価(円) | |
| 私立保育所運営費補助事業 | 2,297,131 | 1,332,398 | 3.5 人 | 992,695,946 | 延べ児童数 | (人) | 20,672 | 48,021.3 |
| 市立保育所運営事業 | 617,100 | 617,693 | 305.3 人 | 2,438,574,789 | 延べ児童数 | (人) | 18,978 | 128,494.8 |
| 一時保育事業 | 21,584 | 15,233 | 0.2 人 | 7,948,883 | 延べ児童数 | (人) | 17,157 | 463.3 |
| 延長保育事業 | 77,011 | 37,604 | 0.2 人 | 41,004,883 | 延べ児童数 | (人) | 8,592 | 4,772.4 |
| 障害児保育事業 | 47,040 | 43,256 | 0.8 人 | 10,175,530 | 延べ児童数 | (人) | 556 | 18,301.3 |
| 私立保育園の事業経費の特定財源は、国・都負担金、都加算補助、利用者負担金であり、市立保育所の特定財源は都加算補助、利用者負担金 延長保育事業、障害児保育事業、一時保育事業の特別保育事業特定財源は、国、都補助金 延長保育事業にかかる国補助金は平成18年度より一般財源化(ソフト交付金化)されている。 | | | | | | | | |

| | | | |
|--|------------------------------|-------|--|
| 3 Check:評価 | | | |
| 【事業の役割】市民ニーズ等の変化により、事業の役割が薄れていないか。 | A:薄れていない B:若干薄れている C:薄れている | [A] | |
| 【実施の必要性】市が実施すべき事業か。同様の内容を民間がやっていないか。 | A:市が実施すべき B:市以外でも実施している。 | [B] | |
| <必要性> 延長保育時間の拡大要望は保護者の就労形態や勤務時間の変化などから需要は高く、今後ともその対策を講じる必要がある。 | | | |
| 【内容の見直し】成果の向上のため、事業内容に見直しの余地があるか。 | A:見直しの余地なし B:検討の余地あり C:見直すべき | [B] | |
| <有効性> 延長保育時間の拡大は保護者の就労支援に資するものであり拡充の要望は高いが、長時間保育を受ける児童の心身の負担状況について調査し、100%実施を進める前に市内にバランスよく配置される拠点方式も検討する必要がある。 | | | |
| 【民間委託等】民間活力の活用により成果を下げずにコストを下げられるか。 | A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み | [A] | |
| 【統合・連携】類似事業等との統合・連携によるコスト削減は可能か。 | A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み | [A] | |
| <効率性> 事業実施は施設単位であり、公立保育所の延長保育部分だけに民間活力を導入することはなじまない。また、私立保育園が実施している部分についても短時間保育士を活用するなどしているが、常勤職員の必置義務がありこれ以上のコスト削減は困難である。 | | | |
| 【事業構成の妥当性】目的達成のために必要な事業構成になっているか。 | A:事業構成は妥当である。 B:事業構成は妥当ではない。 | [B] | |
| <妥当性> 保護者の就労形態やニーズに応じて支援する事業構成となっているが、事業内容では午後7時まで実施している延長保育時間の拡大を求める声があるなど、その内容を検討する必要がある。また、事業利用に際しては当該施設に入所している児童に限られているため、未実施の施設の保護者から時間拡大の要望が寄せられている現状である。 | | | |

| | |
|---|--|
| 【今後の課題】 | |
| 目的達成のためには、多様な就労形態を支援する延長保育時間の拡大や一時保育実施施設の増に加え、その他の新たな支援策についても検討する必要があるとともに、国が打ち出す子育て支援施策の動向にも留意する必要がある。 | |

| | | | |
|--|--------------------------|--------------------|---|
| 4 Action:見直し | | | |
| 【今後の具体的な対策】 | | | |
| 多様な保育サービスは、事業の充実に努めていく必要があるが、一方では、家庭を離れて保育サービスを受ける乳幼児の心身の負担状況も参考にしながら適切な事業展開を図っていく。 | | | |
| 【総合評価】 | | | |
| A 現状のまま継続 | B 見直して継続 | C 休止・廃止 | B |
| 1 大幅な見直しは必要ない | 1 重点化・拡大 | 1 休止 | |
| 2 見直しには法令等の改正が必須 | 2 構成事業の見直し | 2 廃止 | 2 |
| 3 見直しの必要性があるが時期尚早 | 3 構成事業の移行 (他事務事業への移行) | 3 完了 (_____年度) | |
| 4 現状では見直しが不可能 | 4 規模の縮小 | | |
| 【コメント】 | | | |
| 平成17年3月に策定した「府中市次世代育成支援行動計画」に則して子育て支援施策の充実に努めているところであるが、現計画は平成21年度までの計画となっている。計画策定の根拠は、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律 第120号)であり、10年間の時限立法となっており、今後、後期の5か年間の計画の立案に向けた動きをとることとなるが、出生児童数や保育需要、その他の保育サービスニーズを的確に把握しながら各種施策の検討を進めていく。 | | | |

| | | |
|---|--|---|
| 行政評価委員会からのコメント | | B |
| 就労形態も様々であるため、必要に応じた保育サービスが受けられる体制作りを考えていくとともに、就学前の幼い子どもにとって長時間保育が及ぼす心身への影響を充分考慮する。また、市立保育所については、コスト面からも運営体制について検討する必要がある。 | | |
| | | 2 |

| | | |
|------------------------------------|--|------------------------|
| 【事務事業名】 学童クラブ運営事業 | 【府中市総合計画】 第1章 安心していきいきと暮らせるまちづくり 2 児童福祉 (3) 子育て環境 学童クラブの充実 | 【開始年度】 昭和41年 |
| 【主管部課】 子ども家庭部児童青少年課 | | |

| | |
|------------------------|------------------|
| 【実施根拠】 児童福祉法 | 【類似・関連事業】 |
|------------------------|------------------|

【事業を取り巻く現況(市民の反応、国・都・他市の状況等)】
学童クラブ入会希望児童数は年々増加している。市民の要望としては、待機児ゼロ施策の継続堅持、大規模学童クラブ(入会児童数が多く過密状態になっているもの)の解消等がある。本事業は、都内26市中すべての市で実施している。

1 PLAN:計画

| | |
|----------------------|---|
| 【事業の目的・目標】 | |
| 事業の対象は | 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学1年生から3年生までの児童(心身に障害等のある児童は4年生まで。ただし、市長が特に必要と認める場合は6年生まで。) |
| どのような方法で(どの細事業を活用して) | 学童クラブ施設等で児童の健全育成を図る。 |
| どのような状態にしたいか | 入会希望者を全員受け入れられる。 |

| | | | | | | | | | |
|---|--------|--------|--------|---------|--|--------|--------|--------|---------|
| 【評価指標】 | | | | | | | | | |
| 基本指標(単位) = 入会児童数 (人) | | | | | 参考指標(単位) = 障害児の入会者数 (人) | | | | |
| 【指標の考え方】 入会希望者及び入会児童数の推移が重要であるため。 | | | | | 【指標の考え方】 障害児入会に対する市民要望が強いため、参考指標とした。 | | | | |
| 【目標値の設定根拠】 入会希望者については、全員受け入れの対応であるため、入会希望者数を目標値とした。 | | | | | 【目標値の設定根拠】 入会希望者数を目標値とした。 | | | | |
| | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 |
| 目標達成率 | 100.0% | 100.0% | 100.0% | #DIV/0! | 目標達成率 | 100.0% | 100.0% | 100.0% | #DIV/0! |
| 目標値 | 1,519 | 1,642 | 1,692 | | 目標値 | 43 | 53 | 64 | |
| 実績値 | 1,519 | 1,642 | 1,692 | | 実績値 | 43 | 53 | 64 | |

2 Do:実施

| 【事業の概要】 (事業費及び特定財源/単位:千円) | | | | | | | |
|----------------------------------|---------|---------|--------|-------------|---------------|---------|---------|
| 主な内容 | 事業費 | 特定財源 | 従事職員 | 総費用 | 実績区分(単位)及び実績値 | | 単価(円) |
| 学童クラブ運営 | 218,689 | 172,692 | 48.8 人 | 435,880,354 | 延べ利用者 (人) | 328,427 | 1,327.2 |
| | | | 人 | 0 | () | | #DIV/0! |
| | | | 人 | 0 | () | | #DIV/0! |
| | | | 人 | 0 | () | | #DIV/0! |
| | | | 人 | 0 | () | | #DIV/0! |

事業費に人件費は含まない。
 特定財源は、利用者の育成料(月0~5000円)・間食費(月1800円)と国・都の補助金、私用電話料収入
 育成料総額(過年度を含む)は60,329,000円、間食費総額は35,073,000円、補助金総額は77,284,000円、その他5,880円
 人件費、課長0.5×2、係長1、係員2、正規職員(指導員)20、嘱託職員31×0.8

| | | | |
|---|------------------------------|-------|--|
| 3 Check:評価 | | | |
| 【事業の役割】市民ニーズ等の変化により、事業の役割が薄れていないか。 | A:薄れていない B:若干薄れている C:薄れている | [A] | |
| 【実施の必要性】市が実施すべき事業か。同様の内容を民間がやっていないか。 | A:市が実施すべき B:市以外でも実施している。 | [A] | |
| <必要性> 働く女性が増加したことに伴い、日中子どもの監護を必要とする保護者が増加しており、必要性は高まっている。 | | | |
| 【内容の見直し】成果の向上のため、事業内容に見直しの余地があるか。 | A:見直しの余地なし B:検討の余地あり C:見直すべき | [A] | |
| <有効性> 就労支援という観点から、放課後の児童を監護する学童クラブ事業は有効なものである。 | | | |
| 【民間委託等】民間活力の活用により成果を下げずにコストを下げられるか。 | A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み | [B] | |
| 【統合・連携】類似事業等との統合・連携によるコスト削減は可能か。 | A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み | [B] | |
| <効率性> 文部科学省及び厚生労働省が推進している、小学校のすべての児童を対象とした「放課後子どもプラン」事業が実施された場合、学童クラブ事業との連携を図ることができる可能性があり、コスト削減も可能と考える。 | | | |
| 【事業構成の妥当性】目的達成のために必要な事業構成になっているか。 | A:事業構成は妥当である。 B:事業構成は妥当ではない。 | [A] | |
| <妥当性> 学童クラブ事業は、就労者を支援する事業の一つであり、事業構成は妥当である。 | | | |

| |
|---|
| 【今後の課題】 |
| 学童クラブの運営に関しては、就労者のための支援という一定の役割を果たしてきたものの、入会希望児童者数は増加の一途をたどっており、限られた施設で児童の安全を確保していくことは、限界に近くなりつつあると考える。 |

| | | | |
|---|--|--|--|
| 4 Action:見直し | | | |
| 【今後の具体的な対策】 | | | |
| 学童クラブ事業の運営方法見直しについては、平成17年度から3ヵ年計画で順次新体制に移行する予定であり、これを支障なく遂行し、市民のニーズに応えていく。平成20年度以降については、他の施策(特に放課後子どもプラン)の推進状況を見ながら検討していく。 | | | |

| | | | |
|-------------------|--------------------------|------------|---|
| 【総合評価】 | | | |
| A 現状のまま継続 | B 見直して継続 | C 休止・廃止 | A |
| 1 大幅な見直しは必要ない | 1 重点化・拡大 | 1 休止 | |
| 2 見直しには法令等の改正が必須 | 2 構成事業の見直し | 2 廃止 | 3 |
| 3 見直しの必要性があるが時期尚早 | 3 構成事業の移行 (他事務事業への移行) | 3 完了 | |
| 4 現状では見直しが不可能 | 4 規模の縮小 | (_____年度) | |

| |
|---|
| 【コメント】 |
| 現時点では、学童クラブの運営は平成17年度からの3ヵ年計画に基づき進めていく。 |

| | |
|--|---|
| 行政評価委員会からのコメント | A |
| 入会希望者全員の受入れにより施設面での限界があるが、「放課後子どもプラン」の推進状況によっては、学童クラブ入会児童の移動も考えられるため、この動向を見ながら運営方法を検討する。 | 3 |

| | | |
|---|--|------------------------|
| 【事務事業名】 児童関連施設運営事業 | 【府中市総合計画】 第1章 安心していきいきと暮らせるまちづくり 2 児童・福祉 (3) 子育て環境 児童関連施設の充実 | 【開始年度】 昭和46年 |
| 【主管部課】 生活文化部文化コミュニティ課・子ども家庭部児童青少年課 | | |

| | |
|---------------------------|--------------------------|
| 【実施根拠】 府中市児童館条例 | 【類似・関連事業】 特になし |
|---------------------------|--------------------------|

【事業を取り巻く現況(市民の反応、国・都・他市の状況等)】
 児童のうち、幼児・小学生に対する「遊びの場所の提供」及び「事業プログラム」については、児童館指導員の配置、自主活動奨励事業、コミュニティ事業などの実施により、様々なプログラムが充足されているが、中学生・高校生の居場所の確保としてのプログラムが不足しており、その提供を求められている。
 また、本市では、国が推進する「放課後子どもプラン」に基づき、放課後等における子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、「放課後子ども教室事業」を来年度から段階的に実施していく予定である。

1 PLAN:計画

| | |
|----------------------|---|
| 【事業の目的・目標】 | |
| 事業の対象は | 幼児から高校生までの児童を対象に、 |
| どのような方法で(どの細事業を活用して) | 文化センター内の児童館に指導員を配置するとともに、サークル事業・コミュニティ事業などを実施することにより、 |
| どのような状態にしたいか | 安心して健康的に遊び、児童同士が交流を深めることができる状態 |

| | | | | | | | | | |
|--|---|---------|---------|---------|-------|--------|--------|--------|-------|
| 【評価指標】 | | | | | | | | | |
| 基本指標(単位) = 各事業の合計参加者数 (人) | 参考指標(単位) = 各事業の合計実施回数 (回) | | | | | | | | |
| 【指標の考え方】 本事業の充実の度合いは、参加者数の増減に反映すると考え、年間どれくらいの参加者があったかを指標とした。 | 【指標の考え方】 本事業の充実を事業数から見る事ができると考え、年間の事業実施回数を参考指標とした。 | | | | | | | | |
| 【目標値の設定根拠】 過去3年間の参加者数の平均に集客努力として1割増を見込んだもの(例:18年度の目標値=15~17年度の合計参加者数319,442人/3ヵ年×1.1=117,129人) | 【目標値の設定根拠】 過去3年の実施回数の平均を目標値とした。(例:18年度の目標値=15~17年度の合計事業数13,142回/3ヵ年=4,381回) | | | | | | | | |
| 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | | |
| 目標達成率 | 94.8% | 95.3% | 93.6% | 0.0% | 目標達成率 | 106.6% | 103.6% | 102.4% | 0.0% |
| 目標値 | 111,231 | 111,871 | 114,777 | 117,129 | 目標値 | 4,108 | 4,213 | 4,296 | 4,381 |
| 実績値 | 105,416 | 106,651 | 107,375 | | 実績値 | 4,380 | 4,365 | 4,397 | |

2 Do:実施

| 【事業の概要】 (事業費及び特定財源/単位:千円) | | | | | | |
|--|-------|------|------|-----------|---------------|-----------------|
| 主な内容 | 事業費 | 特定財源 | 従事職員 | 総費用 | 実績区分(単位)及び実績値 | 単価(円) |
| 児童館指導員の配置 | 8,095 | 0 | 0.1人 | 8,893,941 | 延べ利用者 (人) | 71,751 124.0 |
| 自主活動奨励事業 | 4,768 | 0 | 0.2人 | 6,365,883 | 延べ利用者 (人) | 25,701 247.7 |
| コミュニティ事業 | 1,124 | 0 | 0.1人 | 1,922,941 | 延べ利用者 (人) | 4,220 455.7 |
| 子供ランド事業 | 2,153 | 0 | 0.1人 | 2,951,941 | 延べ利用者 (人) | 5,340 552.8 |
| | | | | 0 | | |
| 児童館指導員は、自主活動奨励事業やコミュニティ事業のように目的をもって来館する児童サークルとは違い、目的をもたずにフリーに来館する子供たちに遊具の遊び方、簡単な工作などを指導してもらうために配置している。 事業費については、自主活動奨励事業・コミュニティ事業は講師への謝礼金、子供ランド事業はNPO団体等への委託費である。 | | | | | | |

| | |
|--|------------------------------------|
| 3 Check:評価 | |
| 【事業の役割】市民ニーズ等の変化により、事業の役割が薄れていないか。 | A:薄れていない B:若干薄れている C:薄れている [A] |
| 【実施の必要性】市が実施すべき事業か。同様の内容を民間がやっていないか。 | A:市が実施すべき B:市以外でも実施している。 [A] |
| <必要性> 子育て環境の変化に伴い、今後さらに市が実施すべき重要な施策となっている。また、児童が安心して過ごせる場として、市の公共施設である各文化センターを利用した事業実施の必要性は高い。 | |
| 【内容の見直し】成果の向上のため、事業内容に見直しの余地があるか。 | A:見直しの余地なし B:検討の余地あり C:見直すべき [B] |
| <有効性> 国が推進する「放課後子どもプラン」に基づき、本市では「放課後子ども教室事業」を来年度から段階的に実施していく予定であることから、今後、各文化センター内の児童館の役割が変化する可能性がある。 | |
| 【民間委託等】民間活力の活用により成果を下げずにコストを下げられるか。 | A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み [D] |
| 【統合・連携】類似事業等との統合・連携によるコスト削減は可能か。 | A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み [B] |
| <効率性> 現在、職員が直接実施している事業はないため、これ以上の民間活力の活用は考えられない。しかしながら、「放課後子ども教室事業」の実施に伴い、各種事業の見直しを行うことにより、コスト削減を図れる可能性はあると考えている。 | |
| 【事業構成の妥当性】目的達成のために必要な事業構成になっているか。 | A:事業構成は妥当である。 B:事業構成は妥当ではない。 [B] |
| <妥当性> 児童が安心して過ごせる場として、様々な事業を実施しているが、中学生・高校生に対する取り組みを考えていく必要がある。 | |

【今後の課題】

「放課後子ども教室事業」は、平日と土曜日を対象とした事業であり、小学生の居場所づくりという観点において、本事業と重なる部分があるため、本事業との整合性を図っていく必要がある。
 自主活動奨励事業やコミュニティ事業については、若干マンネリ化の傾向がある。
 幼児・小学生を対象とした事業の充実を図るとともに、今後、中学生・高校生を対象とした取り組みを考えていくことが必要である。

| | | | | | | |
|--|---|--|--|---|---|---|
| 4 Action:見直し | | | | | | |
| 【今後の具体的な対策】 | | | | | | |
| フリーに来館する児童の遊び場として、児童館指導員の質・量のレベルアップを図っていく。また、関係部署との連携を図り、土、日曜日も含めた児童の居場所確保に努める。子供ランド事業については、内容をよく精査し、現状の事業内容を変更していく。中・高校生の居場所の確保については、児童館施設だけにとらわれず、公民館、高齢者福祉館施設の活用を視野に入れた事業を実施する。 | | | | | | |
| 【総合評価】 | | | | | | |
| <table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> A 現状のまま継続 1 大幅な見直しは必要ない 2 見直しには法令等の改正が必須 3 見直しの必要性があるが時期尚早 4 現状では見直しが不可能 </td> <td style="vertical-align: top;"> B 見直して継続 1 重点化・拡大 2 構成事業の見直し 3 構成事業の移行 (他事務事業への移行) 4 規模の縮小 </td> <td style="vertical-align: top;"> C 休止・廃止 1 休止 2 廃止 3 完了 (____年度) </td> </tr> </table> | A 現状のまま継続 1 大幅な見直しは必要ない 2 見直しには法令等の改正が必須 3 見直しの必要性があるが時期尚早 4 現状では見直しが不可能 | B 見直して継続 1 重点化・拡大 2 構成事業の見直し 3 構成事業の移行 (他事務事業への移行) 4 規模の縮小 | C 休止・廃止 1 休止 2 廃止 3 完了 (____年度) | <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">B</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> </table> | B | 1 |
| A 現状のまま継続 1 大幅な見直しは必要ない 2 見直しには法令等の改正が必須 3 見直しの必要性があるが時期尚早 4 現状では見直しが不可能 | B 見直して継続 1 重点化・拡大 2 構成事業の見直し 3 構成事業の移行 (他事務事業への移行) 4 規模の縮小 | C 休止・廃止 1 休止 2 廃止 3 完了 (____年度) | | | | |
| B | | | | | | |
| 1 | | | | | | |
| 【コメント】 | | | | | | |
| 児童館の運営については、企画・調整が児童青少年課、事業の実施が文化コミュニティ課という役割になっているが、今後とも調整会を実施して、円滑な運営を行っていく必要がある。 | | | | | | |

| | |
|--|---|
| 行政評価委員会からのコメント | A |
| 来年度から「放課後子ども教室事業」が段階的に実施されるため、本事業との役割分担を明確にしたうえで、事業内容を見直し・整理していくことが必要である。また、児童の居場所づくりという観点に立ち、既存事業の内容を精査し、常にマンネリ化にならないよう新しい取り組みを考えていくことも必要である。なお、中学生・高校生を対象とした事業に取り組むにあたっては、まずは、中学生・高校生に特化した事業を実施する必要性や有効性などを、事前に十分検討することが重要と思われる。 | 1 |

| | | |
|--|--|------------------------|
| 【事務事業名】 高齢者生きがいがづくり事業 | 【府中市総合計画】 第1章 安心していきいきと暮らせるまちづくり 3 高齢者福祉 (1) 社会参加 高齢者の生きがいがづくり | 【開始年度】 昭和45年 |
| 【主管部課】 福祉保健部高齢者支援課 | | |

| | |
|---------------|---|
| 【実施根拠】 | 【類似・関連事業】 けやき寿学園 高齢者健康体操教室 各文化センター内高齢者福祉館浴場事業 市民保養事業「ゆったりリゾートこころの旅」 コミュニティバスの運行 各種コミュニティ事業 |
|---------------|---|

【事業を取り巻く現況(市民の反応、国・都・他市の状況等)】
急激な高齢者人口の増加と厳しい社会情勢の変化の中、高齢者の日常生活を取り巻く環境も厳しさを増している。このような中、安心して健康で暮らしていくために、ますます各種生きがいがづくり事業への期待は高まる。補助金を主たる財源として運営している事業もあり、今後の有り方には変革の必要性も考えられる。

1 PLAN:計画

| | |
|----------------------|---|
| 【事業の目的・目標】 | |
| 事業の対象は | 概ね70歳(事業により対象年齢は異なる。)以上の在宅高齢者 |
| どのような方法で(どの細事業を活用して) | 老人クラブ、シルバー人材センターなど高齢者団体への支援及び各種生きがいがづくり事業の開催 |
| どのような状態にしたいか | 団体については、より自立した運営の推進、また、事業展開については、生きがいがづくりのきっかけとなるような事業運営に取り組み、閉じこもり予防・地域での見守り及び介護予防に効果のあるものとする。 |

| | |
|---|--|
| 【評価指標】 | |
| 基本指標(単位) = 老人クラブの会員数(人) | 参考指標(単位) = ことぶき入浴事業利用者数(人) |
| 【指標の考え方】 本事業は、高齢者の生きがいがづくりの中で最も市民に影響を与える取組みであるため。 | 【指標の考え方】 健康管理、子どもとの交流、生活のめりはり(季節感)など生活のなかに生きがいがづくりを求めた事業であるため。 |
| 【目標値の設定根拠】 魅力あるクラブづくりを進め高齢者が誰でも気軽に入会できるよう、会員数の目標数値を実績値を勘案し設定した。 | 【目標値の設定根拠】 目標値は実績値を勘案し設定。 |

| | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 目標達成率 | 97.0% | 96.1% | 94.4% | 0.0% | 目標達成率 | 88.7% | 79.6% | 90.6% | 0.0% |
| 目標値 | 8,000 | 8,050 | 8,100 | 8,120 | 目標値 | 7,000 | 6,500 | 6,500 | 6,500 |
| 実績値 | 7,760 | 7,733 | 7,648 | | 実績値 | 6,212 | 5,173 | 5,892 | |

2 Do:実施

| 【事業の概要】 (事業費及び特定財源 / 単位: 千円) | | | | | | | |
|-------------------------------------|--------|--------|-------|------------|---------------|-------|---------|
| 主な内容 | 事業費 | 特定財源 | 従事職員 | 総費用 | 実績区分(単位)及び実績値 | 単価(円) | |
| 老人クラブ活動 | 42,068 | 18,596 | 0.5 人 | 27,466,707 | 会員数(人) | 7,648 | 3,591.4 |
| 高齢者ハイキング大会 | 902 | 339 | 0.1 人 | 1,361,941 | 参加者(人) | 223 | 6,107.4 |
| 高齢者軽スポーツ大会 | 0 | 0 | 0 人 | 0 | 参加者(人) | 0 | #DIV/0! |
| ことぶき入浴事業 | 1,850 | 0 | 0.2 人 | 3,447,883 | 利用者(人) | 6,923 | 498.0 |
| 高齢者等保養施設利用助成事業 | 6,856 | 0 | 0.5 人 | 10,850,707 | 利用者(人) | 1,457 | 7,447.3 |

老人クラブ活動及び高齢者ハイキング大会の特定財源は、東京都補助金。高齢者軽スポーツ大会は、隔年実施で平成17年度未実施。
老人クラブ活動への補助は、老人クラブ連合会と単位老人クラブ98クラブへの補助。高齢者軽スポーツ大会は、高齢者ハイキング大会との隔年実施。ことぶき入浴事業は、10浴場で実施。高齢者等保養施設利用助成事業は、21施設を対象とし延べ利用泊数は1,714泊

| | | |
|--|------------------------------|-------|
| 3 Check:評価 | | |
| 【事業の役割】市民ニーズ等の変化により、事業の役割が薄れていないか。 | A:薄れていない B:若干薄れている C:薄れている | [A] |
| 【実施の必要性】市が実施すべき事業か、同様の内容を民間がやっていないか。 | A:市が実施すべき B:市以外でも実施している。 | [A] |
| <必要性> 高齢化率が増加する中では、生きがいづくり事業の実施、社会参加の支援をすることは、単なる生きがいづくりだけではなく、高齢者の閉じこもり防止、介護予防及び地域での見守りなどに効果があり、今後ますます重要となる。 | | |
| 【内容の見直し】成果の向上のため、事業内容に見直しの余地があるか。 | A:見直しの余地なし B:検討の余地あり C:見直すべき | [B] |
| <有効性> 在宅を中心にした、より多くの高齢者の参加促進を目指しているが、事業ごとに対象年齢・所得制限の有無など条件が異なるため、総括して判断することは難しい。また、経済給付的内容については、見直し、福祉の効果を増強するべきと考える。 | | |
| 【民間委託等】民間活力の活用により成果を下げずにコストを下げられるか。 | A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み | [A] |
| 【統合・連携】類似事業等との統合・連携によるコスト削減は可能か。 | A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み | [B] |
| <効率性> 「高齢者等保養施設利用助成事業」と「ゆったりリゾートこころの旅」については、重複する部分もあるが、本来の目的・対象・該当施設の選定等に大きな違いがあるため、単純な統合は難しい。また、統合したとしても高齢者等保養施設利用助成事業の内容を残す場合は、コスト削減にはつながらない。 | | |
| 【事業構成の妥当性】目的達成のために必要な事業構成になっているか。 | A:事業構成は妥当である。 B:事業構成は妥当ではない。 | [A] |
| <妥当性> 多種多様化するニーズにすべてに対応できていないが、多方面にわたり事業展開をしている。また、年齢制限等はあるが参加・利用は自由意志であり誰もが参加できる体制となっている。 | | |

| | | |
|---|--|--|
| 【今後の課題】 | | |
| 経済的給付事業の見直しを中心に、行政コストを掛けず、より福祉的効果の高い事業へ転換していく必要がある。 | | |

| | | |
|--|---|--|
| 4 Action:見直し | | |
| 【今後の具体的な対策】 | | |
| 老人クラブ活動について、老人クラブが自ら活性化委員会を立ち上げた。時代にあった活力ある老人クラブへのリニューアルにむけサポートする。 | | |
| 【総合評価】 | | |
| A 現状のまま継続 1 大幅な見直しは必要ない 2 見直しには法令等の改正が必須 3 見直しの必要性があるが時期尚早 4 現状では見直しが不可能 | B 見直して継続 1 重点化・拡大 2 構成事業の見直し 3 構成事業の移行 (他事務事業への移行) 4 規模の縮小 | C 休止・廃止 1 休止 2 廃止 3 完了 (____年度) |
| | | A |
| | | 1 |
| 【コメント】 | | |
| いわゆる「団塊の世代」が、まもなく定年退職となり、高齢期を迎えます。高齢者が生きがいを持つことは、介護予防を進めるうえでも重要であり、これらの高齢者が培ってきた知識・経験は、ある意味では市の財産といえる。今後も高齢者が地域の担い手として活躍できる場の充実を図り、元気な高齢者の社会参加を支援します。具体的には、「府中市高齢者保健福祉計画」に基づいて実施します。 | | |

| | | |
|---|--|---|
| 行政評価委員会からのコメント | | |
| この事業は、高齢者が生きがいを持って生活し、社会活動に参加できるよう支援するものであり、今後の高齢化や団塊世代の大量退職への対策として、事業の充実及び推進を図っていく必要がある。 現行事業の中には、事業目的である「高齢者の生きがいづくり」達成のための必要性に疑問が残るものがあるため、今後、「生きがいづくり」のあり方について、高齢者の意見を踏まえ、事業の精査・見直しを検討する必要がある。 高齢者の生きがいづくりは、高齢者支援課だけでなく、関係する部署全体で取り組むべき課題であるため、今後は関係課との連携を一層強化する必要がある。また、他の部課が実施している事業と重複している事業も見受けられるため、今後の高齢社会対策推進担当市政ディレクターの提言を踏まえ、市全体の施策として効果的に事業を進め、事業の整理、統合等を検討していく必要がある。 | | B |
| | | 2 |

| | | |
|---------------------------------|---|------------------------|
| 【事務事業名】 介護保険事業 | 【府中市総合計画】 第1章 安心していきいきと暮らせるまちづくり 3 高齢者福祉 (2) 介護保険サービス 介護サービスの育成 | 【開始年度】 平成12年 |
| 【主管部課】 福祉保健部高齢者支援課 | | |

| | |
|-------------------------------------|------------------|
| 【実施根拠】 介護保険法 府中市介護保険条例 | 【類似・関連事業】 |
|-------------------------------------|------------------|

【事業を取り巻く現況(市民の反応、国・都・他市の状況等)】
 平成18年度から3年間の第3期介護保険事業計画を策定し、高齢者保健福祉計画と一体となって事業を展開している。認定者は、17年度末で6,690人で、高齢者に占める割合は17.0パーセントとなり、前年比0.4ポイントの上昇である。

1 PLAN:計画

| | |
|----------------------|---|
| 【事業の目的・目標】 | |
| 事業の対象は | 介護保険認定者 |
| どのような方法で(どの細事業を活用して) | 介護サービス相談体制の充実により制度の周知普及を図るとともに、サービス事業者への研修などを通じ、質 |
| どのような状態にしたいか | 介護が必要な状態になったときに、適切な介護サービスが受けられるように、また、質の良いサービスが受けられるようにすることで、介護状態の重度化を防ぐ。 |
| 【評価指標】 | |

| | | | | | | | | | |
|------------------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-------------------|---------|---------|---------|---------|
| 基本指標(単位) = 保険給付費 8,853,709 (千円) | | | | | 参考指標(単位) = | | | | |
| 【指標の考え方】 介護保険事業計画に基づく給付額 | | | | | 【指標の考え方】 | | | | |
| 【目標値の設定根拠】 介護保険事業計画 | | | | | 【目標値の設定根拠】 | | | | |
| | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 |
| 目標達成率 | 96.1% | 98.4% | 95.6% | 0.0% | 目標達成率 | #DIV/0! | #DIV/0! | #DIV/0! | #DIV/0! |
| 目標値 | 7,529,284 | 8,017,745 | 8,688,267 | 8,853,709 | 目標値 | | | | |
| 実績値 | 7,236,703 | 7,892,746 | 8,307,532 | | 実績値 | | | | |

2 Do:実施

| | | | | | | | |
|----------------------------------|-----------|-----------|------|------------|---------------|--------|----------|
| 【事業の概要】 (事業費及び特定財源/単位:千円) | | | | | | | |
| 主な内容 | 事業費 | 特定財源 | 従事職員 | 総費用 | 実績区分(単位)及び実績値 | | 単価(円) |
| 要支援・要介護認定事業 | 93,246 | 0 | 5人 | ##### | 認定者数 (人) | 7,441 | 17,899.9 |
| 保険給付事業 | 8,307,532 | 8,307,532 | 3人 | 23,968,239 | 延べ利用者 (人) | 58,475 | 409.9 |
| | | | 人 | 0 | () | | #DIV/0! |
| | | | 人 | 0 | () | | #DIV/0! |
| | | | 人 | 0 | () | | #DIV/0! |

保険給付費の特定財源は国庫補助・都補助金・保険料・支払い基金交付金である。

| | | | |
|---|------------------------------|-------|--|
| 3 Check:評価 | | | |
| 【事業の役割】市民ニーズ等の変化により、事業の役割が薄れていないか。 | A:薄れていない B:若干薄れている C:薄れている | [A] | |
| 【実施の必要性】市が実施すべき事業か。同様の内容を民間がやっていないか。 | A:市が実施すべき B:市以外でも実施している。 | [A] | |
| <必要性> 高齢化率の上昇と共に、介護を必要とする高齢者は増加の一方である。国の制度で行なう事業なので、市が実施すべき事 | | | |
| 【内容の見直し】成果の向上のため、事業内容に見直しの余地があるか。 | A:見直しの余地なし B:検討の余地あり C:見直すべき | [B] | |
| <有効性> サービス事業者のサービス内容は、事業者間でのレベルの差があり、利用者が同質のサービスを受けられるような事業者育成が必要である。 | | | |
| 【民間委託等】民間活力の活用により成果を下げずにコストを下げられるか。 | A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み | [A] | |
| 【統合・連携】類似事業等との統合・連携によるコスト削減は可能か。 | A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み | [A] | |
| <効率性> 介護保険の保険者的機能は、現在のところ委託は考えられない。 | | | |
| 【事業構成の妥当性】目的達成のために必要な事業構成になっているか。 | A:事業構成は妥当である。 B:事業構成は妥当ではない。 | [B] | |
| <妥当性> 保険給付や保険料徴収、介護認定など基本業務は必須事業としてきちんと押さえているが、その他の業務も事業構成にはなっているが拡大し続けるサービスの量をこなせる体制が伴っていない状況である。 | | | |

【今後の課題】

介護保険制度の普及啓発については、制度発足から6年が経過し、だいぶ定着してきたが、事業者の指導育成については、ケアマネジャーを始めとし、すべての介護サービスにかかわる人材育成をしていく必要がある。

| | | | |
|---|---|------------------------------------|---|
| 4 Action:見直し | | | |
| 【今後の具体的な対策】 | | | |
| サービスの質や適正利用、不足しているサービスを充実させる事業を展開する。「理想の介護は在宅でサービスを受けながら生活をする」と多くの人が望んでおり、「施設から在宅へ」「医療保険から介護保険へ」とする誘導策を制度面から講ずるよう国に要請する。制度上ケアマネージャの力量に負う部分が多いため、質の向上を図ることが重要になる。また安定した就労環境を確保するための方策を国に要望するとともに、研修等の充実を図っていく。 | | | |
| 【総合評価】 | | | |
| A 現状のまま継続 | B 見直して継続 | C 休止・廃止 | A |
| 1 大幅な見直しは必要ない 2 見直しには法令等の改正が必須 3 見直しの必要性があるが時期尚早 4 現状では見直しが不可能 | 1 重点化・拡大 2 構成事業の見直し 3 構成事業の移行 (他事務事業への移行) 4 規模の縮小 | 1 休止 2 廃止 3 完了 (_____年度) | |
| | | | 1 |
| 【コメント】 | | | |
| 目的を達成するためには、介護保険業務の必須事業だけではなく、質の向上を見据えた指導・育成事業が必要である。また、「使わなければ損」といった利用者の意識変革も必要である。制度普及啓発と人材指導・育成に力を入れていく必要がある。 | | | |

| | | |
|---|--|---|
| 行政評価委員会からのコメント | | A |
| 保険給付事業については介護保険事業計画に沿った給付額内で目標は達成されている。一方で検討事項ともなっているように、制度の適正な運用を図っていくことも必要である。要支援・要介護認定事業は、現在一人当たり17,899円の経費がかかっている。この内訳は認定審査会の費用と認定調査等の費用である。認定調査の費用については法律等で決められた部分も多く、経費の削減は難しい状況にある。一方、認定審査会の費用は委員報酬及び管理事務費であるが、審査会の運営は、各自治体により実施方法が異なることから、審査件数を見直す等コスト削減の余地があるとかがえられる。平成18年度の介護保険制度改正に伴う認定申請件数の増加が見込まれる中、このような経費抑制に向けた取り組みが必要である。 | | |
| | | 1 |

| | | |
|---|---|-----------------------|
| 【事務事業名】 ひとり暮らし高齢者等安全対策事業 | 【府中市総合計画】 第1章 安心していきいきと暮らせるまちづくり 3 高齢者福祉 (3) 在宅サービス ひとり暮らし高齢者などの安全対策の充実 | 【開始年度】 平成7年 |
| 【主管部課】 福祉保健部高齢者支援課 | | |

| | |
|--|------------------|
| 【実施根拠】 府中市高齢者緊急通報安全システム事業実施要綱 家具転倒防止器具取付等実施要綱 | 【類似・関連事業】 |
|--|------------------|

【事業を取り巻く現況(市民の反応、国・都・他市の状況等)】
 緊急通報システム等を設置することにより、利用者は、安心して日常生活を送ることができ反応がよく設置数も増加している。消防庁方式による緊急通報システムの設置数は、26市中トップである。東京都が緊急通報システム等の補助について、見直しを行っている。また、平成16年度より、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活し続けられるように「高齢者見守りネットワーク事業」を展開している。

1 PLAN:計画

| | |
|-----------------------------|--|
| 【事業の目的・目標】 | |
| 事業の対象は | 65歳以上の一人暮らし高齢者、及び65歳以上の高齢者だけの世帯 |
| どのような方法で(どの細事業を活用して) | 緊急通報システムの設置、火災安全システムの設置、家具転倒防止器具の取付けによる方法及び、在宅介護支援センターを拠点として自治会、民生委員、医療機関などとの連携、協力しながらの高齢者見守りネットワークづくり |
| どのような状態にしたいか | 安心して暮らせる環境を整備する。 |

【評価指標】

| | |
|---|---|
| 基本指標(単位) = 緊急通報安全システムの利用者数(人) | 参考指標(単位) = 家具転倒防止器具利用者数(人) |
| 【指標の考え方】 本事業は、市民の自己管理と見守りを高めることを目標とした事業であるため。 | 【指標の考え方】 高齢者の安全安心の確保を目標とした事業である |
| 【目標値の設定根拠】 事業実施24市の平均値を指標とした。 | 【目標値の設定根拠】 大地震の発生後は極端に数が増加するなど目標値の設定が難しい。 |

| | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 |
|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|---------|---------|---------|
| 目標達成率 | 66.3% | 76.0% | 61.3% | 0.0% | 目標達成率 | 55.0% | #VALUE! | #VALUE! | #VALUE! |
| 目標値 | 95 | 75 | 80 | 80 | 目標値 | 20 | - | - | - |
| 実績値 | 63 | 57 | 49 | | 実績値 | 11 | 23 | 202 | |

2 Do:実施

| 【事業の概要】 (事業費及び特定財源/単位:千円) | | | | | | | |
|---|--------|-------|------|------------|---------------|-------|----------|
| 主な内容 | 事業費 | 特定財源 | 従事職員 | 総費用 | 実績区分(単位)及び実績値 | | 単価(円) |
| 一人暮らし高齢者等緊急通報安全システム事業 | 11,415 | 3,458 | 0.5人 | 11,951,707 | 利用者数(人) | 370 | 32,301.9 |
| 高齢者家具転倒防止器具取付等事業 | 1,994 | 997 | 0.5人 | 4,991,707 | 延べ件数(人) | 138 | 36,171.8 |
| 高齢者見守りネットワーク | 37,500 | | 0.5人 | 41,494,707 | ひとり暮らし高齢者(人) | 9,229 | 4,496.1 |
| | | | 人 | 0 | () | | #DIV/0! |
| | | | 人 | 0 | () | | #DIV/0! |
| 緊急通報システムの単価 設置28,350円 撤去17,535円 移設39,900円 保守点検10,185円 バッテリー交換5,292円 火災安全システムの単価 設置46,200円 撤去6,300円 移設50,400円 保守点検2,100円 緊急通報安全システムの協力者数 608人 家具転倒防止器具の単価 取付2,890円~6,660円(チェーン、金具、下敷き、突っ張り棒) 高齢者見守りネットワーク(375万円×10箇所) | | | | | | | |

| | | | |
|---|------------------------------|-------|--|
| 3 Check:評価 | | | |
| 【事業の役割】市民ニーズ等の変化により、事業の役割が薄れていないか。 | A:薄れていない B:若干薄れている C:薄れている | [A] | |
| 【実施の必要性】市が実施すべき事業か。同様の内容を民間がやっていないか。 | A:市が実施すべき B:市以外でも実施している。 | [A] | |
| <必要性> 一人暮らし高齢者等は、万一の場合、家族の支援が受けにくいことから、危険なリスクを少しでも抑え、安全安心を確保するために市が実施することは必要なものとする。 | | | |
| 【内容の見直し】成果の向上のため、事業内容に見直しの余地があるか。 | A:見直しの余地なし B:検討の余地あり C:見直すべき | [A] | |
| <有効性> 家族支援が受けにくい単身高齢者等にとって、疾病に伴う救急車の即時要請や地震時の家具転倒による怪我のリスクを少しでも抑えることは、安全に暮らすために有効と考える。 | | | |
| 【民間委託等】民間活力の活用により成果を下げずにコストを下げられるか。 | A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み | [D] | |
| 【統合・連携】類似事業等との統合・連携によるコスト削減は可能か。 | A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み | [D] | |
| <効率性> 現状、緊急通報システムと家具転倒防止器具の取付けは、既に民間が実施している。そのため、行政が実施するうえでは、利用対象を明確にしている。対象外の高齢者については住民での契約で調整している。 | | | |
| 【事業構成の妥当性】目的達成のために必要な事業構成になっているか。 | A:事業構成は妥当である。 B:事業構成は妥当ではない。 | [A] | |
| <妥当性> 事業構成としては、必要性和有効性から判断すると妥当なものとする。 | | | |

| | |
|--|--|
| 【今後の課題】 | |
| <p>今後、高齢者人口が増加する中で、これまでのように単身の高齢者というだけで特化した行政サービスは提供できない状況を迎えることが想定されるため、限られた予算の中で効果を求め、それぞれの施策をバランスよく展開するため、現在の対象をさらに精査していく必要がある。</p> | |

| | | | |
|---|---|-----------------------------------|---|
| 4 Action:見直し | | | |
| 【今後の具体的な対策】 | | | |
| 緊急通報システムについては都補助事業であるので、都の方向、考え方(検討中)を見ながら具体的な対応、対策を実施していく。 | | | |
| 【総合評価】 | | | |
| A 現状のまま継続 | B 見直して継続 | C 休止・廃止 | A |
| 1 大幅な見直しは必要ない 2 見直しには法令等の改正が必須 3 見直しの必要性があるが時期尚早 4 現状では見直しが不可能 | 1 重点化・拡大 2 構成事業の見直し 3 構成事業の移行 (他事務事業への移行) 4 規模の縮小 | 1 休止 2 廃止 3 完了 (____年度) | |
| | | | 1 |
| 【コメント】 | | | |
| 今後の高齢者人口の増加や時代の状況を視野に入れながら、相応な事業対象の精査をしていく必要がある。 | | | |

| | | |
|--|--|---|
| 行政評価委員会からのコメント | | B |
| <p>高齢化が進行する中、高齢者の独居死などが社会問題化しており、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活し続けられる環境を確保するため、今後も広く事業を展開していく必要がある。</p> <p>「高齢者見守りネットワーク」については、事業効果を検証し、事業内容や方法を再検討する必要がある。</p> <p>緊急通報システムについては、各高齢者世帯への導入単価が高額である。東京都の補助事業であるが市としても民間企業のノウハウなどの活用・導入をすることにより、安価でより広く実施する方法を検討し、高齢世帯の安全対策の充実を図る必要がある。</p> <p>家具転倒防止器具の補助事業については、利用者が非常に少ない状況であるが、高齢者の安全で安心できる生活の実現に重要な事業であるため、防災課や消防署などとの連携を強化するとともに、広報等でのPRを積極的に行い、器具設置を促進する必要がある。</p> | | |
| | | 2 |

| | | | | | | | | | |
|---|--------|---|-------|--|--|-------|-------|-----------------|-------|
| 【事務事業名】 高齢者在宅サービス事業 | | | | 【府中市総合計画】 第1章 安心していきいきと暮らせるまちづくり 3 高齢者福祉 (3) 在宅サービス 在宅サービスの充実 | | | | 【開始年度】 平成13年 | |
| 【主管部課】 福祉保健部高齢者支援課 | | | | | | | | | |
| 【実施根拠】 高齢者在宅サービスセンター事業実施要綱(平成7年) 地域デイサービス事業実施要綱(平成13年) 「食」の自立支援事業実施要綱(平成15年要綱改正) | | | | 【類似・関連事業】 機能訓練事業 | | | | | |
| 【事業を取り巻く現況(市民の反応、国・都・他市の状況等)】 高齢者人口の増加にあわせ介護保険財政の負担増の対策として、介護予防や食生活改善等の事業展開が求められている。 | | | | | | | | | |
| 1 PLAN:計画 | | | | | | | | | |
| 【事業の目的・目標】 | | | | | | | | | |
| 事業の対象は | | 65歳以上の虚弱な高齢者、ねたきりや認知症など的高齢者と、その家族など介護に携わる人 | | | | | | | |
| どのような方法で(どの細事業を活用して) | | 介護保険制度の充実、訪問食事サービス、地域デイサービス | | | | | | | |
| どのような状態にしたいか | | 介護保険制度と一般施策が連携しながら在宅生活を支援し、高齢者が将来にわたり地域社会で元気に生活できるようにする | | | | | | | |
| 【評価指標】 | | | | | | | | | |
| 基本指標(単位) = 訪問食事サービスを受けている利用者数(人) | | | | | 参考指標(単位) = 地域デイサービスを利用している虚弱な高齢者数(人) | | | | |
| 【指標の考え方】 支援を必要とする高齢者単身世帯等へ食事を提供することにより、総合的福祉の推進と安否確認をするため | | | | | 【指標の考え方】 要介護予備軍の高齢者に対して、そのリスクを軽減し、地域と施設が連携して地域福祉を推進していくため | | | | |
| 【目標値の設定根拠】 高齢者単身世帯等の数に虚弱高齢者率5%(全国介護保険課長会資料より)と介護認定率15%を乗じた数 | | | | | 【目標値の設定根拠】 65歳以上の高齢者の数に虚弱高齢者率5%(全国介護保険課長会資料より)を乗じた数 | | | | |
| | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 |
| 目標達成率 | 101.2% | 92.6% | 92.7% | 0.0% | 目標達成率 | 36.3% | 44.5% | 42.5% | 0.0% |
| 目標値 | 1,020 | 1,156 | 1,202 | 1,253 | 目標値 | 1,768 | 1,840 | 1,916 | 1,996 |
| 実績値 | 1,032 | 1,071 | 1,114 | | 実績値 | 642 | 818 | 814 | |

| | | | | | | | | | |
|---|--------|--------|------|------------|---------------|--------|---------|-------|--|
| 2 Do:実施 | | | | | | | | | |
| 【事業の概要】 (事業費及び特定財源/単位:千円) | | | | | | | | | |
| 主な内容 | 事業費 | 特定財源 | 従事職員 | 総費用 | 実績区分(単位)及び実績値 | | | 単価(円) | |
| 訪問食事サービス | 77,199 | 29,777 | 0.3人 | 49,818,824 | 延べ利用者(人) | 53,237 | 935.8 | | |
| 地域デイサービス | 72,463 | 14,164 | 0.2人 | 59,896,883 | 延べ利用者(人) | 25,820 | 2,319.8 | | |
| | | | 人 | 0 | () | | #DIV/0! | | |
| | | | 人 | 0 | () | | #DIV/0! | | |
| | | | 人 | 0 | () | | #DIV/0! | | |
| 両事業の特定財源は、都からの補助金と利用者の利用料。 訪問食事サービスの利用者負担は、1食450円。(18年度は650円) 地域デイサービスの利用者負担は、月額500円の利用料と1食450円(18年度は650円)の食事代。 | | | | | | | | | |

| | | |
|---|------------------------------|-------|
| 3 Check:評価 | | |
| 【事業の役割】市民ニーズ等の変化により、事業の役割が薄れていないか。 | A:薄れていない B:若干薄れている C:薄れている | [A] |
| 【実施の必要性】市が実施すべき事業か。同様の内容を民間がやっていないか。 | A:市が実施すべき B:市以外でも実施している。 | [A] |
| <必要性> 介護保険制度により、基本的な在宅生活の支援は行われているところであるが、住み慣れた地域で暮らし続けるためには保険制度を補う福祉施策は必要と考える。 | | |
| 【内容の見直し】成果の向上のため、事業内容に見直しの余地があるか。 | A:見直しの余地なし B:検討の余地あり C:見直すべき | [A] |
| <有効性> 一般行政施策が基本的な社会保障である介護保険制度を補完することで、きめの細かい在宅生活を支えることになり、有効と考える。 | | |
| 【民間委託等】民間活力の活用により成果を下げずにコストを下げられるか。 | A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み | [D] |
| 【統合・連携】類似事業等との統合・連携によるコスト削減は可能か。 | A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み | [B] |
| <効率性> 介護保険制度は民間活力によりサービス提供されており、制度が充実することで在宅サービスの基本的な部分が達成される。自助・共助・公助の役割を整理することを踏まえ、福祉施策においても、行政が自ら実施するのではなく、民間の活発な活動を支援していくことで、コストの効率性が上がるものと考え。 | | |
| 【事業構成の妥当性】目的達成のために必要な事業構成になっているか。 | A:事業構成は妥当である。 B:事業構成は妥当ではない。 | [A] |
| <妥当性> 必要性や有効性から判断すると、事業の構成やポイントはずれてはいないと考える。 | | |

【今後の課題】
 今後、要介護高齢者人口の増加に伴い、施設サービスには限界が見えているところもあり、在宅生活を支援するためには、介護保険制度と連携した福祉施策が大きなポイントとなる。

| | | |
|--|---|--|
| 4 Action:見直し | | |
| 【今後の具体的な対策】 | | |
| 訪問食事サービスについては、民間サービスが整備されてきている状況から、公共サービスとしての必要性を明確にし、自立支援につながるよう進めていく。そのため、定期的に行われる実態調査を活用し、調理講習会や栄養指導の事業と連携していく。 地域デイサービスについては、潜在している対象者をスクリーニングする方法を検討しながら、転倒予防や痴呆予防など、介護予防事業の取組みを進めていく。地域と福祉施設が連携した閉じこもり予防事業と、介護予防に主体をおいた事業に分けて整理する必要がある。今後、関連する機能訓練事業も含めた事業の見直しを行っていく。 | | |
| 【総合評価】 | | |
| A 現状のまま継続 1 大幅な見直しは必要ない 2 見直しには法令等の改正が必須 3 見直しの必要性があるが時期尚早 4 現状では見直しが不可能 | B 見直して継続 1 重点化・拡大 2 構成事業の見直し 3 構成事業の移行 (他事務事業への移行) 4 規模の縮小 | C 休止・廃止 1 休止 2 廃止 3 完了 (____年度) |
| | | A |
| | | 1 |
| 【コメント】 | | |
| 住み慣れた地域で安心して暮らしてつづけるためには、自助・共助・公助の役割を整理しながら、社会で支えあう仕組みづくりを考えていく必要がある。食や社会参加の場を、それぞれの高齢者がどこに求めていくのかを考えた場合、現状サービスは、概ね整理されているものと考え。 | | |

| | |
|--|---|
| 行政評価委員会からのコメント | |
| 訪問食事サービスについては、食事の提供と安否確認の両面から在宅生活を支援しており、高齢者の元気な生活の実現に一定の効果があると評価できるが、民間のサービスも整備されてきているため、市が実施することの必要性について検討する必要がある。 地域デイサービスについては、福祉施設と地域との連携や高齢者の閉じこもり予防のために重要な事業であるが、目標達成率を大幅に下回っており、サービスを利用していない虚弱高齢者が多く存在している。したがって、潜在しているサービス対象者の把握に努めるとともに、高齢者個々の状況や要望を的確に把握し、介護予防施策の一環として、他課の実施している機能訓練事業や高齢者体操教室といった事業と連携をとりつつ、事業の整理・統合を図るなど、積極的な事業展開を検討していく必要がある。 | A |
| | 1 |

平成18年度事務事業評価表

| | | |
|---------------------------------------|---|------------------------|
| 【事務事業名】 障害の早期発見・療育事業 | 【府中市総合計画】 第1章 安心していきいきと暮らせるまちづくり 4 障害者福祉 (1) 医療・療育体制 早期発見と療育の充実 | 【開始年度】 昭和53年 |
| 【主管部課】 福祉保健部障害者福祉課・健康推進課 | | |

| | |
|---|------------------------------------|
| 【実施根拠】 府中市立心身障害者福祉センター条例 母子保健法 | 【類似・関連事業】 母子保健事業(医療センター) |
|---|------------------------------------|

【事業を取り巻く現況(市民の反応、国・都・他市の状況等)】
 乳幼児健康診査の受診率が上がり、早期発見の体制が充実した事に伴い、療育支援へのニーズが高まっており、この療育体制として心身障害者福祉センター(あゆの子事業)のほか、医療センター(こたりの会、ぴかぴか)、多摩療育園、保育所における障害児保育があげられる。

1 PLAN:計画

| | |
|----------------------|--|
| 【事業の目的・目標】 | |
| 事業の対象は | 早期療育の必要な精神発達遅滞児とその父母(保護者) |
| どのような方法で(どの細事業を活用して) | 障害児に対する指導、保護者への支援、関係機関との連携 |
| どのような状態にしたいか | 早期に適切な療育を指導することにより、日常生活における基本的動作の習得、集団生活への適応ができるようにする。 |

| | | | | | | | | | |
|--|-------|-------|---|-------|-------|--------|--------|--------|---------|
| 【評価指標】 | | | | | | | | | |
| 基本単位 = あゆのこ新規受け入れ者数 ÷ 利用希望者数 | | | 参考指標(単位) = 乳幼児健診受診率 | | | | | | |
| 【指標の考え方】 あゆの子利用希望者数に対する実際のサービス提供数の割合(定員30人のうち、1/3が毎年入れ替わるため、通常の新規受け入れ者数は、10~13人となる) | | | 【指標の考え方】 全ての乳幼児健診の平均受診率 | | | | | | |
| 【目標値の設定根拠】 発達障害者支援法において、療養の必要のあるものに対するサービスの提供は市町村の義務とされている。そのため、希望者全員に対しサービス提供することが望ましい。 | | | 【目標値の設定根拠】 母子保健法に基づき、乳幼児の健康の保持及び増進を図るために実施している事業であり、原則として全ての乳幼児が受診する事が好ましい。 | | | | | | |
| | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 |
| 目標達成率 | 71.4% | 66.7% | 50.0% | 78.6% | 目標達成率 | 92.1% | 91.4% | 93.7% | #DIV/0! |
| 目標値 | 14 | 15 | 20 | 14 | 目標値 | 11,403 | 11,577 | 11,268 | |
| 実績値 | 10 | 10 | 10 | 11 | 実績値 | 10,501 | 10,577 | 10,563 | |

2 Do:実施

| 【事業の概要】 (事業費及び特定財源 / 単位:千円) | | | | | | | |
|--|--------|--------|--------|-------------|---------------|--------|----------|
| 主な内容 | 事業費 | 特定財源 | 従事職員 | 総費用(円) | 実績区分(単位)及び実績値 | | 単価(円) |
| 心障センター幼児訓練 | 69,751 | 11,937 | 0.1 人 | 58,612,941 | 延べ利用者 (人) | 5,121 | 11,445.6 |
| 乳幼児健康診査 | 71,913 | 3,714 | 8.48 人 | 135,949,222 | 受診者 (人) | 10,563 | 12,870.3 |
| 妊産婦・新生児訪問指導 | 5,744 | 0 | 1.88 人 | 20,764,096 | 指導件数 (件) | 1,131 | 18,359.1 |
| 保育相談 | 371 | 0 | 1.08 人 | 8,999,566 | 相談者数 (人) | 4,545 | 1,980.1 |
| | | | 人 | 0 | () | | #DIV/0! |
| 心障センター幼児訓練は、発達につまづきのある就学前の子どもに対する療育のための訓練 乳幼児健康診査は、3~4か月児・6~7か月児・9~10か月児・1歳6か月児・3歳児に対して健康診査を実施 妊産婦・新生児訪問指導は、保健師及び助産師が訪問により個々の状況に応じた指導を実施 保育相談は、電話・来所・訪問等による相談に、保健師・看護師・栄養士・歯科衛生士が対応 | | | | | | | |

平成18年度事務事業評価表

| | | |
|--|------------------------------|-------|
| 3 Check:評価 | | |
| 【事業の役割】市民ニーズ等の変化により、事業の役割が薄れていないか。 | A:薄れていない B:若干薄れている C:薄れている | [A] |
| 【実施の必要性】市が実施すべき事業か。同様の内容を民間がやっていないか。 | A:市が実施すべき B:市以外でも実施している。 | [A] |
| <必要性> 乳幼児健診の充実による発達遅滞の早期発見が増えるに伴い、事業の重要性は増している。民間では発達遅滞児に対する集中的な指導は困難であると思われるため、今後も市が実施していく必要がある。 | | |
| 【内容の見直し】成果の向上のため、事業内容に見直しの余地があるか。 | A:見直しの余地なし B:検討の余地あり C:見直すべき | [B] |
| <有効性> 定員の拡大や専門職の配置など、事業を拡大しているが、療育希望者全てを受け入れるだけの体制を確保しているとは言えない状況である。今後、一層ニーズが高まる事が予想されるため、より効率的に受け入れることができる体制を構築していく必要がある。 | | |
| 【民間委託等】民間活力の活用により成果を下げずにコストを下げられるか。 | A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み | [A] |
| 【統合・連携】類似事業等との統合・連携によるコスト削減は可能か。 | A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み | [A] |
| <効率性> 精神発達遅滞時を民間保育所で受け入れ、適切な養育が行うことができるようになるにはまだまだ問題が多く困難である。また、類似事業は現在他になく、統合はできない。 | | |
| 【事業構成の妥当性】目的達成のために必要な事業構成になっているか。 | A:事業構成は妥当である。 B:事業構成は妥当ではない。 | [A] |
| <妥当性> 事業構成については目的を達成するために、適切な体制であると思われる。 | | |

| | | |
|---|--|--|
| 【今後の課題】 | | |
| <p>あゆの子事業定員である30人に対し、例年多めの利用希望があり、早期療育を必要とするニーズが高まっている。これに対応するため、平成18年度からあゆの子の定員を33人に拡大した。また、保健センター分館において心障センターに通所できない対象者に対し、サテライト事業(出張発達支援)を実施している。この二つの事業を軸に平成15年から実施している外来指導を合わせ、より効果的な支援を行っていく必要がある。</p> <p>また、今後はより一層、学校等の関係機関との連携を深めると共に、保育所等の障害児受け入れを促進していく必要があると思われる。</p> | | |

| | | |
|---|--|--|
| 4 Action:見直し | | |
| 【今後の具体的な対策】 | | |
| <p>あゆの子事業定員である30人を超過する早期療育を必要とするニーズに対応するため、平成15年度から臨床心理士等を配置し、外来指導を行う「子ども発達支援事業」を創設した。</p> <p>今後、関係機関の連携による早期療育システムを構築していきたい。</p> | | |

| | | |
|---|--|--|
| 【総合評価】 | | |
| A 現状のまま継続 1 大幅な見直しは必要ない 2 見直しには法令等の改正が必須 3 見直しの必要性があるが時期尚早 4 現状では見直しが不可能 | B 見直して継続 1 重点化・拡大 2 構成事業の見直し 3 構成事業の移行 (他事務事業への移行) 4 規模の縮小 | C 休止・廃止 1 休止 2 廃止 3 完了 (_____年度) |
| | | A |
| | | 3 |

| | | |
|--|--|--|
| 【コメント】 | | |
| <p>今後、発達障害者支援法の施行や発達障害の範囲の解釈拡大に伴い、療育事業の対象者が今後増えていくと思われる。この分野においては特に早期療育が重要であり、今後拡充していくべき事業であると思われる。心障センターの設備人員等の問題もあり、急激に拡大する事は困難であるが、今後の状況を見越して、体制を整えていきたい。</p> | | |

| | | |
|---|--|---|
| 行政評価委員会からのコメント | | |
| <p>乳幼児健診の充実による発達遅滞の早期発見が増えることにより、利用者・ニーズの増加が予想されており、本事業の重要性は増している。市内では、心身障害者福祉センター、保健センター、保育所及び多摩療育園(都施設)で実施しているが、横の繋がりが希薄な状況にある。よって、関係機関による連絡協議会等を立ち上げ、お互いの連携を深めるとともに、情報交換や事業内容の整理を行うなど、市全体で、より効果的に障害の早期発見と療育を行うことのできる体制を整備し、障害のある方の将来に渡る自立した生活や社会参加を促していく必要がある。</p> | | |
| | | A |
| | | 3 |

| | | |
|--------------------------------|---|-----------------|
| 【事務事業名】 障害者雇用・就労促進事業 | 【府中市総合計画】 第1章 安心していきいきと暮らせるまちづくり 4 障害者福祉 (3) 社会参加 雇用・就労の促進 | 【開始年度】 昭和48年 |
| 【主管部課】 福祉保健部障害者福祉課 | | |

| | |
|---|-----------|
| 【実施根拠】 府中市知的障害者雇用事業要綱 府中市心身障害者(児)通所訓練等事業実施要綱 府中市心身障害者小規模通所授産施設事業実施要綱 その他4要綱による。 | 【類似・関連事業】 |
|---|-----------|

【事業を取り巻く現況(市民の反応、国・都・他市の状況等)】
 一般就労の希望は多いが、雇用に結びつけるのは難しい状況である。
 知的障害者雇用事業については、利用者の日中活動の場ともなり、非常に良好である。市による雇用例は、他には少ない。
 障害者施設での福祉的就労による工賃は、増加を見込みにくい。

1 PLAN:計画

| | |
|----------------------|--|
| 【事業の目的・目標】 | |
| 事業の対象は | 就労を希望する障害のある人 |
| どのような方法で(どの細事業を活用して) | 知的障害者の雇用を確保し、障害のある人の就労の場である通所施設の充実を図るとともに、清掃作業委託により一定水準の授産工賃を確保する。 |
| どのような状態にしたいか | 就労施設として通所者の授産工賃の増額を図り、施設の安定的な運営を目指す。また、障害者施設への業務委託については、障害者福祉課のみならず全庁的に対応できるように取り組みを進める。 |

【評価指標】

| | |
|--|------------|
| 基本指標(単位) = 認可施設、共同作業所の通所者数+雇用事業従事者数(人) | 参考指標(単位) = |
| 【指標の考え方】 就労を果たしている人数(施設での福祉的就労を含む) | 【指標の考え方】 |
| 【目標値の設定根拠】 府中市障害者計画の通所施設、共同作業所の19年度における目標通所者数+15人(雇用事業従事者数) | 【目標値の設定根拠】 |

| | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 |
|-------|-------|-------|-------|------|-------|---------|---------|---------|---------|
| 目標達成率 | 86.9% | 91.4% | 91.5% | 0.0% | 目標達成率 | #DIV/0! | #DIV/0! | #DIV/0! | #DIV/0! |
| 目標値 | 590 | 590 | 590 | 590 | 目標値 | | | | |
| 実績値 | 513 | 539 | 540 | | 実績値 | | | | |

2 Do:実施

【事業の概要】 (事業費及び特定財源/単位:千円)

| 主な内容 | 事業費 | 特定財源 | 従事職員 | 総費用 | 実績区分(単位)及び実績値 | 単価(円) |
|---------------|---------|---------|------|------------|---------------|-------------------|
| 知的障害者雇用事業 | 22,561 | 0 | 0.3人 | 24,957,824 | 雇用日数(日) | 3,396 7,350.3 |
| 障害者作業委託事業 | 30,917 | 3,741 | 0.2人 | 28,773,883 | 作業日数(日) | 1,269 22,674.5 |
| 認可施設補助金 | 57,401 | 0 | 0.1人 | 58,199,941 | 通所者数(人) | 148 393,242.8 |
| 心身障害者共同作業所補助金 | 238,868 | 160,809 | 0.4人 | 81,254,765 | 通所者数(人) | 176 461,674.8 |
| 精神障害者共同作業所補助金 | 178,323 | 92,696 | 0.3人 | 88,023,824 | 通所者数(人) | 201 437,929.5 |

知的障害者雇用事業は、障害者15人を雇用し、市の施設で清掃等の軽作業を行っている。
 障害者作業委託は、市内の障害者施設に公園清掃等を委託している。
 認可施設補助金は、市内の社会福祉法人の運営する施設(5)への運営費補助。心身障害者共同作業所補助金は、市内の小規模通所授産施設(5)及び小規模作業所(5)への運営費補助。精神障害者共同作業所補助金は、市内の小規模通所授産施設(4)及び市内の小規模作業所(3)への運営費補助。

| | | |
|--|------------------------------|-------|
| 3 Check:評価 | | |
| 【事業の役割】市民ニーズ等の変化により、事業の役割が薄れていないか。 | A:薄れていない B:若干薄れている C:薄れている | [A] |
| 【実施の必要性】市が実施すべき事業か、同様の内容を民間がやっていないか。 | A:市が実施すべき B:市以外でも実施している。 | [A] |
| <必要性> 本事業は、社会福祉法の規定、又は都の要綱などに基づき実施しており、一般就労の困難な障害を持つ者の就労の場として必要な施策である。 併せて、作業委託事業についても、就労の機会の増進を図るとともに、通所者の収入にも寄与しており、必要な事業となっている。 | | |
| 【内容の見直し】成果の向上のため、事業内容に見直しの余地があるか。 | A:見直しの余地なし B:検討の余地あり C:見直すべき | [B] |
| <有効性> 施設に対する運営費補助と作業委託事業は、市内通所先と利用者の収入を確保し、一定の成果をあげている。 知的障害者雇用事業については、開設を予定している就労支援農園との整合性を視野に入れながら、今後の方向性を検討していく。 | | |
| 【民間委託等】民間活力の活用により成果を下げずにコストを下げられるか。 | A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み | [A] |
| 【統合・連携】類似事業等との統合・連携によるコスト削減は可能か。 | A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み | [A] |
| <効率性> 障害者の雇用・就労を促進する本事業については、行政の責任で実施すべきものであり、同様の事業を実施する民間機関等も無いことからコスト削減は難しい。 | | |
| 【事業構成の妥当性】目的達成のために必要な事業構成になっているか。 | A:事業構成は妥当である。 B:事業構成は妥当ではない。 | [A] |
| <妥当性> 本事業は一般就労が困難な障害者に対し、就労の機会を提供し、地域で支える福祉の一環として実施している施策であり、妥当である。 | | |

| | | |
|--|--|--|
| 【今後の課題】 | | |
| 障害者自立支援法を鑑み、さらに就労支援を推進し、市としても委託業務内容の新規開拓や委託方法を工夫するなどして、通所者の授産工賃の増額を図り、障害のある方が地域で自立した生活が送れるように支援していく。 | | |

| | | |
|--|---|--|
| 4 Action:見直し | | |
| 【今後の具体的な対策】 | | |
| 施設の充実を図るため、府中市福祉計画では、作業所等の就労人数の数値目標を心身は330人、精神は260人と掲げており、この目標を着実に達成するため、私有地の活用を含め民設民営方式により、社会福祉法人等の施設設置計画を支援していく。 また、経営の安定と通所者の処遇を向上させるため、障害者自立支援法に基づく社会福祉法人及びNPO法人等が運営する新体系サービスへの移行並びに特徴をもった施設となるよう促していく。 | | |
| 【総合評価】 | | |
| A 現状のまま継続 1 大幅な見直しは必要ない 2 見直しには法令等の改正が必須 3 見直しの必要性があるが時期尚早 4 現状では見直しが不可能 | B 見直して継続 1 重点化・拡大 2 構成事業の見直し 3 構成事業の移行 (他事務事業への移行) 4 規模の縮小 | C 休止・廃止 1 休止 2 廃止 3 完了 (____年度) |
| | | A |
| | | 1 |
| 【コメント】 | | |
| 本事業の目的・目標は、達成できており、一定の成果をあげていると評価できるため、今後も継続して実施する。 | | |

| | |
|---|---|
| 行政評価委員会からのコメント | A |
| 障害者就労施設については、工賃が低く、作業内容についても利益の上がる作業でないため、障害のある方の本当の意味での就労機会の確保・拡充につながっているとはいえない状況にあると考えられる。したがって、他市の取組状況等を参考にし、施設に対し一層の経営改善を促すとともに、作業内容についても収入の増加に結びつくような作業も取り入れることを促すなど、障害のある方の地域社会での自立した生活と社会参加を促進していく必要がある。 また、平成18年度から心身障害者福祉センターに配置された就労支援コーディネーターについては、障害のある方に対する効果的な就労の支援が期待できると考えられる。就労支援コーディネーターを中心に、ハローワークなどの関係機関と連携して障害のある方の就労の確保・拡充に努めていく必要がある。 | 1 |

| | | | | | |
|--|---|--|------------|------|-----------------|
| 【事務事業名】 障害者施設確保事業 | | 【府中市総合計画】 第1章 安心していきいきと暮らせるまちづくり 4 障害者福祉 (4) 施設入所 施設の確保 | | | 【開始年度】 昭和31年 |
| 【主管部課】 福祉保健部障害者福祉課 | | | | | |
| 【実施根拠】 身体障害者福祉法 知的障害者福祉法 | | 【類似・関連事業】 | | | |
| 【事業を取り巻く現況(市民の反応、国・都・他市の状況等)】 入所希望の待機者が常にいる状態である。 措置として実施していたが、平成15年度より支援費制度に移行した。 近來は、施設から地域生活への移行を目指す動きも一つの流れとしてある。 | | | | | |
| 1 PLAN:計画 | | | | | |
| 【事業の目的・目標】 | | | | | |
| 事業の対象は | 施設入所が必要な身体・知的障害者 | | | | |
| どのような方法で (どの細事業を活用して) | 入所希望者の待機期間を短縮できるよう都へ施設整備の要望を続ける | | | | |
| どのような状態にしたいか | 介護者の高齢化や障害の程度などから家庭での育児が困難となるケースなど、障害者にとって生活環境が悪化しないよう施設整備を支援し、生活の安定を図る | | | | |
| 【評価指標】 | | | | | |
| 基本指標(単位) = 身体障害者・知的障害者新規入所者人数(人) | | | 参考指標(単位) = | | |
| 【指標の考え方】 本事業は、施設入所を必要とする市民が入所できることが目的であるため。 | | | 【指標の考え方】 | | |
| 【目標値の設定根拠】 前年度末時点での施設入所待機者数 | | | 【目標値の設定根拠】 | | |
| | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | |
| 目標達成率 | 5.8% | 18.3% | 15.3% | 5.3% | |
| 目標値 | 103 | 82 | 59 | 57 | |
| 実績値 | 6 | 15 | 9 | 3 | |

| | | | | | | | |
|--|---------|---------|------|-------------|---------------|-----|-------------|
| 2 Do:実施 | | | | | | | |
| 【事業の概要】 (事業費及び特定財源/単位:千円) | | | | | | | |
| 主な内容 | 事業費 | 特定財源 | 従事職員 | 総費用 | 実績区分(単位)及び実績値 | | 単価(円) |
| 身体障害者入所援護費 | 65,562 | 39,659 | 1人 | 33,892,413 | 入所実人数(人) | 21 | 1,613,924.4 |
| 知的障害者入所援護費 | 370,228 | 203,512 | 1人 | 174,705,413 | 入所実人数(人) | 115 | 1,519,177.5 |
| | | | 人 | 0 | () | | #DIV/0! |
| | | | 人 | 0 | () | | #DIV/0! |
| | | | 人 | 0 | () | | #DIV/0! |
| 知的障害者入所援護費には、通勤寮入所者を含む。 歳入・歳出事項の入所分のみを記載。 | | | | | | | |

| | | | |
|---|------------------------------|-------|--|
| 3 Check:評価 | | | |
| 【事業の役割】市民ニーズ等の変化により、事業の役割が薄れていないか。 | A:薄れていない B:若干薄れている C:薄れている | [A] | |
| 【実施の必要性】市が実施すべき事業か。同様の内容を民間がやっていないか。 | A:市が実施すべき B:市以外でも実施している。 | [A] | |
| <必要性> 面接や訪問調査の際に、身体的に介護ができなくなる不安から施設入所への相談が多いため、引き続き事業を実施する必要がある。 | | | |
| 【内容の見直し】成果の向上のため、事業内容に見直しの余地があるか。 | A:見直しの余地なし B:検討の余地あり C:見直すべき | [A] | |
| <有効性> 身体・知的障害者の安定した生活を確保するほか、より多くの市民が入所できるよう検討する。 | | | |
| 【民間委託等】民間活力の活用により成果を下げずにコストを下げられるか。 | A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み | [A] | |
| 【統合・連携】類似事業等との統合・連携によるコスト削減は可能か。 | A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み | [A] | |
| <効率性> 市の整備計画は終了しているため、今後も都へ入所施設の整備を要望する。また、都の施設及び民間施設への入所は東京都の判定審査会で決定されるため、希望者への周知を進める。 | | | |
| 【事業構成の妥当性】目的達成のために必要な事業構成になっているか。 | A:事業構成は妥当である。 B:事業構成は妥当ではない。 | [A] | |
| <妥当性> 介護者となる保護者の高齢化、また、知的障害者の成長や知的行動により家庭での育児ができなくなることもあり、施設入所事業の必要性は妥当である。 | | | |

| | |
|---|--|
| 【今後の課題】 | |
| 施設希望者が居る中で、障害者自立支援法では、現在の入所者数より7%の人数を地域移行することを目標としてあげているなど、地域社会での生活を目指しているが、施設の増が見込まれない状況がある。 | |

| | | | |
|--|--------------------------|--------------------|---|
| 4 Action:見直し | | | |
| 【今後の具体的な対策】 | | | |
| 施設整備を重点的に推進するため、国では平成14年12月に策定した新障害者計画(新障害者プラン)で、都では支援費制度のスタートに合わせ、障害者地域生活支援緊急3ヵ年プランを策定し、取り組んでいる。 市では、施設整備は民設民営方式で推進することを基本に、国や都の支援を受けた社会福祉法人等の整備計画の法人負担分を軽減するなどの方法により対応する。 | | | |
| 【総合評価】 | | | |
| A 現状のまま継続 | B 見直して継続 | C 休止・廃止 | A |
| 1 大幅な見直しは必要ない | 1 重点化・拡大 | 1 休止 | |
| 2 見直しには法令等の改正が必須 | 2 構成事業の見直し | 2 廃止 | 1 |
| 3 見直しの必要性があるが時期尚早 | 3 構成事業の移行 (他事務事業への移行) | 3 完了 (_____年度) | |
| 4 現状では見直しが不可能 | 4 規模の縮小 | | |
| 【コメント】 | | | |
| 身体障害者の機能の維持改善を図り、日常生活での自立と社会復帰を目指し、医師や理学療法士、作業療法士のもとに機能回復を図っているが、施設入所以外に支援の方法が行えない障害者もいるため施設入所は今後も重要である。 | | | |

| | |
|--|---|
| 行政評価委員会からのコメント | |
| 施設入所希望者に対する入所者が非常に少なく、市民のニーズに対応できていない状況にあると考えられるため、東京都に対して施設の設置・整備の陳情・要望を行うとともに、社会福祉法人などが設置・整備する施設に対して支援するなど、障害のある人が安心して安定した生活を送ることができる体制の整備に努める必要がある。 | A |
| | 1 |

平成18年度事務事業評価表

| | | | | | | | | | |
|--|-------|-------------------------------------|-------|---|---|-------|-------|-----------------|-------|
| 【事務事業名】 勤労者福利厚生事業 | | | | 【府中市総合計画】 第1章 安心していきいきと暮らせるまちづくり 5 勤労者福祉・住宅・国民健康保険・国民年金 (1) 勤労者福祉 勤労者福利厚生の充実 | | | | 【開始年度】 平成元年度 | |
| 【主管部課】 生活文化部住宅勤労課 | | | | | | | | | |
| 【実施根拠】 財団法人府中市中小企業勤労者サービス公社補助金 交付要綱 | | | | 【類似・関連事業】 なし | | | | | |
| 【事業を取り巻く現況(市民の反応、国・都・他市の状況等)】 中小企業勤労者の福利厚生事業の必要性は高く、個々では実施が困難な中小企業の勤労者の福利厚生事業を継続して実施していく事業であり、中小企業からの期待も大きい。 しかし、国・都においては、一定期間を経過した団体の自立化を求め補助金の廃止が示されている。 | | | | | | | | | |
| 【事業の目的・目標】 | | | | | | | | | |
| 事業の対象は | | 市内中小企業の事業主及び従業員 | | | | | | | |
| どのような方法で (どの細事業を活用して) | | 中小企業勤労者サービス公社運営費により公社の人件費・運営費を助成する。 | | | | | | | |
| どのような状態にしたいか | | 企業規模による勤労者の福利厚生事業の格差の是正 | | | | | | | |
| 【評価指標】 | | | | | | | | | |
| 基本指標(単位) = 会員数 (人) | | | | | 参考指標(単位) = 加入事業所数 (事業所) | | | | |
| 【指標の考え方】 中小企業に働く勤労者を会員とすること | | | | | 【指標の考え方】 事業所の加入拡大を図る | | | | |
| 【目標値の設定根拠】 当面の会員増加の目標値。実現可能な範囲で少しずつの拡大を図る。 | | | | | 【目標値の設定根拠】 当面の加入事業所数の目標値。実現可能な範囲で少しずつの拡大を図る。 | | | | |
| | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 |
| 目標達成率 | 93.5% | 91.6% | 90.7% | 0.0% | 目標達成率 | 98.2% | 92.7% | 89.4% | 0.0% |
| 目標値 | 7,400 | 7,400 | 7,400 | 7,300 | 目標値 | 1,480 | 1,480 | 1,480 | 1,400 |
| 実績値 | 6,921 | 6,780 | 6,710 | | 実績値 | 1,453 | 1,372 | 1,323 | |

| | | | | | | | | | |
|---|--------|-------|-------|------------|---------------|--|-------|--|---------|
| 2 Do: 実施 | | | | | | | | | |
| 【事業の概要】 (事業費及び特定財源 / 単位: 千円) | | | | | | | | | |
| 主な内容 | 事業費 | 特定財源 | 従事職員 | 総費用 | 実績区分(単位)及び実績値 | | | | 単価(円) |
| 公社運営費補助事業 | 37,878 | 8,100 | 0.3 人 | 32,174,824 | 会員数 (人) | | 6,710 | | 4,795.1 |
| | | | 人 | 0 | () | | | | #DIV/0! |
| | | | 人 | 0 | () | | | | #DIV/0! |
| | | | 人 | 0 | () | | | | #DIV/0! |
| | | | 人 | 0 | () | | | | #DIV/0! |
| 補助事業は、市内中小企業の勤労者の福利厚生の増進を目的とする公社の運営に係わる人件費、運営費に補助金を支出するものである。 | | | | | | | | | |

| | |
|--|------------------------------------|
| 3 Check:評価 | |
| 【事業の役割】市民ニーズ等の変化により、事業の役割が薄れていないか。 | A:薄れていない B:若干薄れている C:薄れている [A] |
| 【実施の必要性】市が実施すべき事業か。同様の内容を民間がやっていないか。 | A:市が実施すべき B:市以外でも実施している。 [A] |
| <必要性> 中小企業勤労者の福利厚生事業の必要性は高い 個々の中小企業では実施の困難な福利厚生を増進するための事業を行なう。 | |
| 【内容の見直し】成果の向上のため、事業内容に見直しの余地があるか。 | A:見直しの余地なし B:検討の余地あり C:見直すべき [B] |
| <有効性> 公社会員の拡大を図る。 魅力のある公社事業の展開する。 | |
| 【民間委託等】民間活力の活用により成果を下げずにコストを下げられるか。 | A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み [B] |
| 【統合・連携】類似事業等との統合・連携によるコスト削減は可能か。 | A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み [A] |
| <効率性> 福利代行業者のプランを利用するなど、会員へのサービスの拡大を図っている。 | |
| 【事業構成の妥当性】目的達成のために必要な事業構成になっているか。 | A:事業構成は妥当である。 B:事業構成は妥当ではない。 [A] |
| <妥当性> 個々の零細、中小企業では行なえない多様な事業を行ない勤労者の福利厚生を増進するため公社の人員費、運営費の助成をしている。零細・中小企業の勤労者の福利厚生のために必要な事業である。 | |

| | |
|---|--|
| 【今後の課題】 | |
| 公社会員数が減少の傾向にあり、公社への加入促進を図ること 魅力のある事業の展開 保険業法の改正による、給付事業の見直し | |

| | |
|---|---|
| 4 Action:見直し | |
| 【今後の具体的な対策】 | |
| 国の補助金の廃止が予定される中で、短期的には、運営費の財源をほかに求めるなど、財政的な基礎をしっかりとしたものように努める。 また、中長期的には、財団法人府中市中小企業勤労者サービス公社のあり方について、再構築を含めた見直しを検討するよう公社に促している。 | |
| 【総合評価】 | |
| A 現状のまま継続 1 大幅な見直しは必要ない 2 見直しには法令等の改正が必須 3 見直しの必要性があるが時期尚早 4 現状では見直しが不可能 | B 見直して継続 1 重点化・拡大 2 構成事業の見直し 3 構成事業の移行 (他事務事業への移行) 4 規模の縮小 |
| C 休止・廃止 1 休止 2 廃止 3 完了 (____年度) | B 2 |
| 【コメント】 | |
| 公社の運営を助成するとともに、同公社の行なう高齢者向けの無料職業紹介事業に助成をしています。 | |

| | |
|--|--|
| 行政評価委員会からのコメント | |
| 公社の運営については、国の補助金の廃止が予定されている中、主管課のコメントにもあるとおり再構築を含めた見直しが必要となっている。会費に見合う以上の魅力ある事業にすることや、運営費の節減を図るなど、公社の財政基盤をより強くするよう促すとともに広域連携やアウトソーシングなどを含めて、公社の体制と当該事業のあり方について将来に向けて検討していく必要がある。 | |
| B 2 | |

| | | | | | | | | | |
|---|-------|--|-------|---|---|------|------|-----------------|------|
| 【事務事業名】 市営・市民住宅整備・運営事業 | | | | 【府中市総合計画】 第1章 安心でいきいきと暮らせるまちづくり 5 勤労者福祉・住宅・国民健康保険・国民年金 (2) 住宅 市営・市民住宅の整備 | | | | 【開始年度】 昭和31年 | |
| 【主管部課】 生活文化部住宅勤労課 | | | | | | | | | |
| 【実施根拠】 公営住宅法・同施行令・同施行規則 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律・同施行令・同施行規則 府中市営住宅条例・同施行規則 | | | | 【類似・関連事業】 高齢者住宅の運営 都営住宅・都民住宅の運営 | | | | | |
| 【事業を取り巻く現況(市民の反応、国・都・他市の状況等)】 | | | | | | | | | |
| 市営住宅・市民住宅については、常に応募倍率が高い。 都は、都営住宅の増戸を行わないこと、100戸未満の小規模都営住宅を市区町村へ移管したいとしている。 国は、公営住宅の整備事業や家賃対策に関する補助金を廃止して地域住宅交付金を創設するなど、補助制度の再構築を行った。 | | | | | | | | | |
| 1 PLAN:計画 | | | | | | | | | |
| 【事業の目的・目標】 | | | | | | | | | |
| 事業の対象は | | 市営住宅:住宅に困窮する低所得者 市民住宅:現に自ら居住するために住宅を必要とする中堅所得者 | | | | | | | |
| どのような方法で(どの細事業を活用して) | | 市営住宅:公営住宅法に基づく公営住宅を建設して賃貸する。 市民住宅:民間の所有者から借り上げた特定優良賃貸住宅を転貸する。 | | | | | | | |
| どのような状態にしたいか | | 市民生活の安定と福祉の増進を図る。 | | | | | | | |
| 【評価指標】 | | | | | | | | | |
| 基本指標(単位) = 本来入居者数(戸) | | | | | 参考指標(単位) = 改築予定戸数(戸) | | | | |
| 【指標の考え方】 市営住宅は、住宅に困窮する低額所得の市民に対して提供されるべきものであることから、管理戸数すべての入居者が所得基準内であることを目標とする。 | | | | | 【指標の考え方】 平家建市営住宅の計画的な建替えにより、住宅の質の向上と増戸を図ることを目標とする。 | | | | |
| 【目標値の設定根拠】 収入超過者世帯及び空家を除く本来入居者入居戸数と市営住宅管理戸数とを比較する。 | | | | | 【目標値の設定根拠】 改築予定戸数(改築前戸数) 改築住宅 平成15~17年度 第六若松町住宅 22戸(20戸) 平成18~20年度 第十一美好町住宅 40戸(20戸) | | | | |
| | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 |
| 目標達成率 | 86.6% | 88.2% | 87.6% | 0.0% | 目標達成率 | 0.0% | 0.0% | 100.0% | 0.0% |
| 目標値 | 567 | 567 | 589 | 569 | 目標値 | 22 | 22 | 22 | 40 |
| 実績値 | 491 | 500 | 516 | | 実績値 | 0 | 0 | 22 | |

| | | | | | | | |
|--|--------|--------|------|------------|---------------|-----|-----------|
| 2 Do:実施 | | | | | | | |
| 【事業の概要】 (事業費及び特定財源/単位:千円) | | | | | | | |
| 主な内容 | 事業費 | 特定財源 | 従事職員 | 総費用 | 実績区分(単位)及び実績値 | | 単価(円) |
| 市営住宅管理運営事業 | 31,772 | 31,772 | 3人 | 23,968,239 | 管理戸数(戸) | 589 | 40,693.1 |
| 市民住宅管理運営事業 | 73,704 | 64,170 | 0.4人 | 12,729,765 | 管理戸数(戸) | 47 | 270,846.1 |
| 市営住宅整備事業 | 82,877 | 82,877 | 0.6人 | 4,793,648 | 管理戸数(戸) | 589 | 8,138.6 |
| 市営住宅改築事業 | 18,890 | 13,396 | 1人 | 13,483,413 | 改築予定戸数(戸) | 22 | 612,882.4 |
| | | | 人 | 0 | | | #DIV/0! |
| 特定財源は、国補助金・交付金、都補助金、住宅使用料等 市営住宅管理戸数 589戸、市民住宅管理戸数 47戸 市営住宅改築事業は、第六若松町住宅 22戸(平成17年度入居開始)、第十一美好町住宅 40戸(平成20年度完成予定) | | | | | | | |

| | | |
|---|----------------------------------|-------|
| 3 Check: 評価 | | |
| [事業の役割] 市民ニーズ等の変化により、事業の役割が薄れていないか。 | A: 薄れていない B: 若干薄れている C: 薄れている | [A] |
| [実施の必要性] 市が実施すべき事業か。同様の内容を民間がやっていないか。 | A: 市が実施すべき B: 市以外でも実施している。 | [B] |
| <p><必要性> 高齢者を中心とした低所得者層は今後も増え続けていくため、セーフティネットとしての市営住宅の役割は薄れないと思われる。一方、中堅所得者向けの市民住宅は、制度創設当初に比して地価の大幅な下落、それに伴う市場家賃や分譲マンション価格の下落等により、その役割は薄れていると言わざるを得ない。</p> | | |
| [内容の見直し] 成果の向上のため、事業内容に見直しの余地があるか。 | A: 見直しの余地なし B: 検討の余地あり C: 見直すべき | [B] |
| <p><有効性> 公営住宅関係法令は、入居者の居住安定に配慮したもとなっており、居住年数制限はなく、収入基準を超過しても高額所得者にならない限り明渡請求されない。そこで国においては、入居所得基準の引下げと家賃算定基礎額の見直し等により、対象世帯の縮小及び民間賃貸住宅家賃との乖離の是正を図ろうとしている。傾斜家賃方式の市民住宅は年々市場家賃に近づいていき、民間賃貸住宅との差は少なくなるので、市が管理する必要性は薄れる。</p> | | |
| [民間委託等] 民間活力の活用により成果を下げずにコストを下げられるか。 | A: できない B: 検討の余地あり C: 可能 D: 実施済み | [A] |
| [統合・連携] 類似事業等との統合・連携によるコスト削減は可能か。 | A: できない B: 検討の余地あり C: 可能 D: 実施済み | [B] |
| <p><効率性> 現在、市営住宅の管理はほとんど市の直営で行っており、整備工事や受水槽清掃等は必要に応じて業者に委託している。また、入居者の決定や家賃の決定に関する事務等は、公営住宅法により自治体が行うこととなっているので、あえて指定管理者制度を導入する意義は薄い。類似事業である高齢者住宅やすらぎは、福祉的な要素が強いため、福祉保健部での対応が望ましい。</p> | | |
| [事業構成の妥当性] 目的達成のために必要な事業構成になっているか。 | A: 事業構成は妥当である。 B: 事業構成は妥当ではない。 | [A] |
| <p><妥当性> 法の趣旨からすると、毎年数百人の申込者全員が入居できることが理想であるが、新規に市営住宅を供給することは財政面から困難である。従って、ひとり親世帯・高齢者世帯の優遇抽選や障害者世帯の特別割当を行うなど、弱者に配慮したものであるとしている。</p> | | |

[今後の課題]

市営住宅は、基準を超過した収入のある入居者が1割程度存在する一方で、資格を有するにも拘わらず抽選により入居できない多数の低所得者が存在するという矛盾を抱えている。また、収入に貯蓄等の資産は含まれないこと、原則として居住年数制限がないことなど、入居者・非入居者間の公平性にかける面がある。

市民住宅は、20年間の長期にわたり借上契約をしている。今後、住宅は古くなっていくのに入居者家賃は上昇していくので、多くの空家の発生が予想される。空家期間は全額市の負担となるため、空家を発生させにくい方策を行う必要がある。

| | | |
|--|---|---|
| 4 Action: 見直し | | |
| [今後の具体的な対策] | | |
| <p>市営住宅に関して、平成18年6月に長期入居抑止対策として使用承継対象者の見直しを行い、原則として配偶者・高齢者・障害者等で特に居住の安定を図る必要がある者に限定したところである。収入超過者については、家賃が市場家賃と同等になることにより退去を促す方向での法令改正が19～20年度に行われる予定である。今後は、今まで以上に管理の適正化を図ることで空家を確保するとともに、既存住宅の改修や平家住宅の改築を計画的に行うことにより、居住環境の向上と増戸を図っていく。</p> <p>市民住宅に関して、傾斜家賃制度の見直しを子育て世帯等に特化して行うなど、中堅所得者向住宅として借上契約期間満了までは有効に活用する。</p> | | |
| [総合評価] | | |
| <p>A 現状のまま継続</p> <p>1 大幅な見直しは必要ない</p> <p>2 見直しには法令等の改正が必須</p> <p>3 見直しの必要性があるが時期尚早</p> <p>4 現状では見直しが不可能</p> | <p>B 見直して継続</p> <p>1 重点化・拡大</p> <p>2 構成事業の見直し</p> <p>3 構成事業の移行 (他事務事業への移行)</p> <p>4 規模の縮小</p> | <p>C 休止・廃止</p> <p>1 休止</p> <p>2 廃止</p> <p>3 完了 (____年度)</p> |
| | | A |
| | | 2 |
| [コメント] | | |
| <p>民間活力の活用に関して、既に指定管理者制度を導入した自治体は、都道府県や政令指定都市等の多くの公営住宅を有するところに限られており、従来から管理委託制度により管轄の地方住宅供給公社に業務を委託していたところである。公社がノウハウとスケールメリットを活かし、引き継ぐ形で指定されているようである。</p> <p>市営住宅の類似事業である都営住宅に関して、都は100戸未満の小規模都営住宅を無償で市へ移管しようとしているが、管理戸数増は単純にコスト増に直結するため、引き続き都で管理するよう要望している。</p> | | |

| | | |
|--|--|---|
| 行政評価委員会からのコメント | | |
| <p>市営住宅は市民の共有の財産であり、利用機会の平等を確保し、公平性を保たなければならない。この点で、収入超過入居者への対応の強化など一層の管理適正化が必要であり、真に困窮している市民への適正な提供を図る必要がある。</p> <p>一方、市民住宅については、主管課のコメントにもあるとおり市場家賃に近づいている状況があり、また類似事業である都民住宅でも空きが多数出ている状況がある。今後、借上げ契約の更新時に向け、必要性や有効活用する方法について検討する必要がある。</p> | | A |
| | | 1 |

| | | |
|--|---|------------------------|
| 【事務事業名】 高齢者・障害者住宅運営事業 | 【府中市総合計画】 第1章 安心していきいきと暮らせるまちづくり 5 勤労者福祉・住宅・国民健康保険・国民年金 (2) 住宅 高齢者・障害者住宅の充実 | 【開始年度】 昭和31年 |
| 【主管部課】 生活文化部住宅勤労課・福祉保健部高齢者支援課 | | |

| | |
|---|------------------------------|
| 【実施根拠】 ・府中市高齢者住宅条例・同運営要綱 ・府中市敬老居室建築資金助成規則 ・府中市営住宅条例・同施行規則 | 【類似・関連事業】 ・都営住宅の運営 |
|---|------------------------------|

【事業を取り巻く現況(市民の反応、国・都・他市の状況等)】
 東京都では、高齢者の居住安定や在宅生活を支援する体制を図るため、入所施設ではなく住宅施策としての位置付けでの住宅提供を行っている。

1 PLAN:計画

| | |
|-----------------------------|---|
| 【事業の目的・目標】 | |
| 事業の対象は | 65歳以上のひとり暮らしで、住宅に困窮している高齢者 |
| どのような方法で(どの細事業を活用して) | 民間建て主より高齢者住宅を市が借り上げ、65歳以上のひとり暮らしで、住宅に困窮している高齢者に安価な家賃で供給 |
| どのような状態にしたいか | 住宅に困窮し、また自力で住宅を確保できない高齢者に、安全で安価な住宅を安心して住むことができるようにする |

| | |
|---|-------------------|
| 【評価指標】 | |
| 基本指標(単位) = 高齢者住宅に入居した立退き要求をされていた住宅困窮者(人) | 参考指標(単位) = |
| 【指標の考え方】 住宅困窮者に対する高齢者住宅の提供が、本事業の目標の一つであるため。 | 【指標の考え方】 |
| 【目標値の設定根拠】 立退き要求をされている住宅困窮者への住宅の提供が、本事業の目的の一つであるため。 | 【目標値の設定根拠】 |

| | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 |
|-------|--------|-------|--------|------|-------|---------|---------|---------|---------|
| 目標達成率 | 100.0% | 90.0% | 136.4% | 0.0% | 目標達成率 | #DIV/0! | #DIV/0! | #DIV/0! | #DIV/0! |
| 目標値 | 9 | 10 | 11 | 12 | 目標値 | | | | |
| 実績値 | 9 | 9 | 15 | | 実績値 | | | | |

2 Do:実施

| 【事業の概要】 (事業費及び特定財源/単位:千円) | | | | | | | |
|----------------------------------|---------|---------|-------|------------|---------------|-----|-----------|
| 主な内容 | 事業費 | 特定財源 | 従事職員 | 総費用 | 実績区分(単位)及び実績値 | | 単価(円) |
| 高齢者住宅(やすらぎ)運営事業 | 177,198 | 116,783 | 0.7 人 | 66,007,589 | 住宅戸数 (戸) | 136 | 485,349.9 |
| 市営住宅高齢者世帯優遇抽選 | 0 | 0 | 0 人 | 0 | 入居戸数 (戸) | 2 | 0.0 |
| 市営住宅障害者世帯割当 | 0 | 0 | 0 人 | 0 | 入居戸数 (戸) | 3 | 0.0 |
| | | | 人 | 0 | () | | #DIV/0! |
| | | | 人 | 0 | () | | #DIV/0! |

高齢者住宅(やすらぎ)運営事業の特定財源は、国及び都からの補助金、入居者からの家賃収入。

| | |
|--|------------------------------------|
| 3 Check:評価 | |
| 【事業の役割】市民ニーズ等の変化により、事業の役割が薄れていないか。 | A:薄れていない B:若干薄れている C:薄れている [A] |
| 【実施の必要性】市が実施すべき事業か。同様の内容を民間がやっていないか。 | A:市が実施すべき B:市以外でも実施している。 [A] |
| <必要性> 高齢者住宅「やすらぎ」を引き続き運営することにより、地域で独居老人の孤立化が防げ、また生活の充実に向けた取り組みを推進することができる。 | |
| 【内容の見直し】成果の向上のため、事業内容に見直しの余地があるか。 | A:見直しの余地なし B:検討の余地あり C:見直すべき [B] |
| <有効性> 住宅施策を考える上で、今後、市の総合的な施策(障害者、新婚等)の中で対応する必要があると思われる。 | |
| 【民間委託等】民間活力の活用により成果を下げずにコストを下げられるか。 | A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み [A] |
| 【統合・連携】類似事業等との統合・連携によるコスト削減は可能か。 | A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み [A] |
| <効率性> 高齢者住宅は、民間建て主から建物を借上げて実施している事業なので、すでに民間活力を活用していると判断できる事業である。 | |
| 【事業構成の妥当性】目的達成のために必要な事業構成になっているか。 | A:事業構成は妥当である。 B:事業構成は妥当ではない。 [A] |
| <妥当性> 高齢者住宅「やすらぎ」の戸数136戸は、近隣市と比較しても遜色のないものである。 また、高齢者の優遇抽選や障害者の特別割当の募集により、住宅に困窮する高齢者・障害者世帯に配慮している。 | |

| | |
|--|--|
| 【今後の課題】 | |
| 平成27年には、団塊世代が65歳以上となるなど、高齢者人口の増加に伴い他施策(東京都の高齢者入居支援事業、あんしん入居制度等)を含め推進する必要がある。 | |

| | | | | | | |
|--|---|--|--|---|---|---|
| 4 Action:見直し | | | | | | |
| 【今後の具体的な対策】 | | | | | | |
| 高齢者住宅(やすらぎ)12棟については、市と建主との借り上げ契約期間(20年)が満了になる年度に、今後の借り上げも含め高齢者住宅のあり方を検討する。 なお、入居者の高齢化や虚弱化への対応として、今後、グループホームや介護施設と連携を取ることで、入居基準に対応した高齢者向けの住宅を確保する。 | | | | | | |
| 【総合評価】 | | | | | | |
| <table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> A 現状のまま継続 1 大幅な見直しは必要ない 2 見直しには法令等の改正が必須 3 見直しの必要性があるが時期尚早 4 現状では見直しが不可能 </td> <td style="vertical-align: top;"> B 見直して継続 1 重点化・拡大 2 構成事業の見直し 3 構成事業の移行 (他事務事業への移行) 4 規模の縮小 </td> <td style="vertical-align: top;"> C 休止・廃止 1 休止 2 廃止 3 完了 (____年度) </td> </tr> </table> | A 現状のまま継続 1 大幅な見直しは必要ない 2 見直しには法令等の改正が必須 3 見直しの必要性があるが時期尚早 4 現状では見直しが不可能 | B 見直して継続 1 重点化・拡大 2 構成事業の見直し 3 構成事業の移行 (他事務事業への移行) 4 規模の縮小 | C 休止・廃止 1 休止 2 廃止 3 完了 (____年度) | <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">A</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> </table> | A | 1 |
| A 現状のまま継続 1 大幅な見直しは必要ない 2 見直しには法令等の改正が必須 3 見直しの必要性があるが時期尚早 4 現状では見直しが不可能 | B 見直して継続 1 重点化・拡大 2 構成事業の見直し 3 構成事業の移行 (他事務事業への移行) 4 規模の縮小 | C 休止・廃止 1 休止 2 廃止 3 完了 (____年度) | | | | |
| A | | | | | | |
| 1 | | | | | | |
| 【コメント】 | | | | | | |
| 本事業は、平成元年から10年までに建築された住宅を20年間の契約で借上げて実施しているもので、今後契約満了後の再契約をどのような内容で行うかが課題である。 | | | | | | |

| | |
|---|---|
| 行政評価委員会からのコメント | A |
| 当該事業については、高齢者人口の増加が予測される中、今後も必要性が高いことが推測され、高齢者住宅について現状を維持したままが実施している事業や類似事業などと連携し、効果的に進めていく必要がある。 今後は、主管課が課題と考える再契約に向けた検討及びコストを抑えるためのより効率的な運営方法を確立していく必要がある。 | 1 |

| | | |
|-------------------------------------|--|------------------------|
| 【事務事業名】 国民健康保険給付事業 | 【府中市総合計画】 第1章 安心していきいきと暮らせるまちづくり 5 勤労者福祉・住宅・国民健康保険・国民年金 (3) 国民健康保険 給付内容の充実 | 【開始年度】 昭和29年 |
| 【主管部課】 生活文化部保険年金課 | | |

| | |
|---|---------------------------|
| 【実施根拠】 国民健康保険法 府中市国民健康保険条例 | 【類似・関連事業】 社会保険等 |
|---|---------------------------|

【事業を取り巻く現況(市民の反応、国・都・他市の状況等)】
 高齢化の進展と景気の低迷が続く中で、高齢者や無職者を中心に加入者が年々増加している。加入者の増加と相まって、医療費は増加の一途にあり、特に高齢者の医療費の増加が著しい状況にある。

1 PLAN:計画

| | |
|----------------------|------------------------|
| 【事業の目的・目標】 | |
| 事業の対象は | 20歳以上の国保加入者 |
| どのような方法で(どの細事業を活用して) | 診査料の50%(非課税者は90%)を助成 |
| どのような状態にしたいか | 疾病の予防、早期発見による医療費の伸びの削減 |

【評価指標】

| | |
|---|-------------------|
| 基本指標(単位) = 総合健康診査料助成件数 (件) | 参考指標(単位) = |
| 【指標の考え方】 本事業を充実することで、総合健康診査を強化することができ、医療費の伸びを防ぎ削減につなげていく。 | 【指標の考え方】 |
| 【目標値の設定根拠】 目標値については、前年度の伸び率から割り返して算出している。 | 【目標値の設定根拠】 |

| | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---------|---------|---------|---------|
| 目標達成率 | 66.4% | 59.0% | 61.3% | 0.0% | 目標達成率 | #DIV/0! | #DIV/0! | #DIV/0! | #DIV/0! |
| 目標値 | 2,584 | 2,675 | 2,750 | 2,820 | 目標値 | | | | |
| 実績値 | 1,715 | 1,578 | 1,686 | | 実績値 | | | | |

2 Do:実施

| 【事業の概要】 (事業費及び特定財源/単位:千円) | | | | | | | |
|----------------------------------|-----------|-----------|------|---------------|---------------|---------|----------|
| 主な内容 | 事業費 | 特定財源 | 従事職員 | 総費用 | 実績区分(単位)及び実績値 | | 単価(円) |
| 療養の給付 | 7,181,874 | 6,081,874 | 4人 | 1,131,957,652 | 給付件数 (件) | 620,994 | 1,822.8 |
| 高額療養費 | 749,636 | 749,636 | 1人 | 7,989,413 | 給付件数 (件) | 8,082 | 988.5 |
| 出産育児一時金 | 123,300 | 123,300 | 0.3人 | 2,396,824 | 給付件数 (件) | 411 | 5,831.7 |
| 葬祭費 | 56,350 | 28,175 | 0.3人 | 30,571,824 | 給付件数 (件) | 805 | 37,977.4 |
| 総合健康診査料助成 | 11,156 | 5,578 | 0.3人 | 7,974,824 | 助成件数 (件) | 1,355 | 5,885.5 |
| 特定財源以外は、一般会計からのその他繰入金 | | | | | | | |

| | | | |
|--|------------------------------|-------|--|
| 3 Check:評価 | | | |
| [事業の役割] 市民ニーズ等の変化により、事業の役割が薄れていないか。 | A:薄れていない B:若干薄れている C:薄れている | [A] | |
| [実施の必要性] 市が実施すべき事業か。同様の内容を民間がやっていないか。 | A:市が実施すべき B:市以外でも実施している。 | [A] | |
| <必要性> 健康保持と医療費の伸びの抑制に繋がる | | | |
| [内容の見直し] 成果の向上のため、事業内容に見直しの余地があるか。 | A:見直しの余地なし B:検討の余地あり C:見直すべき | [A] | |
| <有効性> 疾病の早期発見、重症化の防止に対して効果的であり、医療費の削減に繋がるが、今後、健診に基づく効果的な保健指導の実施を検討する。 | | | |
| [民間委託等] 民間活力の活用により成果を下げずにコストを下げられるか。 | A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み | [B] | |
| [統合・連携] 類似事業等との統合・連携によるコスト削減は可能か。 | A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み | [B] | |
| <効率性> 医療制度改革に伴い、総合健康診査と成人健康診査の役割や位置づけなどの見直しにより、医療費の削減の成果を上げる。 | | | |
| [事業構成の妥当性] 目的達成のために必要な事業構成になっているか。 | A:事業構成は妥当である。 B:事業構成は妥当ではない。 | [A] | |
| <妥当性> 健診率の増加は、医療費の伸びの抑制及び健康づくりにも寄与することになる。 | | | |

| |
|---|
| [今後の課題] |
| 平成20年度から医療制度改革により、保険者に健診・保健指導の実施が義務づけられることから、総合健康診査のあり方などについて検討する必要がある。 |

| | | | |
|---|--|--|--|
| 4 Action:見直し | | | |
| [今後の具体的な対策] | | | |
| 国民健康保険制度の構造的問題の解決なしには当該制度の継続的安定は難しいが、増え続ける保険給付費を削減するためには、病気の予防につながる保健事業を充実することが必要となる。医療制度改革により、平成20年度から保険者が特定健康診査等実施計画を策定し、義務化される内臓脂肪型肥満に着目した健診・保健指導の実施により、生活習慣病の予防に取り組む。 | | | |

| | | | |
|-------------------|--------------------------|------------|---|
| [総合評価] | | | |
| A 現状のまま継続 | B 見直して継続 | C 休止・廃止 | A |
| 1 大幅な見直しは必要ない | 1 重点化・拡大 | 1 休止 | |
| 2 見直しには法令等の改正が必須 | 2 構成事業の見直し | 2 廃止 | 3 |
| 3 見直しの必要性があるが時期尚早 | 3 構成事業の移行 (他事務事業への移行) | 3 完了 | |
| 4 現状では見直しが不可能 | 4 規模の縮小 | (_____年度) | |

| |
|---|
| [コメント] |
| 医療制度改革により、平成20年度から保険者は40歳から74歳の加入者を対象に対特定健康診査等実施計画を策定し、内臓脂肪型肥満に着目した健診・保健指導の実施が義務づけとなります。治療から予防に重点をおいた取り組みが必要となる中で、総合健康診査の位置づけなどについて検討する必要がある。 |

| | |
|--|---|
| 行政評価委員会からのコメント | A |
| 医療制度改革では、保険者による生活習慣病の予防対策や高齢者の患者負担の見直し、増え続ける保険給付費を削減するためには、疾病予防に重点を置き保険事業をより推進することが基本と考える。 | 3 |

| | | | | | | | | | |
|--|-----------|--|-----------|---|---------------------------------------|-------|-------|-----------------|------|
| [事務事業名] 国民健康保険基盤強化事業 | | | | [府中市総合計画] 第1章 安心していきいきと暮らせるまちづくり 5 勤労者福祉・住宅・国民健康保険・国民年金 (3) 国民健康保険 国民健康保険の基盤強化 | | | | [開始年度] 昭和29年 | |
| [主管部課] 財務部納税課・生活文化部保険年金課 | | | | | | | | | |
| [実施根拠] 国民健康保険法 府中市国民健康保険条例 | | | | [類似・関連事業] 社会保険 老人保険 | | | | | |
| [事業を取り巻く現況(市民の反応、国・都・他市の状況等)] 国民健康保険の加入者が、毎年増加するとともに高齢化も進んでいる。国保制度の特性として、低所得者の加入割合が高いところから、増大する医療費に対する保険税の十分な確保が困難な状況である。また、税負担の軽減・補てんのための繰入金も増加を続けており、国保財政を圧迫している。 | | | | | | | | | |
| 1 PLAN:計画 | | | | | | | | | |
| [事業の目的・目標] | | | | | | | | | |
| 事業の対象は | | 国保加入者 | | | | | | | |
| どのような方法で(どの細事業を活用して) | | 新規加入者への窓口での案内、当初の納税通知書への口座振替依頼書の同封 | | | | | | | |
| どのような状態にしたいか | | 国保税の現年度分納税額のうち、5割を口座振替による納税とし、収納率が向上するようにする。 | | | | | | | |
| [評価指標] | | | | | | | | | |
| 基本指標(単位) = 口座振替利用による納付額(円) | | | | | 参考指標(単位) = 保険税の収納率(%) | | | | |
| [指標の考え方] 口座振替の利用により収納率が向上し、基盤強化に有効であると考えられることから、口座振替利用による納付額を指標とした。 | | | | | [指標の考え方] 国保財政の均衡には、保険税の収納向上は基本である。 | | | | |
| [目標値の設定根拠] 加入者が口座振替を利用することにより、収納アップにつながることから目標を現年度分納税額の5割とする。 | | | | | [目標値の設定根拠] 当初予算における調定額 | | | | |
| | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 |
| 目標達成率 | 87.4% | 89.6% | 90.8% | 0.0% | 目標達成率 | 96.8% | 96.7% | 97.8% | 0.0% |
| 目標値 | 2,392,379 | 2,413,197 | 2,456,222 | 3,050,478 | 目標値 | 91 | 91 | 91 | 91 |
| 実績値 | 2,090,274 | 2,162,761 | 2,229,703 | | 実績値 | 88 | 88 | 89 | |

| | | | | | | | | | |
|--|-------|------|------|-----------|---------------|--------|---------|--|--|
| 2 Do:実施 | | | | | | | | | |
| [事業の概要] (事業費及び特定財源 / 単位:千円) | | | | | | | | | |
| 主な内容 | 事業費 | 特定財源 | 従事職員 | 総費用 | 実績区分(単位)及び実績値 | | 単価(円) | | |
| 口座振替の利用 | 3,580 | 0 | 0.8人 | 9,971,530 | 口座振替利用者(人) | 17,767 | 561.2 | | |
| | | | 人 | 0 | () | | #DIV/0! | | |
| | | | 人 | 0 | () | | #DIV/0! | | |
| | | | 人 | 0 | () | | #DIV/0! | | |
| | | | 人 | 0 | () | | #DIV/0! | | |
| 17印刷代(30,870 + 460,845)、手数料448,370、郵送料2,640,000 計3,580,085 | | | | | | | | | |

| | | |
|-------------------------------------|--|------------------------|
| 【事務事業名】 国民年金制度普及事業 | 【府中市総合計画】 第1章 安心していきいきと暮らせるまちづくり 5 勤労者福祉・住宅・国民健康保険・国民年金 (4) 国民年金 国民年金制度の普及 | 【開始年度】 昭和34年 |
| 【主管部課】 生活文化部保険年金課 | | |

| | |
|-----------------------------|------------------------|
| 【実施根拠】 国民年金法第5条の3 | 【類似・関連事業】 なし |
|-----------------------------|------------------------|

【事業を取り巻く現況(市民の反応、国・都・他市の状況等)】
 国民年金制度は、少子高齢化とともに世代間の負担と給付の不均衡による不信感の増大や景気の低迷などにより、保険料未納者の増加による制度の空洞化で深刻な事態を迎えている。なお、平成14年度からは20歳加入勧奨や免除・学生納付特例等勧奨事務、収納事務等が国に事務移管され、国と連携をとりながら、年金相談業務の充実、広報紙等での広報により国民年金制度の普及に努めている。

1 PLAN:計画

| | |
|----------------------|--|
| 【事業の目的・目標】 | |
| 事業の対象は | 年金加入資格者すべて |
| どのような方法で(どの細事業を活用して) | 年金相談窓口の開設や広報紙や年金特集号、ホームページなどによる広報 |
| どのような状態にしたいか | 年金制度を理解する事により、年金制度の重要性を認識してもらい、無年金者の防止、納付率の向上を図る |

| | | | | | | | | | |
|---|-------|-------|-------|------|-------------------|---------|---------|---------|---------|
| 【評価指標】 | | | | | | | | | |
| 基本指標(単位) = 国民年金保険料収納率(府中市) (%) | | | | | 参考指標(単位) = | | | | |
| 【指標の考え方】 老齢、障害、遺族年金など各種年金を受給するには保険料を納付することが基本であるため。 | | | | | 【指標の考え方】 | | | | |
| 【目標値の設定根拠】 年金制度を理解する事により、年金制度の重要性を認識してもらい、相互扶助の精神から加入者(免除者を除く)全員が保険料を納付してもらえることになるため。目標値は、社会保険庁の各年度納付率目標値とした。 | | | | | 【目標値の設定根拠】 | | | | |
| | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 |
| 目標達成率 | 96.8% | 93.5% | 92.1% | 0.0% | 目標達成率 | #DIV/0! | #DIV/0! | #DIV/0! | #DIV/0! |
| 目標値 | 63.4 | 65.7 | 69.5 | 74.5 | 目標値 | | | | |
| 実績値 | 61.4 | 61.4 | 64.0 | | 実績値 | | | | |

2 Do:実施

| | | | | | | | |
|----------------------------------|-------|-------|------|-----------|---------------|--------|---------|
| 【事業の概要】 (事業費及び特定財源/単位:千円) | | | | | | | |
| 主な内容 | 事業費 | 特定財源 | 従事職員 | 総費用 | 実績区分(単位)及び実績値 | | 単価(円) |
| 年金相談員の設置 | 3,632 | 3,632 | 0人 | 0 | 相談取扱件数 (件) | 5,312 | 0.0 |
| 新聞折込による年金特集号の配 | 1,111 | 1,111 | 0人 | 0 | 配布部数 (部) | 82,000 | 0.0 |
| 保険料納付督促等広報紙掲載 | 0 | 0 | 0人 | 0 | 掲載回数 (回) | 28 | 0.0 |
| 窓口対応時の納付、口座振替勧 | 0 | 0 | 0.2人 | 1,597,883 | 取扱件数 (件) | 14,096 | 113.4 |
| | | | 人 | 0 | () | | #DIV/0! |

年金相談員は非常勤職員(2名)が1日1名の交代制で担当。

| 3 Check:評価 | | |
|--|------------------------------|-------|
| [事業の役割] 市民ニーズ等の変化により、事業の役割が薄れていないか。 | A:薄れていない B:若干薄れている C:薄れている | [A] |
| [実施の必要性] 市が実施すべき事業か。同様の内容を民間がやっていないか。 | A:市が実施すべき B:市以外でも実施している。 | [A] |
| <p><必要性> 平成14年度からは20歳加入勤奨や免除・学生納付特例等勤奨事務、収納事務等が国に事務移管されたため、国民年金の普及事業の母体は国の事務となっている。市で行う事務としては縮小となったが、年金に対する市民の関心やニーズは高い。平成14年度に収納事務が国に移管された時に、納付率が大きく下がったことでわかるように、身近な市の役割は大きい。したがって、今後も国と連携をとりながら、法定受託事務と協力連携事務である年金裁定請求・免除・納付特例の受付、年金相談業務の充実、広報紙等での制度広報などにより国民年金制度の普及に努めていくことが必要である。</p> | | |
| [内容の見直し] 成果の向上のため、事業内容に見直しの余地があるか。 | A:見直しの余地なし B:検討の余地あり C:見直すべき | [A] |
| <p><有効性> 市で行える事務が限られているため、見直しの余地はないと考える。</p> | | |
| [民間委託等] 民間活力の活用により成果を下げずにコストを下げられるか。 | A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み | [A] |
| [統合・連携] 類似事業等との統合・連携によるコスト削減は可能か。 | A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み | [A] |
| <p><効率性> 現在、行っている市の業務では、民間活力の活用、類似事業等との統合・連携によるコスト削減の可能な業務はない。</p> | | |
| [事業構成の妥当性] 目的達成のために必要な事業構成になっているか。 | A:事業構成は妥当である。 B:事業構成は妥当ではない。 | [A] |
| <p><妥当性> 勤奨・収納事務を市が行っていた時と比較すると、事業構成は変化しているが限られた中では妥当である。</p> | | |

| 【今後の課題】 |
|---|
| <p>今後、社会保障制度改革及び社会保険庁改革により、市が行う国民年金事務も変化があると考えられる。その中で、市民に一番身近な行政として、市民のニーズを把握し、国民年金制度の情報提供及び年金相談業務の充実を図っていく。</p> |

| 4 Action:見直し | | |
|---|---|---|
| 【今後の具体的な対策】 | | |
| <p>社会保険事務所と連携しながら、国民年金制度の情報提供のため、広報ふちゅうへの掲載、年金特集号の発行などを行っていく。また、気軽に年金についての相談ができる年金相談窓口を充実することにより、無年金者対策や納付率の向上を図っていく。</p> | | |
| 【総合評価】 | | |
| <p>A 現状のまま継続</p> <p>1 大幅な見直しは必要ない</p> <p>2 見直しには法令等の改正が必須</p> <p>3 見直しの必要性があるが時期尚早</p> <p>4 現状では見直しが不可能</p> | <p>B 見直して継続</p> <p>1 重点化・拡大</p> <p>2 構成事業の見直し</p> <p>3 構成事業の移行 (他事務事業への移行)</p> <p>4 規模の縮小</p> | <p>C 休止・廃止</p> <p>1 休止</p> <p>2 廃止</p> <p>3 完了 (_____年度)</p> |
| | | A |
| | | 1 |
| 【コメント】 | | |
| <p>平成14年度の事務移管により、直接加入の勤奨や保険料の収納などできないため、行える事業は法定受託事務と協力連携事務と限られているが、現状のままの継続で大幅な見直しはなしとした。</p> | | |

| 行政評価委員会からのコメント | |
|--|---|
| <p>市の役割の中で年金制度の重要性を認識してもらうため、社会保険事務所と連携を取りながら未納者や未加入者の把握とそのシステム開発及びPR活動の充実が必要と考える。</p> | A |
| | 1 |

| | | |
|-----------------------------------|--|------------------------|
| 【事務事業名】 福祉総合相談事業 | 【府中市総合計画】 第1章 安心していきいきと暮らせるまちづくり 6 低所得者福祉 (1) 自立支援 福祉総合相談の充実 | 【開始年度】 平成13年 |
| 【主管部課】 福祉保健部高齢者支援課 | | |

| | |
|---------------------|--|
| 【実施根拠】 なし | 【類似・関連事業】 府中市福祉サービス利用者総合支援事業 |
|---------------------|--|

【事業を取り巻く現況(市民の反応、国・都・他市の状況等)】
 福祉の総合相談としての一次的相談窓口という役割以外、さまざまな相談窓口との連携を強化してきた。介護保険制度改正や障害者自立支援法の施行に伴い、相談窓口の体系が変わった。東京都は福祉サービスの利用者などに対する相談、支援を住民に身近な市が総合的・一体的に実施するための補助を行っており、特に権利擁護相談や成年後見制度の利用相談などには力を入れている。

1 PLAN:計画

| | |
|----------------------|--|
| 【事業の目的・目標】 | |
| 事業の対象は | 福祉サービスなどを必要とする市民 |
| どのような方法で(どの細事業を活用して) | 庁内の調整や関係機関などとの連携 |
| どのような状態にしたいか | 福祉サービスなどを必要とする市民に対し、幅広い相談、助言などを行うため関係機関が行う、各種助成や情報収集に努め、適切なサービスの情報提供と相談体制の充実に図りたい。 |

【評価指標】

| | | | | | | | | | |
|--|-------|--------|--------|-------|-------------------|---------|---------|---------|---------|
| 基本指標(単位) = 年間の相談件数 (件) | | | | | 参考指標(単位) = | | | | |
| 【指標の考え方】 福祉総合相談事業の相談件数の推移。 | | | | | 【指標の考え方】 | | | | |
| 【目標値の設定根拠】 高齢化社会の進行や福祉制度の変革の中で、市民への福祉制度の内容説明や市民からの総合相談は増える傾向にあってしかるべきであり、時勢に応じた相談件数を設定する必要があるため。 | | | | | 【目標値の設定根拠】 | | | | |
| | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 |
| 目標達成率 | 99.4% | 119.0% | 125.0% | 0.0% | 目標達成率 | #DIV/0! | #DIV/0! | #DIV/0! | #DIV/0! |
| 目標値 | 4,000 | 4,200 | 4,400 | 4,600 | 目標値 | | | | |
| 実績値 | 3,975 | 5,000 | 5,501 | | 実績値 | | | | |

2 Do:実施

| | | | | | | | |
|----------------------------------|-----|------|------|------------|-----------------|--|---------|
| 【事業の概要】 (事業費及び特定財源/単位:千円) | | | | | | | |
| 主な内容 | 事業費 | 特定財源 | 従事職員 | 総費用 | 実績区分(単位)及び実績値 | | 単価(円) |
| 案内、相談、調整、処遇、その他 | 0 | 0 | 3人 | 23,968,239 | 延べ相談者 (人) 3,975 | | 6,029.7 |
| | | | 人 | 0 | () | | #DIV/0! |
| | | | 人 | 0 | () | | #DIV/0! |
| | | | 人 | 0 | () | | #DIV/0! |
| | | | 人 | 0 | () | | #DIV/0! |

調整については、複数の課や他の関係機関に係わるケースや担当がはっきり決まっていない事例や担当の特定が困難な事例の調整と整理。(担当課の決定と振り分け)福祉相談窓口が単独で相談対応が出来ない時には各関係主管課と協議調整。

| | | | |
|---|------------------------------|-------|--|
| 3 Check:評価 | | | |
| 【事業の役割】市民ニーズ等の変化により、事業の役割が薄れていないか。 | A:薄れていない B:若干薄れている C:薄れている | [A] | |
| 【実施の必要性】市が実施すべき事業か。同様の内容を民間がやっていないか。 | A:市が実施すべき B:市以外でも実施している。 | [A] | |
| <必要性> 福祉の基礎構造が変化していくなか、支援を必要とする複雑困難な相談は増加しており、福祉相談機能の体制整備は強化・充実を図るべきで、市が実施すべき事業である。 | | | |
| 【内容の見直し】成果の向上のため、事業内容に見直しの余地があるか。 | A:見直しの余地なし B:検討の余地あり C:見直すべき | [B] | |
| <有効性> 福祉関連法の改正もあることから、新たな相談援助体制の整備を行い、専門的な相談に対しては、専門職などの配置の必須 | | | |
| 【民間委託等】民間活力の活用により成果を下げずにコストを下げられるか。 | A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み | [A] | |
| 【統合・連携】類似事業等との統合・連携によるコスト削減は可能か。 | A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み | [A] | |
| <効率性> 相談にコストは掛からず、類似事業もない。関係相談窓口などとの連携は引続き必要である。 | | | |
| 【事業構成の妥当性】目的達成のために必要な事業構成になっているか。 | A:事業構成は妥当である。 B:事業構成は妥当ではない。 | [B] | |
| <妥当性> 福祉総合相談事業については、多様複雑かつ専門化していることから、ワンストップで受け止める相談機能は必要と考えられるが、福祉関連法の改正や専門的に処理しなければならない事案も多くあり、中心的役割を持つ主管部署を持たなければならず、事業構成の見直しが必要。 | | | |

| | | | |
|--|--|--|--|
| 【今後の課題】 | | | |
| これまでの総合相談は、他課や関係機関を取りまとめるコーディネートの役割やどこの課にも該当しない市民の相談などを受けてきたが、組織改正により地域包括支援センターで対応することになったため、組織上対応が難しくなった。市民や関係機関に対し総合相談窓口の周知をしなければならない。 | | | |

| | | | |
|---|--------------------------|--------------------|---|
| 4 Action:見直し | | | |
| 【今後の具体的な対策】 | | | |
| 福祉総合相談の充実が従来より提唱され、相談窓口の一本化をさらに推進し、権利擁護に関する相談は、権利擁護センターふちゅうを活用する。同時に、各分野の知識を身に付けた専門相談員(保健師や資格を持った職員)を配置し、相談員が研修などを通じて常に新しい情報を収集し、身に付ける必要がある。 総合的な相談窓口機能を地域包括支援センターが担う場合、他課との調整や連携が必要となり、新たな相談援助体制の整備を行う。 | | | |
| 【総合評価】 | | | |
| A 現状のまま継続 | B 見直して継続 | C 休止・廃止 | B |
| 1 大幅な見直しは必要ない | 1 重点化・拡大 | 1 休止 | |
| 2 見直しには法令等の改正が必須 | 2 構成事業の見直し | 2 廃止 | 1 |
| 3 見直しの必要性があるが時期尚早 | 3 構成事業の移行 (他事務事業への移行) | 3 完了 (_____年度) | |
| 4 現状では見直しが不可能 | 4 規模の縮小 | | |
| 【コメント】 | | | |
| これからの福祉総合相談は、福祉全般に関する知識や経験が求められ、専門職の配置は必須である。現在は、地域包括支援センターの業務の一部として変則的に実施しているが、今後の体制次第では見直しの検討が必要である。 | | | |

| | |
|---|---|
| 行政評価委員会からのコメント | B |
| 本事業は相談内容によって、他課の相談窓口への紹介・複数の課に跨る案件の調整・単独の相談事業という概ね3つに区分される。このような相談業務に当たるためには職員の専門性を必要とする。また、相談件数が高齢化社会の到来とともに増加傾向にあるが、現在の職員一人当たりの1日当たりの相談件数は5.7となっており、その他に調整会議等を含めると時間的な余裕がなく、十分な相談時間がとれない可能性がある。市民の満足の獲得や適正な対応を実現するために、専門性を有した人材の適正な配置をどのように取り組んでゆくかが課題となる。この総合相談が機能することが、回り道をしない対応にもつながり市民満足とともに経費の削減効果も期待でき、今後も重要な事業となる。 | |
| | 2 |

| | | |
|---------------------------------|--|-----------------|
| [事務事業名] 低所得者自立相談・支援事業 | [府中市総合計画] 第1章 安心していきいきと暮らせるまちづくり 6 低所得者福祉 (1) 自立支援 自立の相談と支援 | [開始年度] 昭和29年 |
| [主管部課] 福祉保健部高齢者支援課 | | |

| | |
|--------------|-------------------------|
| [実施根拠] なし | [類似・関連事業] 生活保護法による支援 |
|--------------|-------------------------|

[事業を取り巻く現況(市民の反応、国・都・他市の状況等)]
 倒産、リストラの増加等により国や都等も緊急貸し付け枠を広げる等の対応をしているが、それだけでは対応が困難な事例の相談も増加しているし、生活保護に関する相談も増えている。

1 PLAN:計画

| | |
|----------------------|-----------------|
| [事業の目的・目標] | |
| 事業の対象は | 低所得者世帯やそれに準ずる世帯 |
| どのような方法で(どの細事業を活用して) | 制度の説明、関係機関への紹介 |
| どのような状態にしたいか | 経済的自立と生活の安定を図る |

[評価指標]

| | |
|--|------------|
| 基本指標(単位) = 年間の相談件数 (件) | 参考指標(単位) = |
| [指標の考え方] 福祉の総合相談事業の一環としての低所得者の相談の推移。 | [指標の考え方] |
| [目標値の設定根拠] 相談事業の現況から、実績値を目標値に置き換えている。 | [目標値の設定根拠] |

| | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 |
|-------|-------|-------|--------|------|-------|---------|---------|---------|---------|
| 目標達成率 | 93.6% | 98.7% | 105.3% | 0.0% | 目標達成率 | #DIV/0! | #DIV/0! | #DIV/0! | #DIV/0! |
| 目標値 | 700 | 700 | 700 | 800 | 目標値 | | | | |
| 実績値 | 655 | 691 | 737 | | 実績値 | | | | |

2 Do:実施

| [事業の概要] (事業費及び特定財源/単位:千円) | | | | | | | |
|--|-----|------|------|------------|---------------|-------|---------|
| 主な内容 | 事業費 | 特定財源 | 従事職員 | 総費用 | 実績区分(単位)及び実績値 | | 単価(円) |
| 相談(紹介、案内、仲介) (平成17年度相談等の内訳数) | 0 | | 3人 | 23,968,239 | 延べ相談者 (人) | 3,222 | 7,438.9 |
| | | | 人 | 0 | 低所得者 (人) | 298 | 0.0 |
| | | | 人 | 0 | 貸付け相談 (人) | 88 | 0.0 |
| | | | 人 | 0 | () | | #DIV/0! |
| | | | 人 | 0 | () | | #DIV/0! |
| 生活水準が生活保護以下か同等あるいはほんの少し上回る所得で生活している市民からの相談に対して、困窮の原因とそれに起因して発生する問題(例えば不安定就労からくる医療費の支払い困難など)に具体的な対応方法を提案する業務。 | | | | | | | |

| | | | |
|--|------------------------------|-------|--|
| 3 Check:評価 | | | |
| 【事業の役割】市民ニーズ等の変化により、事業の役割が薄れていないか。 | A:薄れていない B:若干薄れている C:薄れている | [A] | |
| 【実施の必要性】市が実施すべき事業か。同様の内容を民間がやっていないか。 | A:市が実施すべき B:市以外でも実施している。 | [A] | |
| <必要性> 市民に対する具体的な相談・対応は、市が実施すべき事業である。民間では営利目的となるため限界が生じる。 | | | |
| 【内容の見直し】成果の向上のため、事業内容に見直しの余地があるか。 | A:見直しの余地なし B:検討の余地あり C:見直すべき | [B] | |
| <有効性> 新たな相談ニーズもあることから、資金貸付制度の設立やネットワークの構築が必要である。 | | | |
| 【民間委託等】民間活力の活用により成果を下げずにコストを下げられるか。 | A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み | [A] | |
| 【統合・連携】類似事業等との統合・連携によるコスト削減は可能か。 | A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み | [A] | |
| <効率性> 類似事業は現在他になく、統合などはできない。 | | | |
| 【事業構成の妥当性】目的達成のために必要な事業構成になっているか。 | A:事業構成は妥当である。 B:事業構成は妥当ではない。 | [B] | |
| <妥当性> 相談窓口で資金貸付は行わないが、関係機関との連携を強化し情報の提供に努めることは妥当である。また、新たな資金貸付制度の設立も必要。 | | | |

| | | | |
|---|--|--|--|
| 【今後の課題】 | | | |
| 福祉総合相談は、組織改正により、現在の相談業務と福祉全般(低所得者など)の相談とを整理する必要がある。市民がより利用しやすい窓口とするため、今後検討すべき課題である。 | | | |

| | | | |
|--|---|--|--|
| 4 Action:見直し | | | |
| 【今後の具体的な対策】 | | | |
| 福祉の総合相談として、課題の解決となる具体的受け皿の充実 = 市独自の貸付制度、減免、助成制度の設立など、この他ハローワークや職業訓練校との連携による就労の機会の提供などの具体的な施策を検討していく必要があり、相談担当はそのためのアンテナショップ的役割をはたしていく必要もあると考えている。 | | | |
| 【総合評価】 | | | |
| A 現状のまま継続 1 大幅な見直しは必要ない 2 見直しには法令等の改正が必須 3 見直しの必要性があるが時期尚早 4 現状では見直しが不可能 | B 見直して継続 1 重点化・拡大 2 構成事業の見直し 3 構成事業の移行 (他事務事業への移行) 4 規模の縮小 | C 休止・廃止 1 休止 2 廃止 3 完了 (____年度) | B 2 |
| 【コメント】 | | | |
| 総合的な福祉相談として低所得によって発生する様々な問題に対して、具体的解決策を講じる必要があるが、低所得の原因は多様でそこから発生する問題も多岐にわたり、当該事業相談窓口だけでは処理できないため、生活保護の窓口や社会福祉協議会の貸付窓口さらにはハローワークなどの関係機関との連携が必要である。また、低所得者の相談に、即時対応するための、市独自の資金貸付制度の導入を検討する必要がある。 | | | |

| | | |
|---|--|--|
| 行政評価委員会からのコメント | | |
| 本市の低所得者の自立相談・支援は、介護保険法で設置が規定されている地域包括支援センターにおいて、福祉の総合相談の一環としてが行っている。市民の相談内容は、低所得に関するものだけでなく、障害や高齢など様々な原因が関係しており、市民が利用しやすい相談事業を実施するためには、引き続き、総合的な相談窓口を設け一時的な相談を処理し、相談内容に応じて関係機関・関係課へつなげる体制を維持する必要がある。また、相談内容に適切に対応するため、地域包括支援センターに配置されている社会福祉士や保健師などの専門的知識を生かし、相談内容の解決にあたるとともに、社会福祉協議会やハローワークなどの関係機関や生活援護課(生活保護に関する相談)、障害者福祉課などの関係課との調整・連携を充分に行い、低所得者の相談・自立支援を行っていく必要がある。主管課で導入を検討している資金貸付制度については、社会福祉協議会が実施している緊急小口資金、応急小口資金及び生活福祉資金制度との整合性及び市が実施することの必要性について充分検討する必要がある。 | | A 1 |

平成18年度事務事業評価表

| | | |
|---------------------------------|---|------------------------|
| 【事務事業名】 生活保護事業 | 【府中市総合計画】 第1章 安心していきいきと暮らせるまちづくり 6 低所得者福祉 (2) 生活援護 相談・指導の充実 | 【開始年度】 昭和25年 |
| 【主管部課】 福祉保健部生活援護課 | | |

| | |
|------------------------|------------------------|
| 【実施根拠】 生活保護法 | 【類似・関連事業】 なし |
|------------------------|------------------------|

【事業を取り巻く現況(市民の反応、国・都・他市の状況等)】
 経済状況の好転を反映し、最近の保護世帯数、人員の伸びが抑えられたように見えるが、中長期的には高齢化、核家族化、雇用環境変化、所得格差拡大等によ引き続き保護世帯数の拡大傾向にある。

1 PLAN:計画

| | |
|----------------------|--|
| 【事業の目的・目標】 | |
| 事業の対象は | 生活困窮者 |
| どのような方法で(どの細事業を活用して) | 生活保護法及びその基準に基づき生活困窮者の保護を行い、自立を助長する。(相談・指導の充実) |
| どのような状態にしたいか | 生活が困窮する市民に対し、必要な保護を行い最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長する。 |

【評価指標】

| | | | | | | | | | |
|---|-------|-------|-------|---------|-------------------|---------|---------|---------|---------|
| 基本指標(単位) = 各年度末保護世帯数(世帯) | | | | | 参考指標(単位) = | | | | |
| 【指標の考え方】 生活保護世帯の推移 | | | | | 【指標の考え方】 | | | | |
| 【目標値の設定根拠】 生活保護受給者の現況を適正把握するための類型別の目標訪問回数から年間訪問目標を設定、これに対する実績率を指標とする。 | | | | | 【目標値の設定根拠】 | | | | |
| | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 |
| 目標達成率 | 85.5% | 72.4% | 76.1% | #DIV/0! | 目標達成率 | #DIV/0! | #DIV/0! | #DIV/0! | #DIV/0! |
| 目標値 | 7,889 | 6,941 | 6,597 | | 目標値 | | | | |
| 実績値 | 6,743 | 5,028 | 5,021 | | 実績値 | | | | |

2 Do:実施

| | | | | | | | |
|--|-----------|-----------|------|---------------|---------------|---------|-----------|
| 【事業の概要】 (事業費及び特定財源/単位:千円) | | | | | | | |
| 主な内容 | 事業費 | 特定財源 | 従事職員 | 総費用 | 実績区分(単位)及び実績値 | | 単価(円) |
| 被保護者への扶助 | 6,517,527 | 4,966,098 | 33 人 | 1,551,429,000 | 保護人員 (人) | 3,413 | 531,813.5 |
| | | | 人 | 0 | 延べ利用者 (人) | #DIV/0! | #DIV/0! |
| | | | 人 | 0 | () | #DIV/0! | #DIV/0! |
| | | | 人 | 0 | () | #DIV/0! | #DIV/0! |
| | | | 人 | 0 | () | #DIV/0! | #DIV/0! |
| 特定財源は、国・都負担金 保護人員は18年3月31日現在、他は平成17年度実績による。 | | | | | | | |

| | | |
|--|------------------------------|-------|
| 3 Check:評価 | | |
| 【事業の役割】市民ニーズ等の変化により、事業の役割が薄れていないか。 | A:薄れていない B:若干薄れている C:薄れている | [A] |
| 【実施の必要性】市が実施すべき事業か。同様の内容を民間がやっていないか。 | A:市が実施すべき B:市以外でも実施している。 | [A] |
| <必要性> 生活保護は法定受託事務であり、国が憲法第25条に規定する理念に基づき、生活に困窮するすべての国民に最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長する法定事業である。 | | |
| 【内容の見直し】成果の向上のため、事業内容に見直しの余地があるか。 | A:見直しの余地なし B:検討の余地あり C:見直すべき | [A] |
| <有効性> 生活保護法を中心に、同施行規則、生活保護基準等の国の定める基準に従い適正に執行すべき事業であり、基本的な業務内容の見直しはできない。なお、現在、国において生活保護基準等見直しの検討中であり、この結果を待って改善に努めたい。 | | |
| 【民間委託等】民間活力の活用により成果を下げずにコストを下げられるか。 | A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み | [B] |
| 【統合・連携】類似事業等との統合・連携によるコスト削減は可能か。 | A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み | [A] |
| <効率性> 生活保護法による保護は、すべて他の法律が優先して行なわれた後のセーフティネットであり、類似事業があれば、それが優先して実施されるべきである。また、民間活力の活用については、補助的業務等は現在も民間委託しているが、今後も、個人情報の保護等を考慮しながら事務の効率化に努めたい。 | | |
| 【事業構成の妥当性】目的達成のために必要な事業構成になっているか。 | A:事業構成は妥当である。 B:事業構成は妥当ではない。 | [A] |
| <妥当性> 生活保護については、生活困窮者に対する相談、適正保護、生活指導・就労指導等を通じて被保護者の自立を助長する事業である。事業内容の精度、充実度等は別にして事業構成は妥当である。 | | |

【今後の課題】
 高齢化、核家族化に伴う扶養意識の希薄化、経済状況の好転が低所得者に及ばない等による所得格差の拡大などの要因により今後とも保護世帯増の傾向にある。精神疾患等処遇困難ケースの指導体制の強化、就労指導、年金・資産調査等の指導調査の充実、保護の適正実施を国から求められている。一方、保護世帯80に1人のケースワーカーを配置する基準に対し、現在、1ケースワーカーに対し106世帯と過大となっており、被保護世帯の自立に向けた指導等の希薄化が心配される。

| | | |
|--|--|---|
| 4 Action:見直し | | |
| 【今後の具体的な対策】 | | |
| 被保護世帯の状況把握に努め、就労可能な世帯への就労指導や、就労世帯の増収指導を徹底し、自立へ向けた処遇を図る。 | | |
| 【総合評価】 | | |
| A 現状のまま継続 1 大幅な見直しは必要ない 2 見直しには法令等の改正が必須 3 見直しの必要性があるが時期尚早 4 現状では見直しが不可能 | B 見直して継続 1 重点化・拡大 2 構成事業の見直し 3 構成事業の移行 (他事務事業への移行) 4 規模の縮小 | C 休止・廃止 1 休止 2 廃止 3 完了 (____年度) |
| | | A |
| | | 2 |
| 【コメント】 | | |
| 現在、国において生活保護制度のあり方について検討されており、この事業は法定受託事務ですので、国の基準の範囲内で効率性を考える必要がある。また、当事業は、相談事業と一体化された事業として運営する方が生活保護法の趣旨に合っていると思われる。 | | |

| | |
|--|---|
| 行政評価委員会からのコメント | A |
| 生活保護率は相談件数と共に増加傾向にあるが、府中市はホームレス対策や就労対策に積極的に取り組み多くの人々を自立させている。しかし、今後の課題でも指摘されているように、今後も増加する要因を多く持っているので自主的な努力がさらに必要になる。そこで、評価指標ともなっている訪問率を向上させるために、効果的で効率的な訪問格付けを行っていく必要がある。そのためには査察指導員と職員の専門性が求められる。そこでその専門性を担保するためには職員の研修はもちろんのこと、ケースワーカーを統括する査察指導員の専門性の向上と他の分門との更なる連携が必要になってくる。そのためには、これらの研修を拡充すべきである。 | 1 |

| | | |
|-----------------------------------|---|------------------------|
| 【事務事業名】 福祉意識高揚事業 | 【府中市総合計画】 第1章 安心でいきいきと暮らせるまちづくり 7 地域福祉 (1) 福祉意識 福祉意識の高揚 | 【開始年度】 昭和55年 |
| 【主管部課】 福祉保健部地域福祉推進課 | | |

| | |
|---------------------|--|
| 【実施根拠】 なし | 【類似・関連事業】 心身障害者啓発事業及び健康まつりと同時開催(福祉まつり) |
|---------------------|--|

【事業を取り巻く現況(市民の反応、国・都・他市の状況等)】
社会福祉法の改正など、福祉を取り巻く環境の急激な変化の中、地域社会を基盤とした地域福祉の一層の推進が求められていることを背景として、市民の福祉意識の高揚事業がますます重要性を高めている。

1 PLAN:計画

| | |
|-----------------------------|---|
| 【事業の目的・目標】 | |
| 事業の対象は | 市民 |
| どのような方法で(どの細事業を活用して) | 福祉まつりの開催や府中市社会福祉協議会広報紙「ふちゅうの福祉」の発行支援 |
| どのような状態にしたいか | 福祉への理解と認識を深め、ノーマライゼーションの理念の普及・促進及び地域における自主的な福祉活動の活性化を目指す。 |

| | | | | | | | | | |
|---|--------|--------|--------|--------|-------------------|---------|---------|---------|---------|
| 【評価指標】 | | | | | | | | | |
| 基本指標(単位) = 福祉まつり参加者 (人) | | | | | 参考指標(単位) = | | | | |
| 【指標の考え方】 本事業は、いかにして市民に会場に足を運んでもらい、福祉への関心を深めてもらうかが重要なため。 | | | | | 【指標の考え方】 | | | | |
| 【目標値の設定根拠】 過去5年間の最高参加者数を基本に、総合計画における計画人口の伸び率に努力目標を加味した30%増とする。 過去最高31,000人 計画人口の伸び率7.4% | | | | | 【目標値の設定根拠】 | | | | |
| | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 |
| 目標達成率 | 97.5% | 95.0% | 45.0% | 0.0% | 目標達成率 | #DIV/0! | #DIV/0! | #DIV/0! | #DIV/0! |
| 目標値 | 40,000 | 40,000 | 40,000 | 40,000 | 目標値 | | | | |
| 実績値 | 39,000 | 38,000 | 18,000 | | 実績値 | | | | |

2 Do:実施

| 【事業の概要】 (事業費及び特定財源 / 単位:千円) | | | | | | | |
|------------------------------------|-------|------|--------|-----------|---------------|---------|---------|
| 主な内容 | 事業費 | 特定財源 | 従事職員 | 総費用 | 実績区分(単位)及び実績値 | | 単価(円) |
| 福祉まつりの開催 | 1,953 | 0 | 0.05 人 | 2,352,471 | 参加者数 (人) | 18,000 | 130.7 |
| 「ふちゅうの福祉」の発行支援 | 6,951 | 0 | 0 人 | 6,951,000 | 発行部数 (部) | 491,880 | 14.1 |
| | | | 人 | 0 | () | | #DIV/0! |
| | | | 人 | 0 | () | | #DIV/0! |
| | | | 人 | 0 | () | | #DIV/0! |

当該事業は、府中市社会福祉協議会への補助事業として実施している。

| | | |
|---|------------------------------|-------|
| 3 Check:評価 | | |
| 【事業の役割】市民ニーズ等の変化により、事業の役割が薄れていないか。 | A:薄れていない B:若干薄れている C:薄れている | [A] |
| 【実施の必要性】市が実施すべき事業か。同様の内容を民間がやっていないか。 | A:市が実施すべき B:市以外でも実施している。 | [A] |
| <p><必要性> 現在の少子高齢化・人口減少社会では、ノーマライゼーションへの理解と認識を深め、市民相互の支えあい活動を活性化させる必要性が高まっているので、府中市として幅広い市民の参加のもと、福祉の最大イベントである福祉まつりを実施するべきである。</p> | | |
| 【内容の見直し】成果の向上のため、事業内容に見直しの余地があるか。 | A:見直しの余地なし B:検討の余地あり C:見直すべき | [B] |
| <p><有効性> 福祉まつりは福祉をとりまく状況の変化に対応し、タイムリーなテーマを設定するなど効果的な実施内容となるよう工夫を要</p> | | |
| 【民間委託等】民間活力の活用により成果を下げずにコストを下げられるか。 | A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み | [D] |
| 【統合・連携】類似事業等との統合・連携によるコスト削減は可能か。 | A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み | [D] |
| <p><効率性> 多数の福祉団体等が参加する福祉まつりの運営は、公共性を有する民間団体である府中市社会福祉協議会が行うことが最適であると考え。したがって、福祉まつりは社協への補助事業として、府中市との共同主催により実施している。また、市主催の健康まつりと同時開催し、コスト削減を図っている。</p> | | |
| 【事業構成の妥当性】目的達成のために必要な事業構成になっているか。 | A:事業構成は妥当である。 B:事業構成は妥当ではない。 | [A] |
| <p><妥当性> 広く市民へ周知・啓発等の働きかけを行う事業として、福祉まつりの開催や「ふちゅうの福祉」の発行支援は妥当と考える。</p> | | |

| |
|--|
| 【今後の課題】 |
| 平成17年度は雨天のため福祉まつり参加者が大幅に減少した。今後、参加者の増加を目指し、実施内容や事前案内の工夫及び悪天候の場合の対応策の強化などが必要であるとする。 |

| | | |
|--|---|---|
| 4 Action:見直し | | |
| 【今後の具体的な対策】 | | |
| <p>多様な団体の参加を促進するとともに、より多くの、幅広い市民が参加する福祉(・健康)まつりを目指して開催内容・規模等の拡充を図る。ふちゅうの福祉に関しては、より多くの市民の目に触れるよう配布方法などの検討を行うとともに、インターネットやCATV等の新たな広報媒体の活用を図っていく。さらには、文化センター圏域を中心とした地域における支え合い活動への支援や社会福祉協議会等の実施する地域住民とのふれあい啓発活動を推進する。</p> | | |
| 【総合評価】 | | |
| <p>A 現状のまま継続</p> <p>1 大幅な見直しは必要ない</p> <p>2 見直しには法令等の改正が必須</p> <p>3 見直しの必要性があるが時期尚早</p> <p>4 現状では見直しが不可能</p> | <p>B 見直して継続</p> <p>1 重点化・拡大</p> <p>2 構成事業の見直し</p> <p>3 構成事業の移行 (他事務事業への移行)</p> <p>4 規模の縮小</p> | <p>C 休止・廃止</p> <p>1 休止</p> <p>2 廃止</p> <p>3 完了 (_____年度)</p> |
| | | B |
| | | 2 |
| 【コメント】 | | |
| 福祉まつりは福祉をとりまく状況の変化に応じたタイムリーなテーマを設定するなど、よりアピール効果の高い実施内容を工夫する必要があると考える。 | | |

| | |
|---|---|
| 行政評価委員会からのコメント | B |
| 福祉意識高揚事業として実施している福祉まつりや「ふちゅうの福祉」の発行は、市民の福祉への関心や理解を深めるために有効な事業である。福祉まつりに関しては、今後、今まで参加していない市民層を参加者へのアンケートなどを実施することにより分析し、新たな参加者の発掘を試みたらどうか。また、平成17年度は、雨天のため大幅な参加者減となったので、この点に関しても雨天でも多くの参加者を望める事業内容の工夫を検討すべきである。さらに、文化センター圏域を中心とした地域支えあい活動や社会福祉協議会等が実施するふれあい啓発活動を支援することを検討したらどうか。 | 2 |

| | | |
|-----------------------------------|--|-----------------------|
| 【事務事業名】 福祉人材育成事業 | 【府中市総合計画】 第1章 安心していきいきと暮らせるまちづくり 7 地域福祉 (2) 福祉活動 福祉人材の育成 | 【開始年度】 平成6年 |
| 【主管部課】 福祉保健部地域福祉推進課 | | |

| | |
|--------------------------------------|------------------------|
| 【実施根拠】 府中市保健福祉人材育成センター運営要綱 | 【類似・関連事業】 なし |
|--------------------------------------|------------------------|

【事業を取り巻く現況(市民の反応、国・都・他市の状況等)】
 高齢者人口の増大などに伴い多様化する福祉ニーズに対応するためには、地域での活動を支える人材、専門的な福祉事業を担う人材の確保がますます求められてきている。

1 PLAN:計画

| | |
|----------------------|---|
| 【事業の目的・目標】 | |
| 事業の対象は | 多様化する福祉ニーズに対応できる人材 |
| どのような方法で(どの細事業を活用して) | 福祉ニーズに沿った、養成講座、養成研修会、修了生及び福祉関係者へのフォローアップ研修の開催情報交換の場の提供及び相談体制づくり |
| どのような状態にしたいか | 地域に必要な保健福祉人材の確保とその質の向上により、より良い福祉の提供が出来ること。 |

| | | | | | | | | | |
|---|-------|-------|-------|------|--|-------|-------|-------|------|
| 【評価指標】 | | | | | | | | | |
| 基本指標(単位) = ホームヘルパー等養成人数 (人) | | | | | 参考指標(単位) = 受講者就労数 (人) | | | | |
| 【指標の考え方】 潜在的な受講希望者に対する受講機会の確保を図る。 | | | | | 【指標の考え方】 受講を終了した者が福祉関係施設等で成果を活かしているか | | | | |
| 【目標値の設定根拠】 ヘルパー養成講習170人、介護支援専門員研修、140人、フォローアップ研修40人、生活援助員養成講習40人(H16年度まで)合計350人 | | | | | 【目標値の設定根拠】 受講者全員が就労できることが受講後のフォローとしては、目標値となる。(講習修了者への現況調査(回収率50.3%)に基づく推計値)[数値はそれぞれ累計] | | | | |
| | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 |
| 目標達成率 | 72.6% | 73.1% | 90.9% | 0.0% | 目標達成率 | 42.6% | 42.4% | 39.1% | 0.0% |
| 目標値 | 390 | 390 | 350 | 350 | 目標値 | 748 | 830 | 912 | 976 |
| 実績値 | 283 | 285 | 318 | | 実績値 | 319 | 352 | 357 | |

2 Do:実施

| | | | | | | | |
|----------------------------------|-------|------|--------|-----------|---------------|--|---------|
| 【事業の概要】 (事業費及び特定財源/単位:千円) | | | | | | | |
| 主な内容 | 事業費 | 特定財源 | 従事職員 | 総費用 | 実績区分(単位)及び実績値 | | 単価(円) |
| 保健福祉人材育成センター運営費 | 2,776 | 600 | 0.05 人 | 2,575,471 | 受講者数 (人) 318 | | 8,099.0 |
| | | | 人 | 0 | () | | #DIV/0! |
| | | | 人 | 0 | () | | #DIV/0! |
| | | | 人 | 0 | () | | #DIV/0! |
| | | | 人 | 0 | () | | #DIV/0! |

当該事業は、府中市社会福祉協議会への委託事業として実施している。

| | | |
|--------------------------------------|--|-------|
| 3 Check:評価 | | |
| 【事業の役割】市民ニーズ等の変化により、事業の役割が薄れていないか。 | A:薄れていない B:若干薄れている C:薄れている | [A] |
| 【実施の必要性】市が実施すべき事業か。同様の内容を民間がやっていないか。 | A:市が実施すべき B:市以外でも実施している。 | [B] |
| <必要性> | カルチャースクールなどでも実施しているが、講師として府中市の福祉関係職員を活用するなど、より地域に密着した講習による人材の育成を図っている。また、受講申し込みの時に市内の福祉施設での就労希望者を優先受講させ、フォローアップにも努めるなど継続的に市内の福祉施設の人材として活躍していけるように支援している。 | |
| 【内容の見直し】成果の向上のため、事業内容に見直しの余地があるか。 | A:見直しの余地なし B:検討の余地あり C:見直すべき | [B] |
| <有効性> | 介護保険制度の改正及び障害者自立支援法の施行に伴い、養成研修内容などが制度改正されたので、事業内容の見直しについて検討の余地がある。 | |
| 【民間委託等】民間活力の活用により成果を下げずにコストを下げられるか。 | A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み | [D] |
| 【統合・連携】類似事業等との統合・連携によるコスト削減は可能か。 | A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み | [D] |
| <効率性> | 当事業は公共性を有する府中市社会福祉協議会への委託事業として実施している。市内福祉施設を利用して実習・研修を行い、講師人材として市及び社協職員を活用している。また、福祉担当者及び関係者の企画会議を設けており、その場で検討が出来る。 | |
| 【事業構成の妥当性】目的達成のために必要な事業構成になっているか。 | A:事業構成は妥当である。 B:事業構成は妥当ではない。 | [A] |
| <妥当性> | 保健福祉人材センター運営委員会を設け、福祉サービスのそれぞれの立場からの人材の不足及びニーズへの対応を検討し、実施している。 | |

【今後の課題】
 介護保険法改正による介護職員の研修体系の改正ではサービスの質の向上を目指し介護職員基礎研修とし実務研修時間が増大し市内の福祉施設を利用している現状では研修の実施は不可能であること。現在のところ訪問介護員2級養成講習会は、引き続き実施可能。また、2級受講者からのステップアップとして介護職員基礎研修の実施。
 障害者自立支援法の施行による訪問系サービス体系が再編され、介護保険法上の訪問介護員2級取得後実務経験3年以上は、行動援護及び重度訪問介護に従事できることになり、今後訪問介護員2級の実施回数について検討が必要。この2件については、実務研修時間が増大するのでその施設の受入態勢が問題。

| | | |
|---|-------------|------------|
| 4 Action:見直し | | |
| 【今後の具体的な対策】 | | |
| 受講を希望する者、ヘルパー等を雇用する福祉団体や福祉施設などのニーズを的確に把握し、真に求められる研修を実施するとともに、個々の要望に対する相談・連絡調整体制を確立し、求人・就労関係を適切に機能させ、支援を必要とする市民に対する福祉サービスにおける人的側面の向上を図る必要がある。そのためには、社会福祉協議会に設置された「保健福祉人材育成センター運営委員会」を中心に、ヘルパー養成研修等の内容を点検するとともに未就労の受講者の活用を考慮する必要があるものとする。 | | |
| 【総合評価】 | | |
| A 現状のまま継続 | B 見直して継続 | C 休止・廃止 |
| 1 大幅な見直しは必要ない | 1 重点化・拡大 | 1 休止 |
| 2 見直しには法令等の改正が必須 | 2 構成事業の見直し | 2 廃止 |
| 3 見直しの必要性があるが時期尚早 | 3 構成事業の移行 | 3 完了 |
| 4 現状では見直しが不可能 | (他事務事業への移行) | (_____年度) |
| | 4 規模の縮小 | |
| | | B |
| | | 2 |
| 【コメント】 | | |
| これまでは、福祉分野における制度的要求にこたえるために介護保険のヘルパー育成事業中心で実施してきたが、これからは障害者福祉分野はもとより、児童福祉すなわち子育て支援分野における人材育成について検討する必要がある。その検討に当たっては、府中市の福祉環境を総合的に考慮する取り組み、すなわち府中市福祉計画の改定において重点的に検討する必要がある。 | | |

| | |
|--|---|
| 行政評価委員会からのコメント | |
| 高齢化が進んでいる現状では、福祉分野における人材を確保することは大きな課題の一つであり、その人材を積極的に育成するという当該事業は有効である。現在、制度改正により様々な検討が必要となっているので、早急に解決を図り、さらに障害者分野の人材育成を視野に入れた人材育成の検討を進めるべきである。 | A |
| | 1 |

| | | | | | | | | | |
|--|--|---|--------|--------------------|-------|---------|---------|---------|---------|
| 【事務事業名】 福祉のまちづくりの推進事業 | | 【府中市総合計画】 第1章 安心していきいきと暮らせるまちづくり 7 地域福祉 (3) 地域環境整備 福祉のまちづくりの推進 | | 【開始年度】 平成4年 | | | | | |
| 【主管部課】 福祉保健部地域福祉推進課 | | | | | | | | | |
| 【実施根拠】 福祉のまちづくり条例 同条例施行規則 福祉環境整備事業助成金交付要綱 | | 【類似・関連事業】 民間施設のバリアフリー化事業 公共施設のバリアフリー化の推進 | | | | | | | |
| 【事業を取り巻く現況(市民の反応、国・都・他市の状況等)】 高齢者人口等が増加する中で、介護が必要になっても地域で安心して暮らし続けるため、福祉のまちづくりの観点からのハード面及びソフト面の環境整備を図り、介護予防につながる社会参加(外出等)や在宅介護がより容易になるような社会の構築が時代の要請となっている。 | | | | | | | | | |
| 1 PLAN:計画 | | | | | | | | | |
| 【事業の目的・目標】 | | | | | | | | | |
| 事業の対象は | 不特定多数の方が利用する建築物等をはじめとした地域社会の生活環境 | | | | | | | | |
| どのような方法で(どの細事業を活用して) | 福祉のまちづくり条例に基づき、福祉的環境の整備を目的として不特定多数の方が利用する建築物等に係る事前協議、完了確認を実施。福祉のまちづくり推進審議会の開催。 | | | | | | | | |
| どのような状態にしたいか | 福祉のまちづくり条例に基づき、不特定多数の方が利用する建築物等の福祉的整備を促進し、高齢者や障害者をはじめとしたすべての市民が安全で快適な生活を営むことができる良好な生活環境の実現を図る。 | | | | | | | | |
| 【評価指標】 | | | | | | | | | |
| 基本指標(単位) = 福祉的環境整備に係る指導助言件数 (件) | | 参考指標(単位) = | | | | | | | |
| 【指標の考え方】 不特定多数の方が利用する物販店、飲食店及び集合住宅などの都市施設等の新設または改修時における、福祉のまちづくり条例に基づく事前協議における指導助言の想定数。 | | 【指標の考え方】 | | | | | | | |
| 【目標値の設定根拠】 過去3年間の平均件数を目標値とする。 | | 【目標値の設定根拠】 | | | | | | | |
| | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 |
| 目標達成率 | 85.8% | 76.4% | 100.0% | 0.0% | 目標達成率 | #DIV/0! | #DIV/0! | #DIV/0! | #DIV/0! |
| 目標値 | 232 | 216 | 191 | 185 | 目標値 | | | | |
| 実績値 | 199 | 165 | 191 | | 実績値 | | | | |

| | | | | | | |
|---|-----|------|--------|-----------|---------------|--------------|
| 2 Do:実施 | | | | | | |
| 【事業の概要】 (事業費及び特定財源 / 単位:千円) | | | | | | |
| 主な内容 | 事業費 | 特定財源 | 従事職員 | 総費用 | 実績区分(単位)及び実績値 | 単価(円) |
| 福祉のまちづくり推進審議会 | 131 | 0 | 0.1 人 | 929,941 | 開催回数 (回) | 1 929,941.3 |
| 整備基準に基づく指導・助言 | 0 | 0 | 0.5 人 | 3,994,707 | 審査件数 (件) | 191 20,914.7 |
| バリアフリーマップの作成 | 233 | 116 | 0.15 人 | 1,315,412 | 作成部数 (部) | 5,000 263.1 |
| | | | 人 | 0 | () | #DIV/0! |
| | | | 人 | 0 | () | #DIV/0! |
| 当該事業に関する施策を計画的に推進する上で必要な事項を調査及び審議するため、福祉のまちづくり推進審議会を開催。福祉のまちづくり条例整備基準に基づき、特定施設の新設または改修時の事前協議において、指導助言を実施。市民が外出の際に利用できるよう、公共施設のバリアフリー情報や障害者団体のおすすめの店などを掲載した「ふちゅうバリアフリーマップ」を、市民参加の編集委員会により作成。 | | | | | | |

| | | | |
|---|------------------------------|-------|--|
| 3 Check:評価 | | | |
| 【事業の役割】市民ニーズ等の変化により、事業の役割が薄れていないか。 | A:薄れていない B:若干薄れている C:薄れている | [A] | |
| 【実施の必要性】市が実施すべき事業か。同様の内容を民間がやっていないか。 | A:市が実施すべき B:市以外でも実施している。 | [A] | |
| <必要性> 引き続き不特定多数の方が利用する建築物等の福祉的整備を促進し、高齢者及び障害者等の利便と社会参加の拡大を図るとともに、ユニバーサルデザインの導入など新たな課題への対応を行う必要がある。 | | | |
| 【内容の見直し】成果の向上のため、事業内容に見直しの余地があるか。 | A:見直しの余地なし B:検討の余地あり C:見直すべき | [B] | |
| <有効性> 不特定多数の方が利用する建築物等の事前協議を行っているが、中高層以外の建築物について把握出来ていない現状がある。 | | | |
| 【民間委託等】民間活力の活用により成果を下げずにコストを下げられるか。 | A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み | [B] | |
| 【統合・連携】類似事業等との統合・連携によるコスト削減は可能か。 | A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み | [B] | |
| <効率性> 建築確認申請提出時に、福祉的環境整備の面も同時に確認、チェックすることは可能ではないか。また、バリアフリー状況の情報提供などの方法として民間活力の活用は可能ではないか。 | | | |
| 【事業構成の妥当性】目的達成のために必要な事業構成になっているか。 | A:事業構成は妥当である。 B:事業構成は妥当ではない。 | [A] | |
| <妥当性> ハード面の強化だけに留まらず、ソフト面(情報提供など)も含め、福祉のまちづくり推進審議会において検討しており妥当なものと考ええる。 | | | |

| | | | |
|--|--|--|--|
| 【今後の課題】 | | | |
| 事前協議における指導等については、中高層以外の建築物について把握出来ていない現状がある。また、指導等においては、ユニバーサルデザインの考え方の導入、普及が必要であり、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」への対応も必要となる。さらに、ソフト面(情報伝達や啓蒙活動等)の対応、視覚・聴覚障害者への情報提供の方法の確立が必要である。 | | | |

| | | | |
|--|--------------------------|--------------------|---|
| 4 Action:見直し | | | |
| 【今後の具体的な対策】 | | | |
| 社会福祉法の理念である「個人の尊厳」と「自立した日常生活」を重視した、地域社会を基盤とした福祉の推進のためには、ノーマライゼーションやバリアフリー及びユニバーサルデザインについての市民、事業者の認識や理解をさらに深める必要がある。そのため、様々な広報媒体を活用した普及・啓発に努めるとともに、「福祉のまちづくり条例」に基づく環境整備を進め、誰にもやさしいまちづくりを推進していく。 | | | |
| 【総合評価】 | | | |
| A 現状のまま継続 | B 見直して継続 | C 休止・廃止 | B |
| 1 大幅な見直しは必要ない | 1 重点化・拡大 | 1 休止 | |
| 2 見直しには法令等の改正が必須 | 2 構成事業の見直し | 2 廃止 | 2 |
| 3 見直しの必要性があるが時期尚早 | 3 構成事業の移行 (他事務事業への移行) | 3 完了 (_____年度) | |
| 4 現状では見直しが不可能 | 4 規模の縮小 | | |
| 【コメント】 | | | |
| 福祉のまちづくり条例と新たに導入されるユニバーサルデザインの考え方及び「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」との関係を検討し、新たな制度や法律への対応を図っていく必要がある。また、第5次府中市総合計画後期基本計画の策定を踏まえ、福祉のまちづくり推進計画を策定する予定である。 | | | |

| | | |
|---|--|---|
| 行政評価委員会からのコメント | | B |
| 当該事業により、不特定多数の方が利用する物販店や飲食店などの施設を福祉的に環境整備すると、高齢者や障害者など身体が不自由な方が利用しやすくなり、社会参加の促進に寄与している。しかし、さらなる促進を図るためには、市民や事業者などの理解が欠かせないので、様々な手法で普及・啓発に努める。 | | |
| | | 2 |